

袖ヶ浦市
地域福祉計画（第4期）
(案)

令和8年 月策定

袖ヶ浦市

表紙裏白

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉とは	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画期間	6
5 計画の策定体制	7
第2章 本市を取り巻く地域福祉の現状	8
1 統計からみる市の現状	8
2 各地区の概況	18
3 地域福祉に関する近年の国や社会の動向	22
4 市民等からの意見	24
第3章 これまでの取組と課題	34
1 第3期計画の総括	34
2 第3期計画の目標ごとの振り返り	35
3 第3期計画の課題を踏まえた第4期計画の方向性について	49
第4章 計画の基本的な考え方と目標	51
1 基本理念	51
2 基本視点	52
3 計画の目標	53
4 包括的な支援による取組の推進	54
5 成果指標	54
6 計画の体系	55
7 協働による計画の推進	56
第5章 目標の達成に向けた施策と包括的な支援による取組の推進	58
1 目標の達成に向けた施策の推進	58
目標1 地域への親しみや地域の福祉に関わる人材づくり	58
目標2 地域のつながりや支え合いの充実	63
目標3 みんなでつくる誰もが暮らしやすい地域づくりの推進	71
2 包括的な支援による取組の推進	79
(1) 重層的支援体制整備事業の推進（重層的支援体制整備事業実施計画）	79
(2) 成年後見制度利用支援に関する事業の推進（成年後見制度利用促進基本計画） ...	87
(3) 再犯防止に向けた取組の推進（再犯防止推進計画）	96
第6章 計画の推進体制	103

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本市は、令和2年6月に「袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）」（以下「前計画」という。）を策定し、地域における様々な生活課題の解決に向けて、地域福祉を推進していく地域住民等が生きがいを持って活動に参加していけるように、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）をはじめとする関係機関と連携し、地域福祉に関する各種事業に取り組んできました。

しかし、計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の拡大により社会・経済に大きな影響がおよび、本市においてもイベント行事の中止やサロン活動などの交流事業が縮小に追い込まれるとともに、こうした状況が長期化したことで、人ととのつながりや、地域社会とのつながりの希薄化が進んだことなどが懸念されています。

また、ひきこもりやヤングケアラー、老々介護、8050問題、自殺、虐待、子育て家庭の問題、生活困窮者や貧困の連鎖などへの対策、防犯・防災等の地域の安全対策など、地域における課題は複雑化・複合化しており、地域のつながりの中で相互に助け合いながら様々な地域の課題解決に取り組み、地域とともに創っていく地域共生社会の実現が不可欠となっています。

このような中、国においては、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ等に的確に対応していくため、地域共生社会実現に向けた包括的支援体制の整備の促進が図られています。

また、新型コロナウイルス感染症を機に顕在化した課題への対応等の視点も含めて、孤独・孤立対策や困難な問題を抱える女性への支援、生活困窮者の自立支援の充実など、地域福祉に関連する法制度の見直しが行われています。

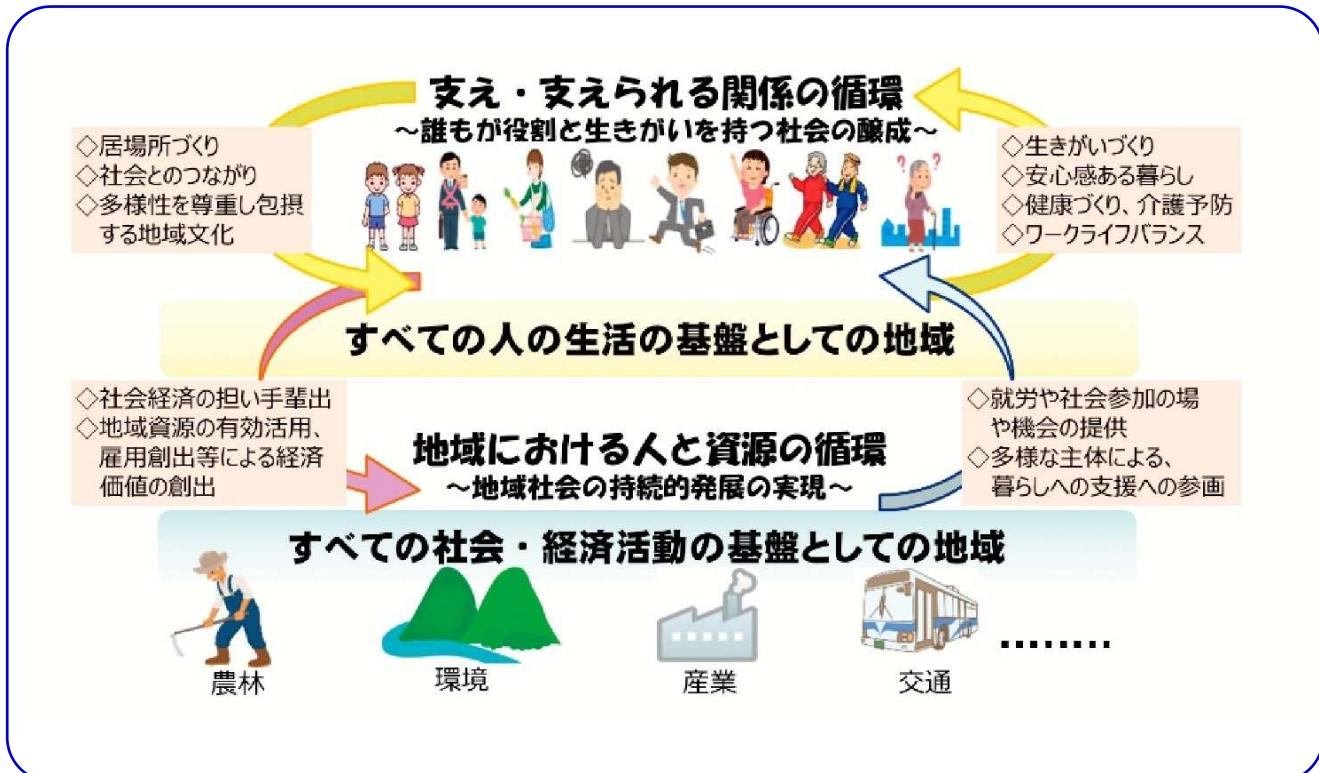
団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、高齢化率が大幅に上昇するなど、地域福祉を取り巻く環境の更なる変容が懸念されており、地域福祉計画に求められる事項の変化に対応していく必要があります。

そのため、国や県の動向、社会情勢の変化や市内の地域福祉活動の状況を踏まえながら、より住民のニーズに沿った内容で多様な地域福祉活動が展開され、地域共生社会の実現につながるよう、前計画の成果と課題を分析し、更なる地域福祉施策の充実に向けて新たに「袖ヶ浦市地域福祉計画（第4期）」（以下「第4期計画」という。）を策定するものです。

【参考】地域共生社会について

国が提唱する地域共生社会とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」です。

【地域共生社会のイメージ】



<資料：厚生労働省HP「地域共生社会の推進」>

地域共生社会を実現する方法は地方自治体（市町村）にゆだねられており、地域共生社会の推進の観点から、社会福祉法第106条の3では市町村が包括的な支援体制の整備に努めることとされ、その具体的な方策の一つとして「重層的支援体制整備事業」が社会福祉法第106条の4に位置づけられています。

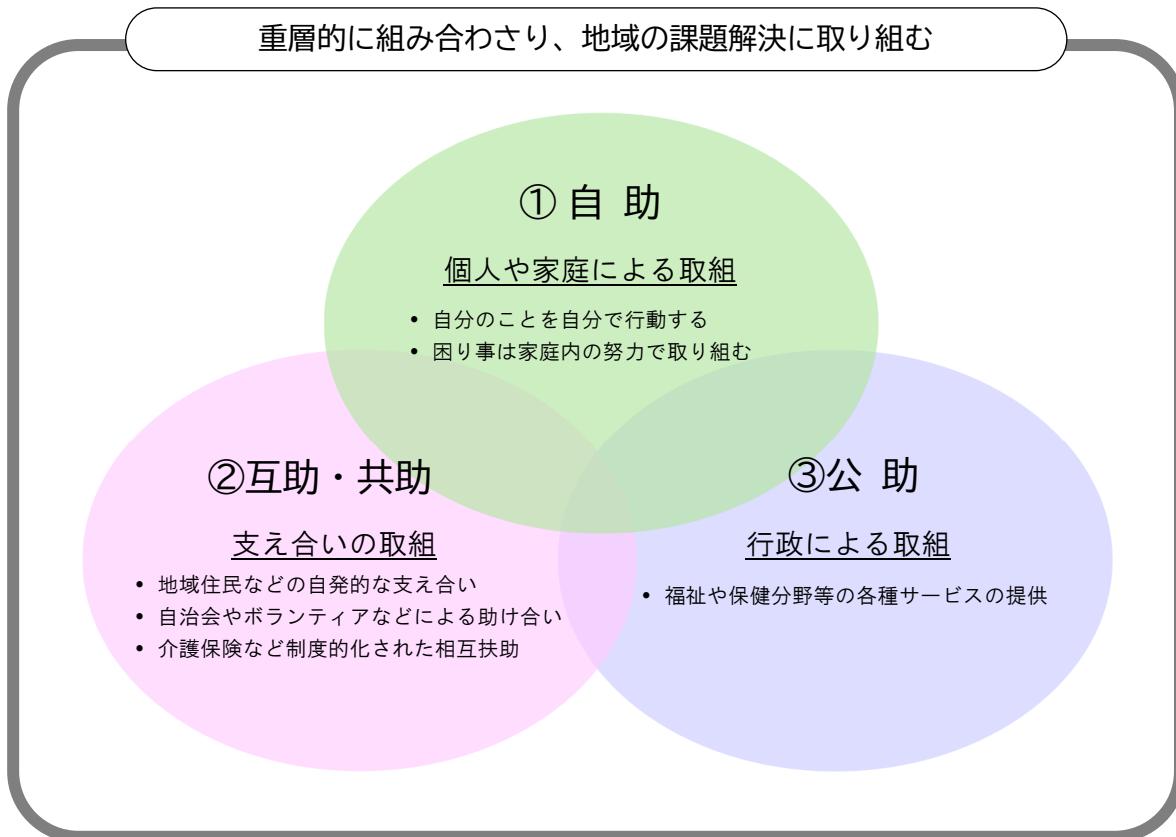
2 地域福祉とは

「福祉」というと、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉といった対象者ごとに分かれているものを思い浮かべることが一般的です。これら分野別の福祉は、その対象者ごとに必要な福祉サービスを提供するもので、「特定の人のため」という意味合いが強いものです。

しかし、地域福祉とは、対象者を限定せず、地域の中の困りごとを、地域住民や行政、社会福祉協議会、関係機関などとの関係性の中で解決していくための仕組みのことをいいます。つまり、地域福祉は特別なものではなく、誰にとっても身近に関わりのあるものといえます。

こうした地域福祉は、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせ、助け合いながら地域の課題解決に取り組んでいくことが重要なポイントとなります。

【「自助」「互助・共助」「公助」のイメージ】



① 自助：個人や家庭でできることは自ら行います。

② 互助・共助

互助：地域住民や友人など、身近な人間関係の中で自発的に支え合います。

共助：制度的な裏付けのもとに相互に支え合います。

③ 公助：行政が提供する公的な福祉サービス等を提供します。

3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画等の法的根拠

第4期計画を含めた各計画の法的根拠は、以下のとおりです。

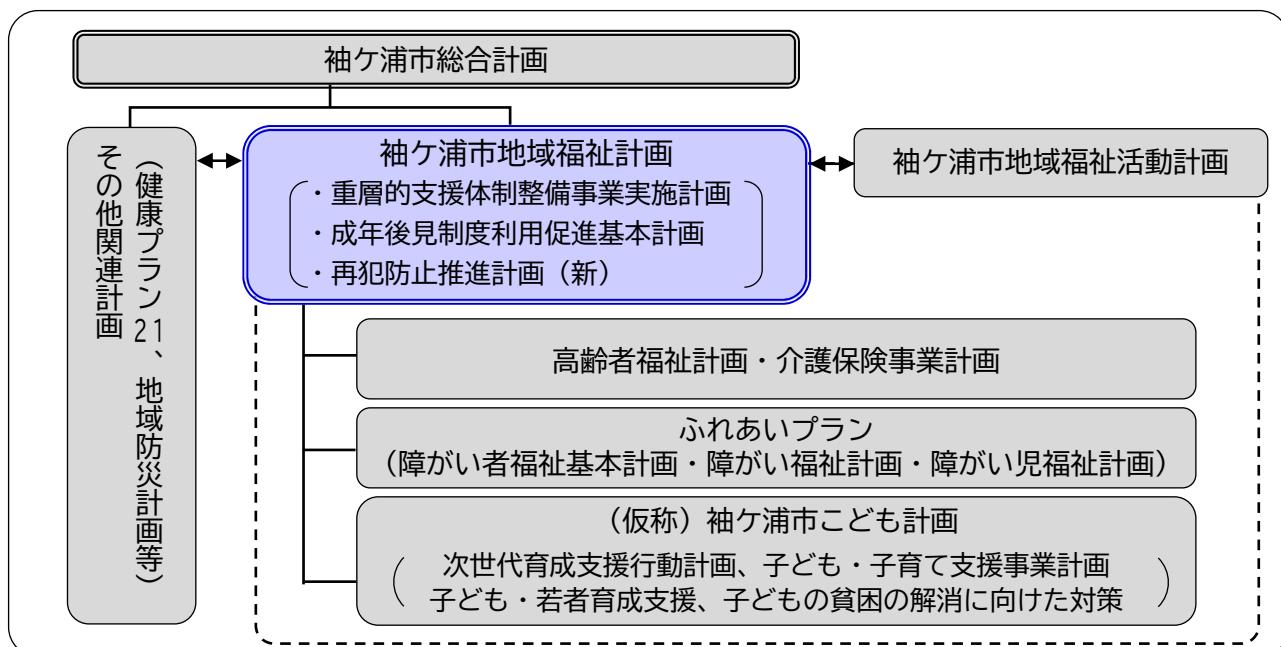
計画の名称	根拠法令
市町村地域福祉計画	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項
重層的支援体制整備事業実施計画	社会福祉法第106条の5第1項
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律 (平成28年法律第29号) 第14条第1項
地方再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律 (平成28年法律第104号) 第8条第1項

(2) 計画の位置づけ

第4期計画は、本市の最上位計画である「袖ヶ浦市総合計画」(以下「総合計画」という。)のを目指す将来の姿や施策体系を踏まえ、福祉分野の上位計画として、高齢者、障がい者及び子ども等の福祉に関する分野別計画との整合や連携を図り、これらの計画を横断的につなげる計画であるとともに、市民、地域、行政等がそれぞれの役割を担って地域福祉を推進するための共通理念を示す包括的な計画です。

さらに、社会福祉協議会が策定する「袖ヶ浦市地域福祉活動計画(第5期)」とともに“地域福祉の推進”という共通の目標を掲げ、地域の生活課題や社会資源の状況などを共有し、それぞれの立場においてそれぞれの役割を果たし、相互に補完・協働・連携して地域福祉を推進していくため、整合を図り策定するものです。

【計画の位置づけ】



(3) SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを目指しています。

地域福祉においても、SDGsの視点を踏まえて取組を進めていくことが重要なため、第4期計画においても、SDGsの掲げる目標を取り入れ、施策の展開を図ります。

【SDGsの17の目標】



4 計画期間

前計画が令和7年度に計画の最終年度を迎えることから、第4期計画は令和8年度を計画の初年度とし、計画期間は、市の最上位計画である「総合計画」との整合を図り、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

【袖ヶ浦市地域福祉計画及び関連計画の計画期間】

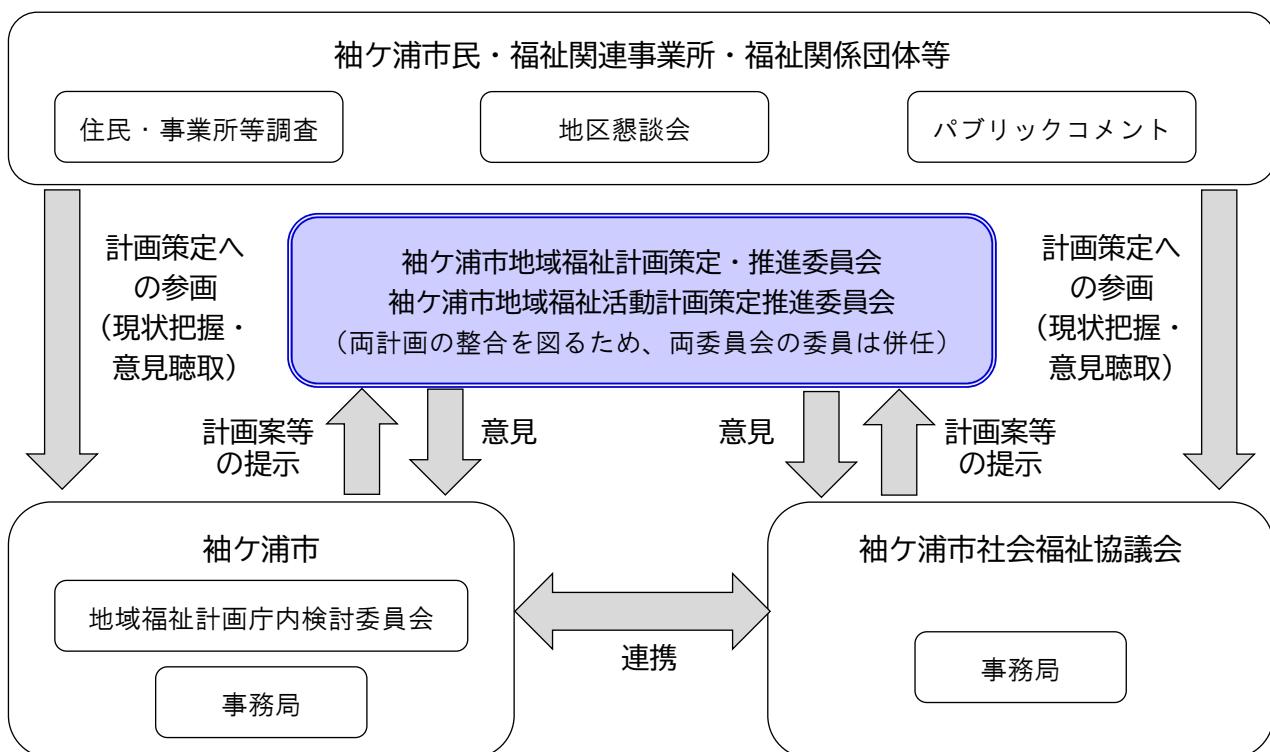
	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度	令和13 年度
袖ヶ浦市総合計画							
基本計画							
実施計画			第3期			第4期	
袖ヶ浦市地域福祉計画					第4期		
袖ヶ浦市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画		第9期		次期計画		次期計画	
そでがうら・ ふれあいプラン	障がい者福祉基本 計画		第4期			次期計画	
	障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第7期 第3期		次期計画		次期計画	
(仮称)袖ヶ浦市こども計画(次 世代育成支援行動計画、子ども・子 育て支援事業計画、子ども・若者育 成支援、子どもの貧困の解消に向け た対策)			第1期			次期計画	
袖ヶ浦市地域福祉活動計画				第5期			

5 計画の策定体制

第4期計画の策定にあたっては、府内に「袖ヶ浦市地域福祉計画庁内検討委員会」を設置するとともに、福祉団体の代表や学識経験者、市民等を構成員とする「袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会」及び「袖ヶ浦市地域福祉活動計画策定推進委員会」（計画の整合性をとるために、委員は併任）を設置し、地域福祉を推進するための施策や実施事業等について検討し、計画案などの作成を進めました。

また、市民や福祉関連事業所及び福祉関係団体等の参画体制として、住民意識調査（アンケート）、福祉関連事業所及び福祉関係団体調査（アンケート、ヒアリング）、地区社会福祉協議会エリアごとの地区懇談会、パブリックコメントを実施し、地域福祉の在り方に関する様々な意見を反映させることに努めました。

【計画の策定体制】



第2章 本市を取り巻く地域福祉の現状

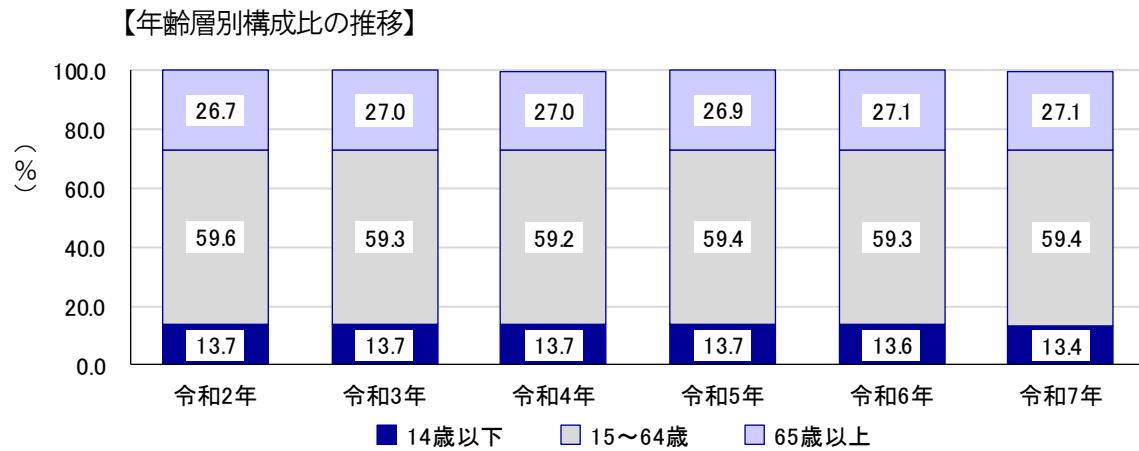
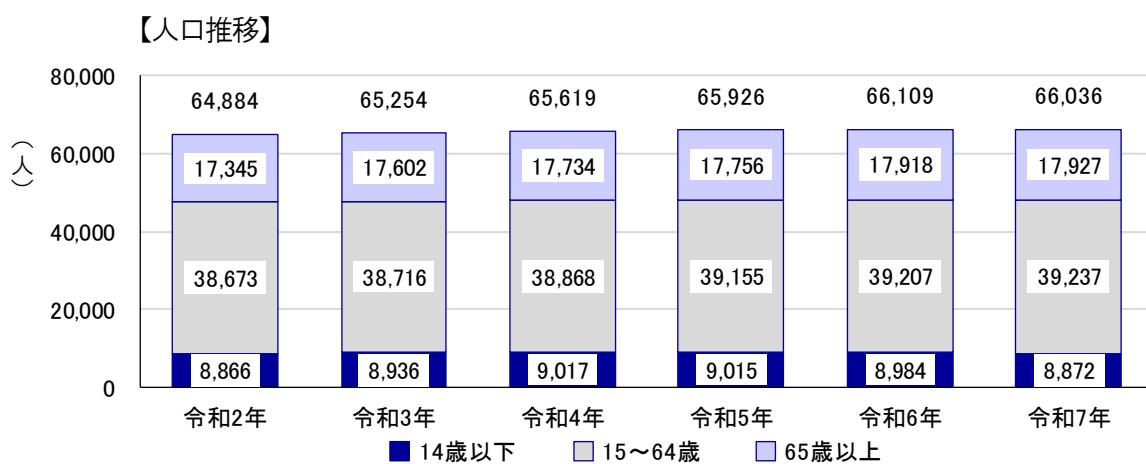
1 統計からみる市の現状

(1) 人口の状況

本市の人口は増加傾向にあり、令和7年は66,036人となっています。

年齢層別にみると、「14歳以下」が8,872人、「15～64歳」が39,237人、「65歳以上」が17,927人となっています。「14歳以下」は令和5年以降減少に転じ、「15～64歳」及び「65歳以上」は増加しております。

年齢層別構成比をみると、「14歳以下」が13.4%、「15～64歳」が59.4%、「65歳以上」が27.1%となっています。年齢層別構成比はおおむね横ばいで推移していますが、令和2年から比較すると「14歳以下」及び「15～64歳」が若干低下し、「65歳以上」が若干上昇しています。



<資料：市・住民基本台帳 各年10月1日時点]>

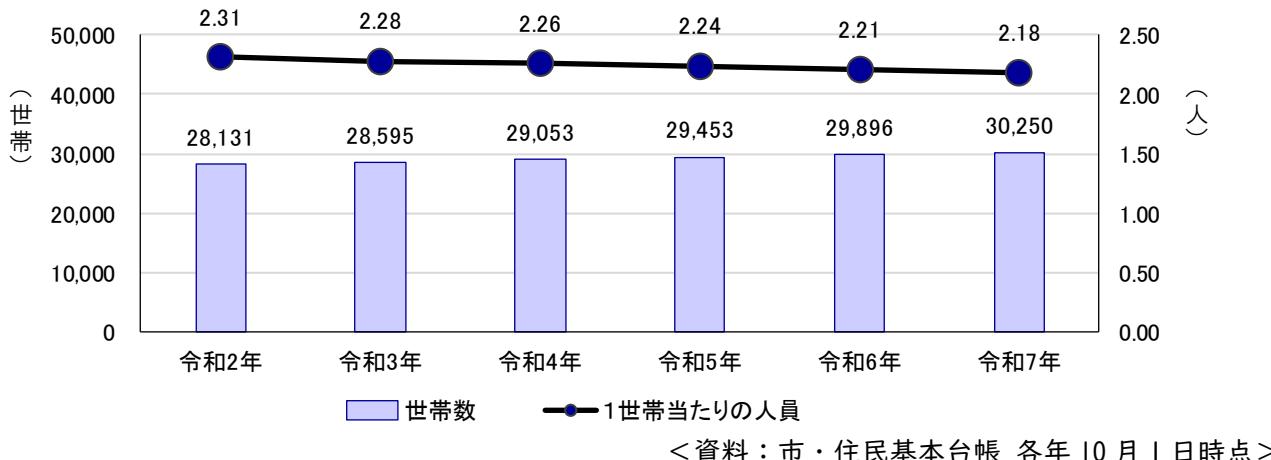
参考 将来人口

本市の将来人口については、「総合計画」において、令和13年（基本構想の目標年次）の目標人口を、総合計画に基づく効果的な施策の展開を図ることにより、65,000人以上を維持することとしています。

(2) 世帯数及び1世帯当たりの人員の状況

世帯の状況をみると、「世帯数」は年々増加しています。一方、「世帯数」の増加に対して、「1世帯当たり人員」は減少を続けており、世帯構成員の減少がうかがえます。令和7年は「世帯数」は30,250世帯、「1世帯当たり人員」は2.18人となっています。

【世帯数及び1世帯当たりの人員の推移】

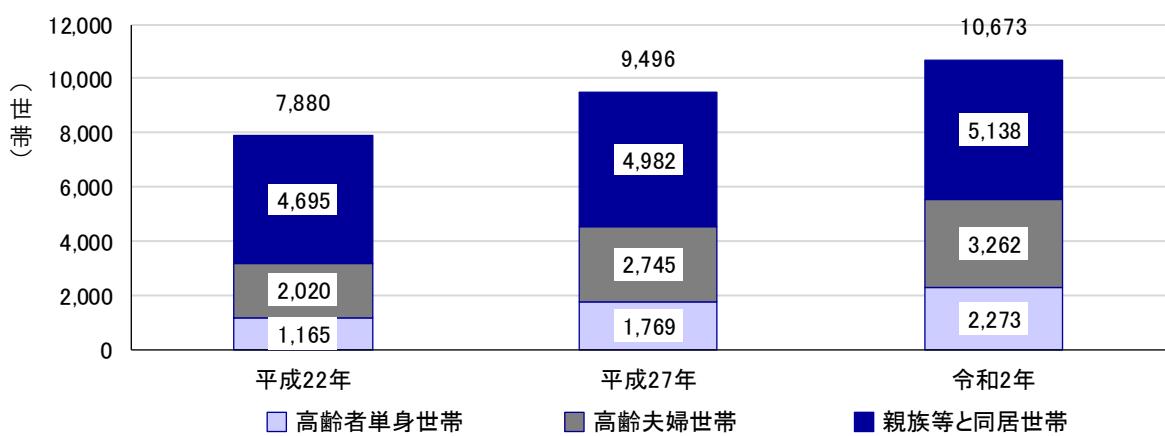


(3) 高齢者の状況

ア) 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯数は増加しており、令和2年では「高齢者単身世帯」は2,273世帯、「高齢夫婦世帯」は3,262世帯、「親族等と同居世帯」は5,138世帯となり、高齢者のいる世帯の合計は10,673世帯となっています。平成22年からの推移をみると、高齢者のいる世帯は1.4倍増加していますが、高齢者単身世帯は約2倍と増加が著しく、高齢夫婦世帯も1.6倍増加しています。

【高齢者のいる世帯の推移】

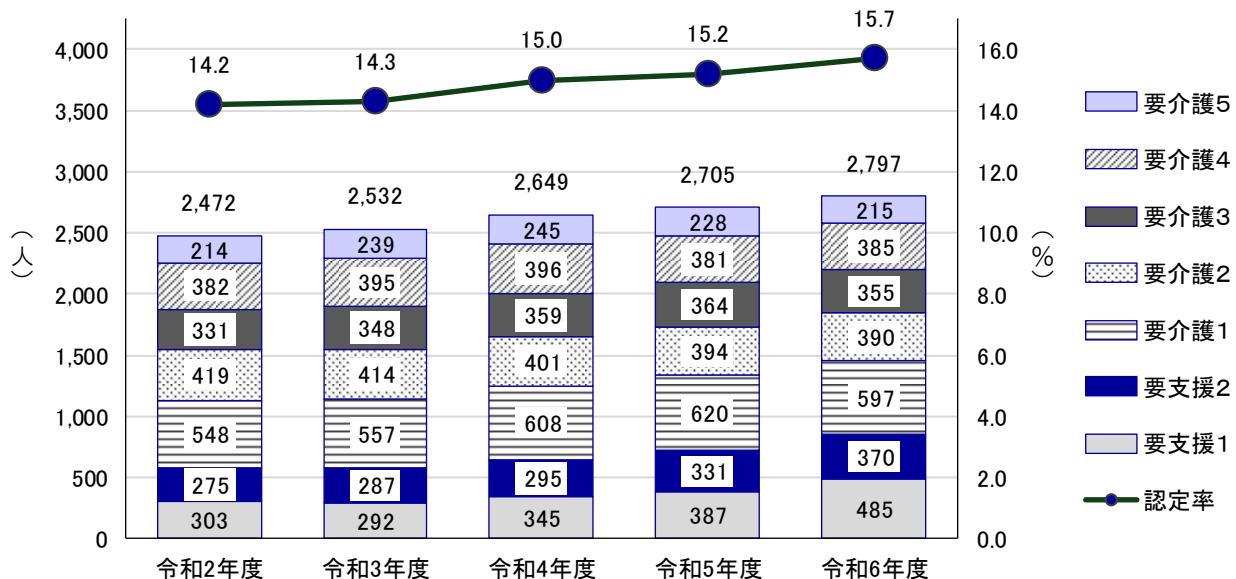


イ) 要支援・要介護認定者数の状況

本市における第1号被保険者（65歳以上）のうち、要支援・要介護認定者数は増加しており、令和6年度の要支援・要介護認定者数の合計は2,797人となっています。「認定率※」は15.7%となり、全国（19.7%）及び千葉県（18.4%）よりも低いものの、上昇が続いています。

今後も高齢者人口の増加が見込まれ、認定者数も更に増加することが予測されます。

【要支援・要介護認定者数及び認定率の推移】



<資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」>

※認定率：第1号被保険者に対する第1号被保険者の要支援・要介護認定者の割合をいう。

ウ) 高齢者の就労状況

高齢者の就労状況についてみると、令和2年は「主に仕事」が3,149人、「家事の他仕事」は1,144人、「通学のかたわら仕事」は2人となり、「仕事をしている人の合計」は4,295人となっています。平成22年からの推移をみると、仕事をしている人は1.7倍の増加となっています。

「高齢者人口に占める割合」も上昇しており、高齢になっても何らかの仕事をしている人が増えています。

【高齢者の就労状況】

(人、%)

	平成22年	平成27年	令和2年
高齢者人口	12,157	15,143	17,057
主に仕事	1,881	2,653	3,149
家事の他仕事	586	858	1,144
通学のかたわら仕事	-	-	2
仕事をしている人の合計	2,467	3,511	4,295
(高齢者人口に占める割合)	(20.3)	(23.2)	(25.2)

<資料：国勢調査 各年10月1日時点>

(4) 障がいのある人等の状況

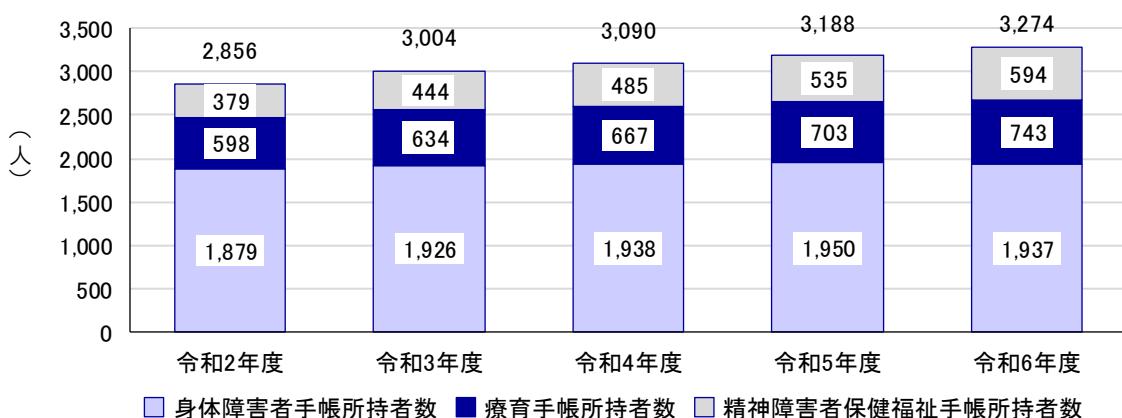
① 障害者手帳所持者等の状況

障害者手帳所持者数は増加しており、令和6年度は3種合計で3,274人となっています。

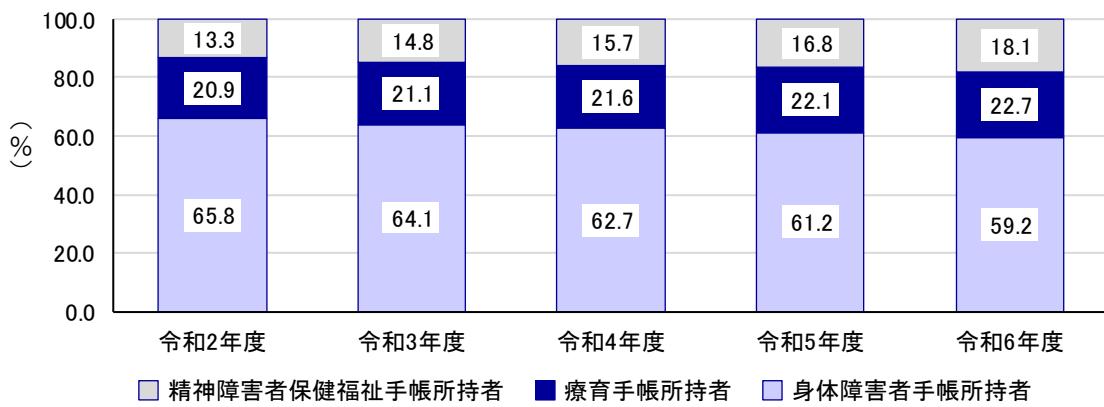
3種それぞれの障害者手帳所持者数も年々増加傾向にあり、「身体障害者手帳所持者」が59.2%と最も高くなっていますが、令和2年度からの推移をみると減少しています。一方、「療育手帳所持者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者」の割合は増加しています。

特定医療費（指定難病）受給者証を所持する難病患者数は近年増加し、令和6年度は545人となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】

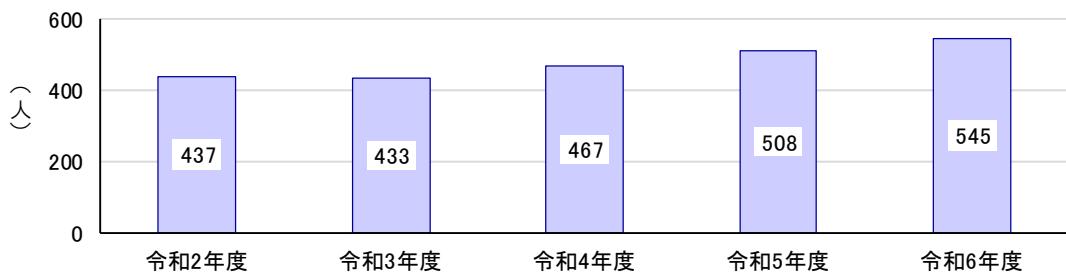


【障害者手帳所持者の構成比の推移】



<資料：市・障がい者支援課 各年度末>

【特定医療費（指定難病）受給者証の所持者数の推移】



<資料：千葉県君津健康福祉センター 各年度末>

(5) 子どもの状況

ア) 子どものいる世帯の状況

令和2年の子どものいる一般世帯数のうち、「6歳未満親族のいる世帯」は2,587世帯、「18歳未満親族のいる世帯」は5,984世帯となっています。子どものいる一般世帯は核家族世帯が多く、一般世帯に占める割合は増加しており、令和2年は「6歳未満親族のいる世帯」で90.3%、「18歳未満親族のいる世帯」では87.2%となっています。

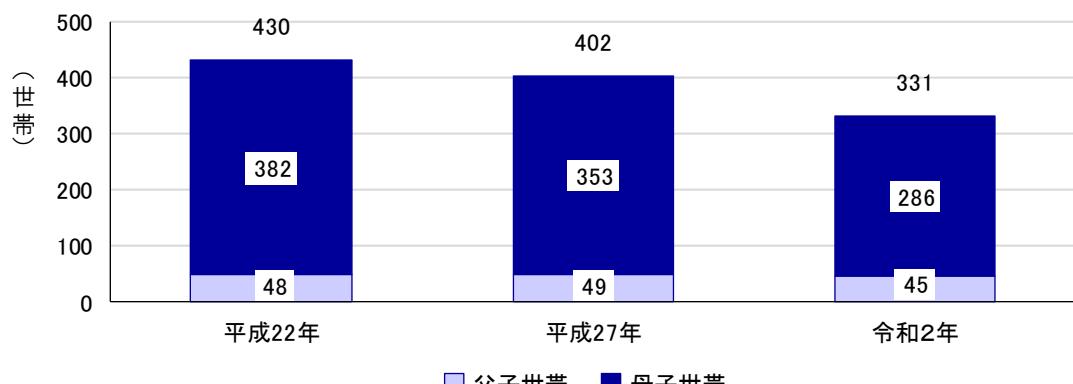
「母子世帯」「父子世帯」は減少傾向にあり、令和2年の「母子世帯」と「父子世帯」を合わせると331世帯となっています。

【子どものいる世帯数の推移】

(世帯、%)

	平成22年			平成27年			令和2年		
	一般世帯数	うち、核家族世帯	核家族世帯の割合	一般世帯数	うち、核家族世帯	核家族世帯の割合	一般世帯数	うち、核家族世帯	核家族世帯の割合
一般世帯	21,335	13,525	63.4	22,545	14,520	64.4	25,321	15,752	62.2
6歳未満親族のいる世帯	2,402	1,967	81.9	2,315	2,024	87.4	2,587	2,335	90.3
18歳未満親族のいる世帯	6,011	4,648	77.3	5,855	4,887	83.5	5,984	5,220	87.2

【母子世帯・父子世帯の推移】

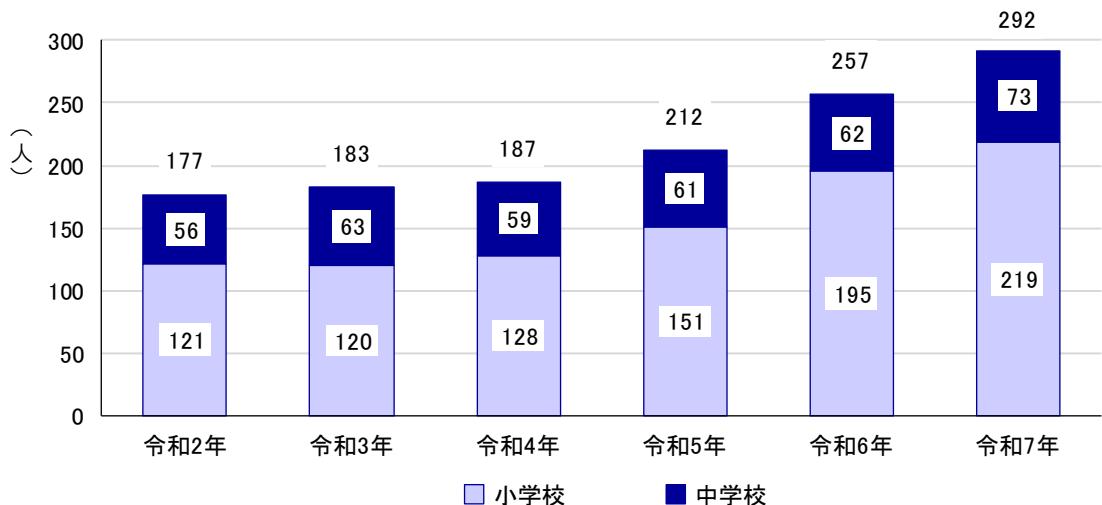


<資料：国勢調査 各年10月1日時点>

イ) 支援が必要な児童・生徒の状況

本市の小・中学校に設置されている特別支援学級に在籍している児童・生徒数は増加傾向にあり、令和7年は「小学校」219人、「中学校」73人となっています。

【特別支援学級の児童・生徒数の推移】

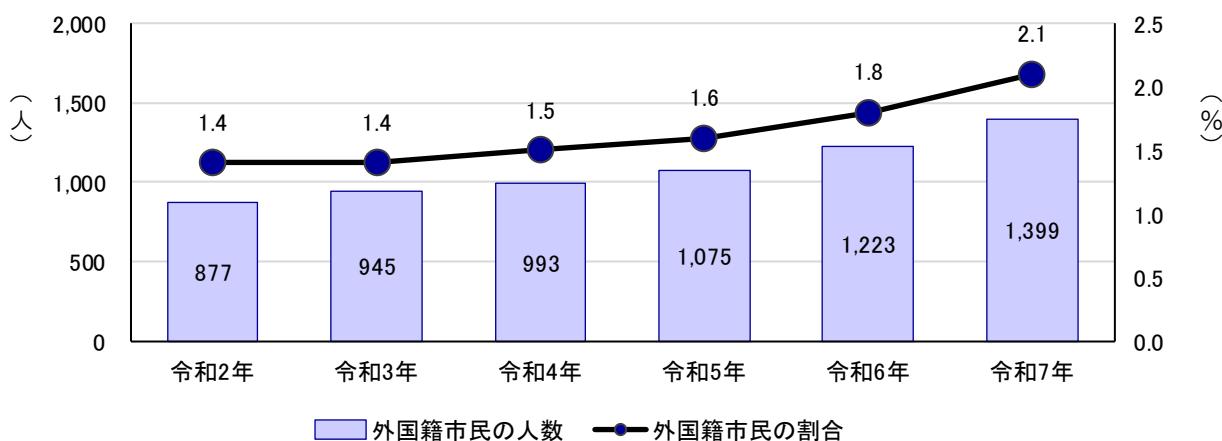


<資料：市・教育委員会 各年5月1日時点>

(6) 外国籍市民の状況

「外国籍市民の人数」は増加しており、令和7年は1,399人となっています。総人口に占める「外国籍市民の割合」も増加しており、2.1%となっています。

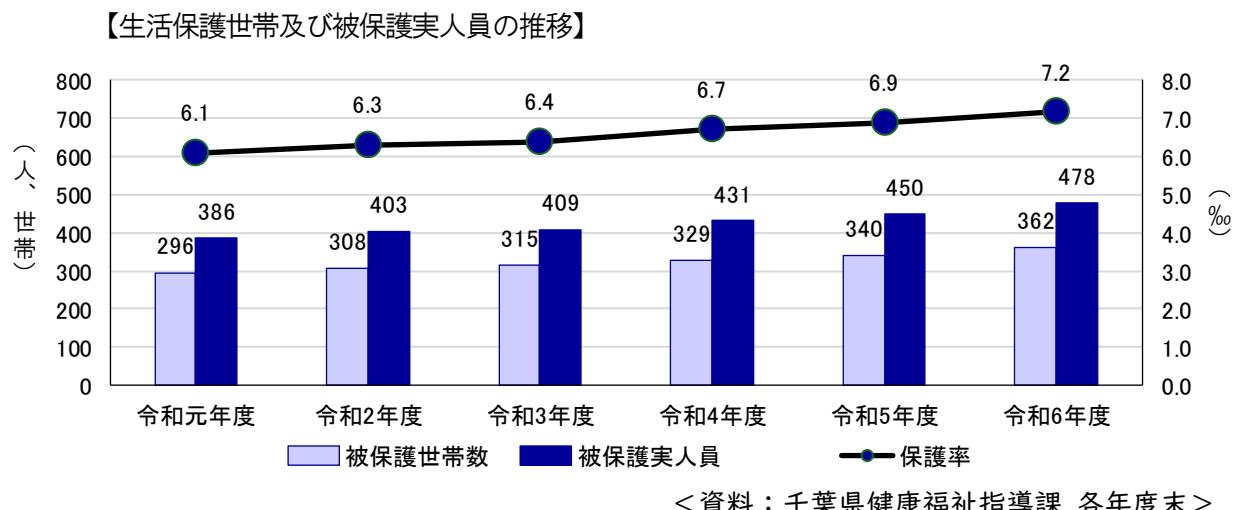
【外国籍市民の推移】



<資料：市・住民基本台帳 各年10月1日時点>

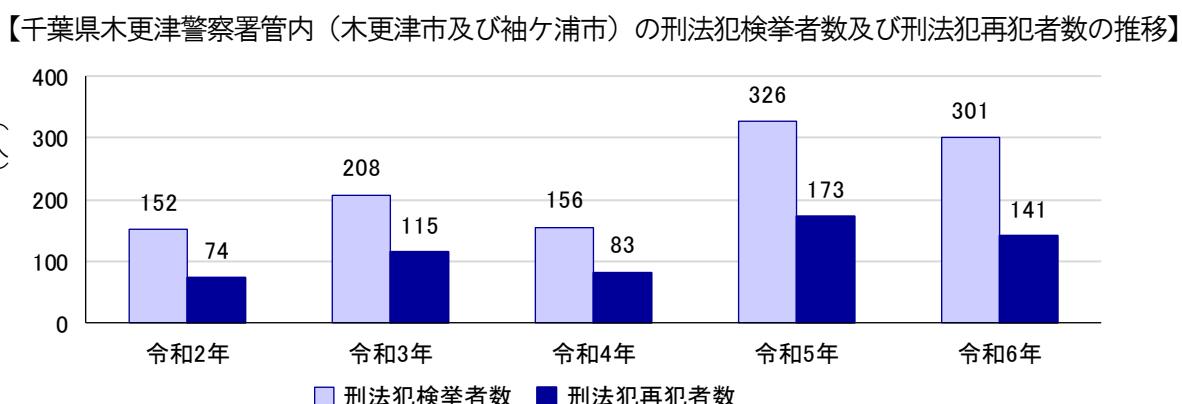
(7) 生活保護世帯及び被保護者の状況

「生活保護世帯数」及び「被保護実人員」は増加しており、令和6年度の「被保護世帯数」は362世帯、「被保護実人員」は478人となっています。「保護率」(人口千人当たり)も増加しており、7.2‰となっています。



(8) 刑法犯検挙者数等の状況

千葉県木更津警察署管内における20歳以上の刑法犯検挙者数及び刑法犯再犯者数は、令和2年から令和4年は大きな変化はみられませんでしたが令和5年に大幅に増加し、令和6年は刑法犯検挙者数が301人、法犯再犯者数は141人に減少しています。



※刑法犯検挙者数は、一般の刑法犯検挙者数と「覚醒剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法」違反検挙者数の合計であり、その他の法令違反に係る検挙者数は含まれません。

（資料：法務省 各年12月末時点）

参考 全国の刑法犯再犯者率

刑法犯検挙者のうち、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを見る指標である再犯者率は、全国及び千葉県では5割程度で推移しております、減少の傾向がみられます。

【参考】刑法犯再犯者率の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全国	49.1	48.6	47.9	47.0	46.2
千葉県	49.3	51.0	47.4	47.3	46.6

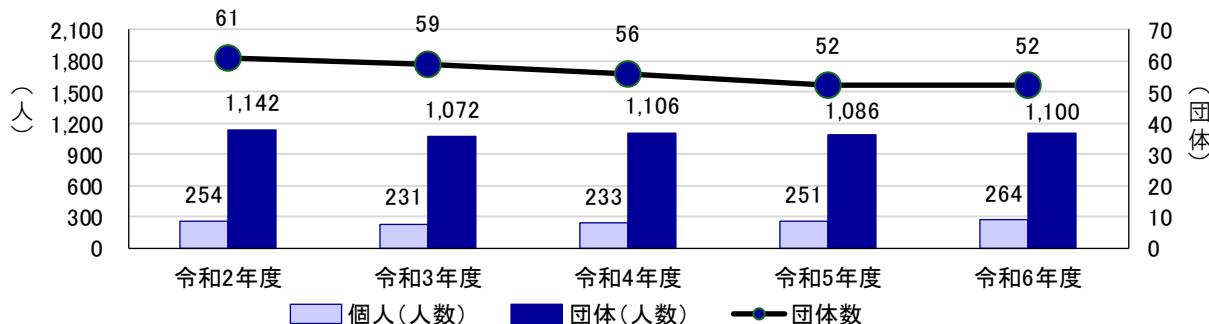
（資料：法務省 各年12月末時点）

(9) その他

ア) ボランティア登録者数

「個人」のボランティア登録者数は令和3年度以降増加しており、令和6年度は264人となっています。団体については、「団体数」は減少傾向、「団体(人数)」は横ばいで推移しており、令和6年度は「団体数」が52団体、「団体(人数)」は1,100人となっています。

【ボランティア登録者数の推移】

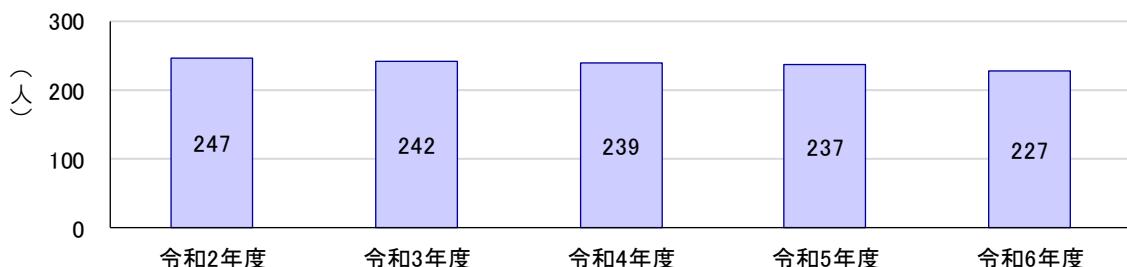


<資料：社会福祉協議会 各年度末>

イ) シルバー人材センター会員数

シルバー人材センター会員数は減少しており、令和6年度は227人となっています。

【シルバー人材センター会員数の推移】

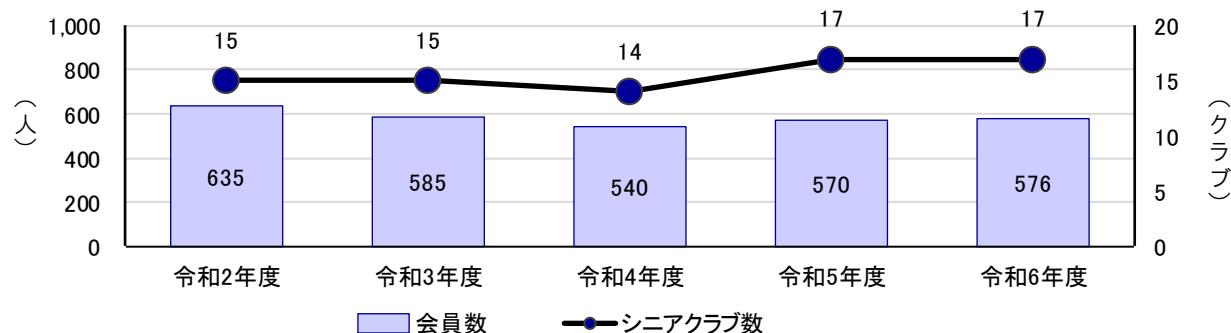


<資料：市・高齢者支援課 各年度末>

ウ) シニアクラブ数及び会員数

シニアクラブ数及び会員数は、令和4年度に減少したものの、その後はやや回復し、令和6年度は「シニアクラブ数」が17クラブ、「会員数」が576人となっています。

【シニアクラブ数及び会員数の推移】



<資料：市・高齢者支援課 各年度末>

工) 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員定数の推移をみると、令和7年改選時には人口が増加している「昭和地区」のみ増員となり、他の地区はこれまでと同数となっています。

【民生委員・児童委員定数の推移】

	令和元年改選時	令和4年改選時	令和7年改選時	(人)
昭和地区	22	23	27	
蔵波地区	23	23	23	
長浦地区	15	15	15	
東部地区	27	27	27	
根形地区	(7)	(7)	(7)	
平岡地区	(11)	(11)	(11)	
中富地区	(9)	(9)	(9)	
主任児童委員	9	9	9	
合 計	96	97	101	

※()は、東部地区のうち、各地区的内訳

<資料：市・地域福祉課（改選時における数値を記載）>

オ) 保護司の状況

保護司の人数はおおむね一定の人数で推移しており、令和6年度は11人となっています。

【保護司の人数の推移】

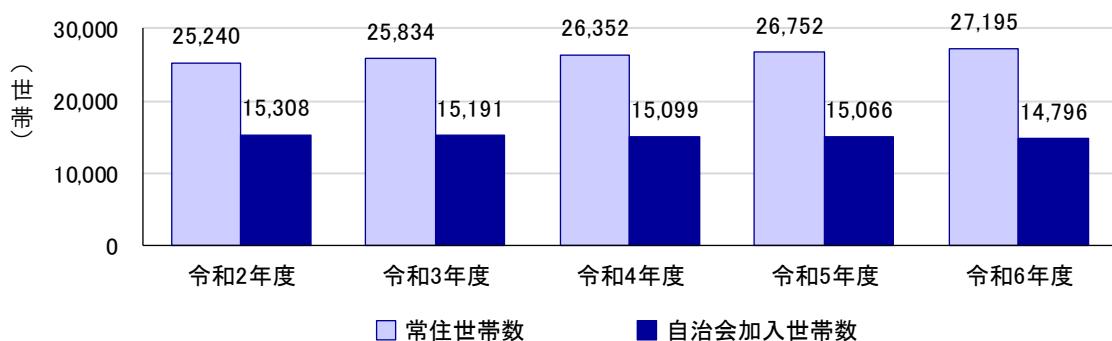
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(人)
保護司	12	12	11	11	11	

<資料：市・地域福祉課 各年度末>

カ) 常住世帯数と自治会加入世帯数

常住世帯数と自治会加入世帯数の推移をみると、「常住世帯数」は増加していますが「自治会加入世帯数」は減少しています。

【常住世帯数と自治会加入世帯数の推移】

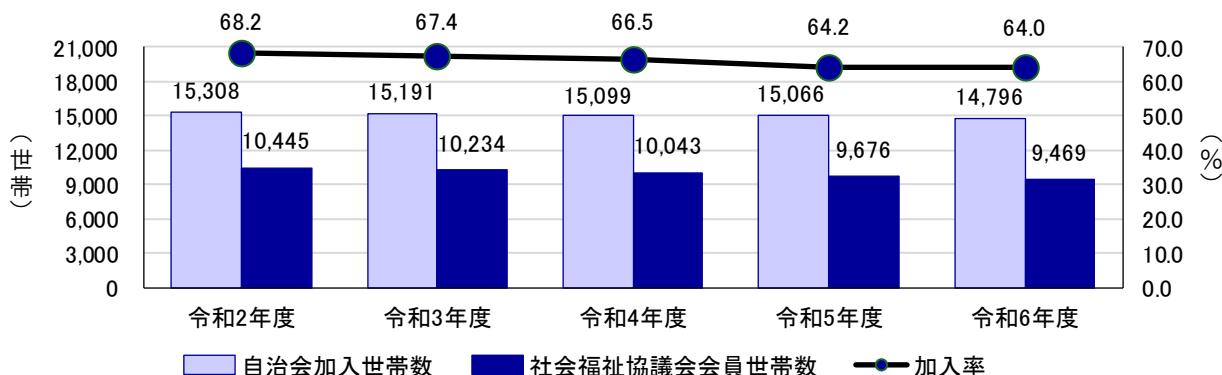


<資料：市・市民協働推進課 各年度末>

キ) 社会福祉協議会会員世帯数

社会福祉協議会会員世帯数の推移をみると、「社会福祉協議会会員世帯数」と「加入率」は、いずれも減少しており、令和6年度は64.0%となっています。

【社会福祉協議会会員世帯数の推移】



<資料：社会福祉協議会 各年度末>

2 各地区的概況

(1) 地区の構成

第4期計画の構成を検討する際に、市内を5地区に分けて検討しました。各地区的構成は以下のとおりです。



地区名	地域（大字名等）
昭和地区	坂戸市場、奈良輪、奈良輪1～2丁目、福王台1～4丁目、神納、神納1～2丁目、南袖、袖ヶ浦駅前1～2丁目
長浦地区	今井、今井1～3丁目、蔵波、蔵波台1～7丁目、久保田、久保田1～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖、長浦、長浦駅前1～8丁目
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曾根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永地、下泉、高谷、三箇、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井、三箇錯綜
中富地区	百目木、横田、大鳥居、三黒、谷中、真里錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、百目木錯綜、百目木飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

(2) 地区別の人口及び世帯の状況

ア) 地区別の人口

地区別の人口をみると、「長浦地区」が最も多く、次いで「昭和地区」となり、いずれも令和2年から増加しており、2万人台となっています。「根形地区」「平岡地区」「中富地区」は減少しており5千人台となっています。

【地区別の人口】

	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中富地区	(人)
令和7年(a)	22,301	27,732	5,772	5,148	5,083	
令和2年(b)	20,282	27,700	5,810	5,741	5,351	
差(a)-(b)	2,019	32	▲ 38	▲ 593	▲ 268	

<資料：市・住民基本台帳 各年10月1日時点>

年齢層別人口をみると、14歳以下は「昭和地区」が最多く、次いで「長浦地区」となり、令和2年と比較すると「昭和地区」のみ増加しています。

15~64歳は「長浦地区」が最多く、次いで「昭和地区」となり、令和2年と比較するとこの2地区は増加していますが、「根形地区」「平岡地区」「中富地区」は減少しており、中でも「平岡地区」が大きく減少しています。

65歳以上は「長浦地区」が最多く、次いで「昭和地区」となり、令和2年と比較すると「平岡地区」のみ減少しています。

【年齢層別的人口】

■14歳以下	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中富地区	(人)
令和7年(a)	3,967	3,562	543	323	477	
令和2年(b)	3,474	3,795	597	446	554	
差(a)-(b)	493	▲ 233	▲ 54	▲ 123	▲ 77	
■15~64歳	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中富地区	
令和7年(a)	14,039	16,741	3,153	2,598	2,706	
令和2年(b)	12,712	16,699	3,307	3,045	2,910	
差(a)-(b)	1,327	42	▲ 154	▲ 447	▲ 204	
■65歳以上	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中富地区	
令和7年(a)	4,295	7,429	2,076	2,227	1,900	
令和2年(b)	4,096	7,206	1,906	2,250	1,887	
差(a)-(b)	199	223	170	▲ 23	13	

<資料：市・住民基本台帳 各年10月1日時点>

第2章 本市を取り巻く地域福祉の現状

年齢層別構成比をみると、14歳以下は「昭和地区」が最も高く、次いで「長浦地区」となり、令和2年と比較すると「昭和地区」のみ増加しています。

15~64歳は「昭和地区」が最も高く、次いで「長浦地区」となり、令和2年と比較するとこの2地区は増加し、「根形地区」「平岡地区」「中富地区」は減少しています。

65歳以上は「平岡地区」が最も高く、次いで「中富地区」「根形地区」となり、3~4割台となっていますが、「昭和地区」「長浦地区」は1~2割台となり、地区の差が大きくなっています。また、令和2年と比較すると「昭和地区」のみ減少し、他の4地区は増加しています。

【年齢層別構成比】

(%)

■14歳以下	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中富地区
令和7年(a)	17.8	12.8	9.4	6.3	9.4
令和2年(b)	17.1	13.7	10.3	7.8	10.4
差(a)-(b)	0.7	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 1.5	▲ 1.0
■15~64歳	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中富地区
令和7年(a)	63.0	60.4	54.6	50.5	53.2
令和2年(b)	62.7	60.3	56.9	53.0	54.4
差(a)-(b)	0.3	0.1	▲ 2.3	▲ 2.5	▲ 1.2
■65歳以上	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中富地区
令和7年(a)	19.3	26.8	36.0	43.3	37.4
令和2年(b)	20.2	26.0	32.8	39.2	35.3
差(a)-(b)	▲ 0.9	0.8	3.2	4.1	2.1

<資料：市・住民基本台帳 各年10月1日時点>

イ) 地区別の世帯状況

地区別の世帯数は、令和7年は「長浦地区」が12,634世帯で最も多く、次いで「昭和地区」が9,515世帯となっています。令和2年と比較すると、「平岡地区」のみ減少しています。

【地区別の世帯数】

(世帯)

	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中富地区
令和7年(a)	9,515	12,634	2,576	2,444	2,239
令和2年(b)	8,523	12,053	2,406	2,507	2,168
差(a)-(b)	992	581	170	▲ 63	71

※外国人除く

<資料：市・住民基本台帳 各年10月1日時点>

1世帯当たり人員は、令和7年は「昭和地区」が2.34人と最も多く、次いで「中富地区」が2.27人となっています。令和2年と比較すると、いずれの地区も減少しています。

【地区別の1世帯当たり人員】

(人)

	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中富地区
令和7年(a)	2.34	2.20	2.24	2.11	2.27
令和2年(b)	2.38	2.30	2.41	2.29	2.47
差(a)-(b)	▲ 0.04	▲ 0.10	▲ 0.17	▲ 0.18	▲ 0.20

※外国人除く

<資料：市・住民基本台帳 各年10月1日時点>

(3) 施設等の社会資源の地区別設置状況

施設等の社会資源は、人口の多い「昭和地区」「長浦地区」で多くなっています。

【施設等の社会資源の地区別設置状況】

施設分類	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中富地区	合計
認可保育所（園）	13園	7園	1園	1園	—	22園
認定こども園	1園	—	—	—	1園	2園
幼稚園	—	2園	—	—	1園	3園
放課後児童クラブ	11か所	8か所	1か所	1か所	1か所	22か所
小学校	2校	2校	1校	1校	1校	7校
中学校	1校	2校	1校	—	1校	5校
高等学校	1校	—	—	—	—	1校
特別支援学校	—	1校	—	—	—	1校
児童福祉施設※	2か所	5か所	5か所	6か所	9か所	27か所
介護事業所	16か所	13か所	3か所	7か所	9か所	48か所
障がい福祉サービス事業所	17か所	64か所	19か所	7か所	13か所	120か所
その他福祉関係施設	—	—	4施設	—	—	4施設
医療機関	22か所	26か所	1か所	1か所	4か所	54か所
交流センター	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所	6か所
文化・教養施設（図書館等）	1か所	1か所	1か所	—	1か所	4か所
健康づくり・スポーツ施設	1か所	3か所	3か所	2か所	—	9か所
公園	21か所	35か所	7か所	3か所	6か所	72か所

※ 児童福祉施設は子どもの遊び場・児童館等となります。

<資料：市・各課調べ 令和7年10月1日時点>

3 地域福祉に関する近年の国や社会の動向

✓ 「社会福祉法」の改正をはじめとする地域共生社会の実現に向けた取組等

- 地域共生社会の実現に向け、平成 30 年 4 月に施行された「社会福祉法」の改正では、包括的な支援体制の整備や地域福祉計画策定の努力義務化などが規定されました。
- 令和 3 年 4 月に施行された改正法では、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されるとともに、包括的支援体制の構築を進めるため、重層的支援体制整備事業が創設されました。
- 令和 7 年 4 月に施行された改正法では、重層的支援体制整備事業における居住支援の強化について明記されました。
- 国の地域共生社会の在り方検討会議では、包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方を含めた地域共生社会の更なる展開に向けた対応や、身寄りのない高齢者等への対応、地域共生社会の担い手としての社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方などについて議論が進められています。成年後見制度についても、令和 4 年 10 月の国連障害者権利委員会からの勧告を受けて令和 6 年 2 月に国の法制審議会に対して成年後見制度の見直しについて諮問され、民法（成年後見等関係）部会でも議論が進められています。社会福祉における災害への対応についても議論が進められており、令和 7 年通常国会で成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」においては、「災害救助法」に救助の種類として「福祉サービスの提供」が追加され、「災害対策基本法」においても、災害時における福祉サービスの提供に努めることが規定されました。

✓ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など多様化・複雑化しており、新型コロナウィルス感染症の拡大により、こうした課題が顕在化し、新たな女性支援強化が喫緊の課題となりました。そこで、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、令和 6 年 4 月に施行されました。

✓ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

- 認知症の人に対する正しい知識・理解を深め、国民一人ひとりが個性と能力を発揮し、人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現を推進することを目的として、令和 6 年 1 月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

✓ 「障害者の権利に関する条約」に関連した法制度

- 我が国は、平成26年1月に国連の「障害者の権利に関する条約」を批准し、国際的な基準に基づいて、障がいのある人の差別解消の取組を進めており、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」及び「環境の整備」を行うことにより、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会（共生社会）の実現を目指しています。令和6年4月に施行された改正法では、事業者に対して「合理的配慮の提供」が義務化されました。
- 令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要とし、基本理念や関係者の責務等が明記されました。

✓ 「こども基本法」の施行、「児童福祉法」の改正等（こどもまんなか社会）

- 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現を目指して、子ども政策の司令塔として、令和5年4月にこども家庭庁が創設されました。同時に、子どもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた「こども基本法」が施行されました。
- 令和4年6月には、市区町村においてすべての妊娠婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置が努力義務化されるなど、「児童福祉法」等の一部が改正されました。令和7年4月には、保育に関する多様な需要に対応するために必要な人材の確保及び事業の実施体制の整備を図るとともに、虐待を受けた子どもへの対応の強化を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

✓ 生活に困っている方に関連した法制度（生活保護、生活困窮者自立支援）

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を機に顕在化した課題への対応として早期発見・継続的な見守り機能の強化や多様な相談者層への対応強化、持ち家のない一人暮らし高齢者数の増加等への対応などを図るため、「生活困窮者自立支援法」が改正され、令和7年4月から施行されました。
- 子どもの貧困への対応や被保護者に対する自立支援の強化、被保護者の支援に関する機関等の連携強化等を図るため、「生活保護法」が改正され、令和7年4月から施行されました。

✓ 孤独・孤立対策の推進

- 社会環境の変化に伴い、人ととのつながりが希薄化していることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化したことから、「孤独・孤立対策推進法」が令和6年4月に施行されました。孤独・孤立に至っても支援を求める声をあげやすい社会にするため、状況に合わせた切れ目のない相談支援、見守り・交流の場といった居場所の確保、人とのつながりを実感できる地域づくりを推進していくことが基本方針として示されています。また、同年6月に法に基づく重点計画が策定されました。

4 市民等からの意見

(1) 住民意識調査、福祉関連事業所及び福祉関係団体調査の結果

地域福祉における課題やニーズを把握するため、市民を対象とした住民意識調査と、福祉関連事業所（以下「事業所」という。）及び福祉関係団体（以下「団体」という。）を対象にアンケート調査及びヒアリング調査を行いました。

【住民意識調査：アンケート調査】

調査対象者	令和6年8月時点で市内在住の満18歳以上の方
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査期間	令和6年10月1日（火）～10月22日（火）
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式
回収結果	配布数：1,000件 有効回収数：366件 有効回収率：36.6%

【事業所及び団体調査：アンケート調査及びヒアリング調査】

■アンケート調査	
調査対象	令和6年8月時点で、本市において福祉関連事業を展開している事業所及び福祉関係活動を実施している団体
参加団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所については、高齢者、障がい者、子育て等の分野を考慮して抽出 ● 団体については、民生委員・児童委員協議会、ボランティア連絡協議会のほか、福祉・子育て関係のNPO、青少年健全育成、地域スポーツを展開している生涯学習及び生涯スポーツ活動を実施している団体を抽出
調査期間	令和6年10月1日（火）～10月22日（火）
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式
回収結果	<p>【事業所】配布数：50件 有効回収数：28件 有効回収率：56.0%</p> <p>【団体】配布数：50件 有効回収数：38件 有効回収率：76.0%</p>
■ヒアリング調査	
実施状況	アンケート調査で回答のあった事業所及び団体のうち、ヒアリング調査の希望をうかがい、希望のあった事業所及び団体に対してグループ形式で調査を実施
調査期間	令和6年11月25日（月）
参加事業所・団体数	<p>【事業所】午前6事業所、午後5事業所</p> <p>【団体】午前5団体、午後4団体</p>

ア) 地域福祉の主要施策に関する満足度と重要度について

■住民意識調査の結果より

主要施策の『満足度』、『不満度』及び『重要度』等の割合を前回調査（平成30年度実施）と比較すると以下のとおりです。

『満足度』が最も高いのは「⑩ 移動手段の確保」の16.7%で、前回調査よりも5.9ポイント増加しています。一方で、『不満度』も最も高く27.6%となっていますが、前回調査よりも4.0ポイント減少しています。

『重要度』が最も高いのは「⑥ 防災体制の充実」の67.2%で、前回調査よりも3.8ポイント増加しています。

「⑬ 権利擁護の推進」については、前回調査の『重要度』と比較すると、増加幅が10.0ポイントと最も大きくなっています。

【『満足度』、『不満度』及び『重要度』等の前回調査との比較】

今回調査(n=366)、前回調査(n=528)

単位:%		『満足度』			『不満度』			『重要度』		
		今回 a	前回 b	差 a-b	今回 a	前回 b	差 a-b	今回 a	前回 b	差 a-b
目標1	① 情報の提供と共有のシステムづくり	9.8	10.4	▲ 0.6	13.1	11.3	1.8	53.0	47.2	5.8
	② 福祉教育の充実	8.7	10.8	▲ 2.1	8.5	7.0	1.5	48.7	46.1	2.6
目標2	③ 市民同士のつながりづくり	12.8	10.6	2.2	12.8	13.1	▲ 0.3	45.4	41.3	4.1
	④ 地域交流の場づくり	15.8	12.5	3.3	9.9	10.2	▲ 0.3	45.0	39.4	5.6
目標3	⑤ 防犯体制の充実	12.9	12.7	0.2	19.4	15.5	3.9	66.7	60.6	6.1
	⑥ 防災体制の強化	15.0	13.2	1.8	15.0	14.6	0.4	67.2	63.4	3.8
目標4	⑦ ボランティア活動の推進	13.7	12.1	1.6	7.7	6.1	1.6	47.5	42.5	5.0
	⑧ 地域福祉の担い手の育成	8.4	7.6	0.8	13.4	10.0	3.4	52.7	49.5	3.2
目標5	⑨ バリアフリー化の促進	11.5	13.8	▲ 2.3	16.4	17.4	▲ 1.0	54.9	55.1	▲ 0.2
	⑩ 移動手段の確保	16.7	10.8	5.9	27.6	31.6	▲ 4.0	66.4	59.3	7.1
目標4	⑪ 交通安全意識の高揚	16.4	15.1	1.3	13.6	13.1	0.5	59.8	54.5	5.3
	⑫ サービスの質の確保	12.6	9.8	2.8	10.7	10.2	0.5	48.6	43.6	5.0
目標5	⑬ 権利擁護の推進	8.5	4.6	3.9	7.6	7.7	▲ 0.1	38.0	28.0	10.0
	⑭ 支え合いの仕組みづくり	7.4	7.2	0.2	12.6	9.8	2.8	47.5	41.5	6.0

■事業所及び団体調査結果より

事業所調査では、運営上の課題について、スタッフの確保やスタッフの質の向上、人材に関する課題が多くあげられています。

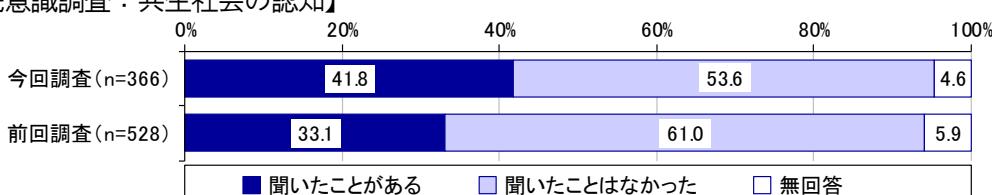
団体調査でも人材に関する課題が多くあげられています。

イ) 地域共生社会の認知度について

■住民意識調査結果より

地域福祉を推進するにあたり目標となる「地域共生社会」についての認知度は、「聞いたことがある」が41.8%となり、前回調査よりも8.7ポイント上昇していますが、依然として半数に満たない状況にあります。

【住民意識調査：共生社会の認知】



ウ) 保健福祉サービスなど情報入手について

■住民意識調査結果より

保健福祉サービスなどの情報入手手段については、「① 市や県の広報紙、ちらし」が 62.8% と最も高くなっています。年齢層別にみると、65 歳以上は「① 市や県の広報紙、ちらし」に回答が集中していますが、64 歳以下は「② インターネットのホームページ」など回答が分散しています。また、《18~29 歳》については、他の年齢層と比較すると「① 市や県の広報紙、ちらし」「② インターネットのホームページ」が低く、「⑦ SNS」「⑧ 福祉情報の入手先がわからない」が高くなっています。

【住民意識調査：保健福祉サービスなどの情報入手手段（主な回答）】

単位:%	①市や県の広報紙、ちらし	②インターネットのホームページ	③新聞・雑誌・テレビ	④友人・知人	⑤市役所など公的施設	⑥家族・親戚	⑦SNS	⑧福祉情報の入手先がわからない
全体(n=366)	62.8	34.4	18.0	16.4	16.1	12.0	10.9	6.8
年齢層別	18~29歳(n=25)	36.0	32.0	4.0	8.0	8.0	24.0	32.0
	30~39歳(n=37)	51.4	56.8	16.2	24.3	10.8	16.2	27.0
	40~49歳(n=52)	48.1	48.1	11.5	19.2	11.5	9.6	19.2
	50~59歳(n=55)	60.0	43.6	7.3	9.1	7.3	9.1	7.3
	60~64歳(n=25)	72.0	60.0	20.0	24.0	28.0	16.0	4.0
	65~69歳(n=31)	74.2	35.5	19.4	6.5	25.8	6.5	12.9
	70~74歳(n=43)	81.4	34.9	23.3	11.6	20.9	7.0	2.3
	75~79歳(n=41)	80.5	9.8	31.7	22.0	19.5	7.3	2.4
	80歳以上(n=46)	63.0	2.2	26.1	13.0	21.7	19.6	0.0
								6.5

■事業所及び団体調査結果より

事業所調査では、ICT の導入もしくは拡充について考えている事業所が多く、導入して良かったという事業所もありますが、一方で、資金面などで導入を控えている事業所などもあります。

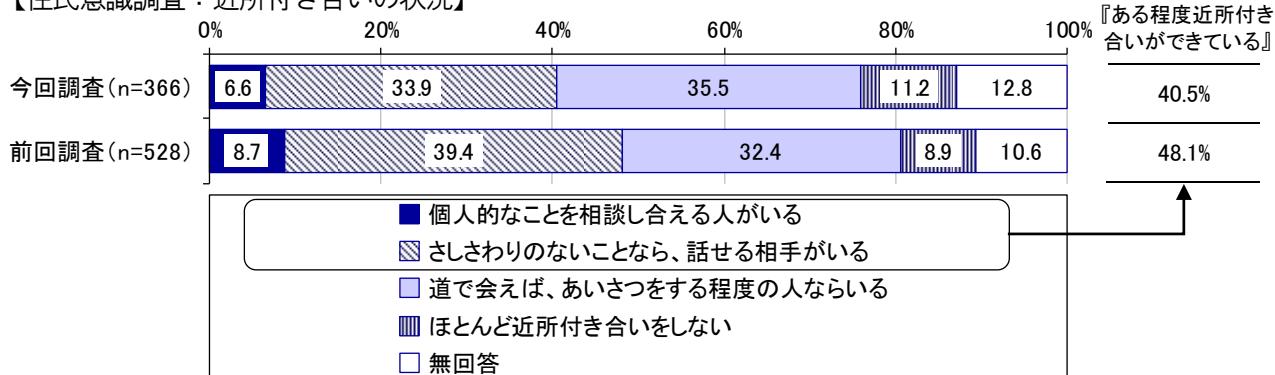
団体調査では、地域への活動情報の発信など広報活動に関する意見や聴覚障がい者に対する情報支援など、情報面での行政の支援を求める意見などがあげられています。

エ) 近所付き合いや地域活動等への参加状況について

■住民意識調査結果より

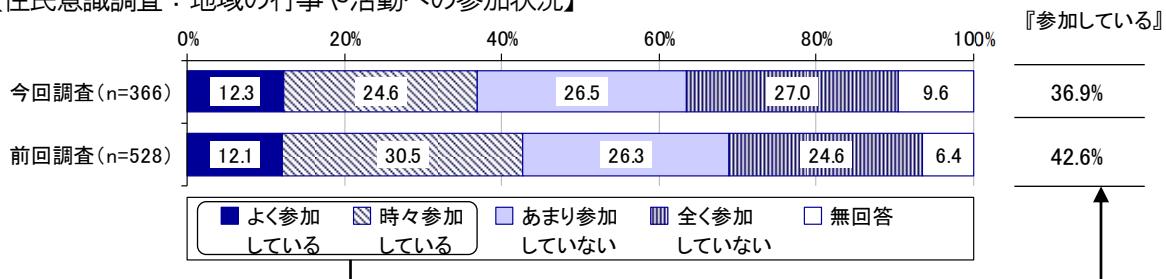
近所付き合いについては、「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」が 35.5% と最も高くなっています。前回調査との比較では、『ある程度親密な近所付き合いはできている』（「個人的なことを相談し合える人がいる」と「さしさわりのないことなら、話せる相手がいる」の合計）が 7.6 ポイント減少しています。

【住民意識調査：近所付き合いの状況】



地域の行事や活動への参加状況については、「全く参加していない」が27.0%と最も高く、前回調査との比較では、『参加している』(「よく参加している」と「時々参加している」の合計)が5.7ポイント低下しており、地域のつながりの減少がうかがえます。

【住民意識調査：地域の行事や活動への参加状況】



■事業所及び団体調査結果より

事業所調査では、多くの事業所が地域との交流を深めたいと考えていますが、コロナ禍を機に地域との交流が減ったという事業所もあり、地域交流が図りやすくなるような環境づくりが求められています。また、地域との交流を図ることで施設を利用する高齢者や障がい者への理解が高まるきっかけになるのではないかという意見などがあげられています。

団体調査では、地域での福祉活動を活性化させるために必要な取組について、地域住民が自分の生活に合わせて都合の良い時間に参加できるようになると良いのではないかという意見もあげられています。また、現役世代の参加が拡大するように、単発での参加が可能な活動の情報発信にも取り組んでいく必要があるのではないかという意見等もあげられています。

オ) ボランティア活動に参加する必要な条件について

■住民意識調査結果より

地域活動やボランティア活動に参加する上で必要な条件については、「①自分が健康であること」が68.9%と最も高く、次いで「②時間的なゆとりがあること」が68.0%、「③ともに活動する仲間や友人がいること」が39.3%となっていますが、年齢層別にみると、64歳以下は「②時間的なゆとりがあること」が7～8割台と高くなっています。60歳以上でみると、「①自分が健康であること」が最も高くなっています。

【住民意識調査：ボランティア活動に参加する必要な条件（主な回答）】

年齢層別	単位：%	①自分が健康であること	②時間的なゆとりがあること	③ともに活動する仲間や友人がいること	④家族に病人や介護が必要な人がいないこと	⑤家族の理解が得られるこ	⑥経費（活動費）の支援があること	⑦ボランティア活動の中で生きがいや充実感があること
全体 (n=366)		68.9	68.0	39.3	36.6	24.3	23.2	19.9
18～29歳 (n=25)		36.0	88.0	64.0	16.0	12.0	28.0	36.0
30～39歳 (n=37)		43.2	86.5	32.4	40.5	29.7	29.7	18.9
40～49歳 (n=52)		57.7	80.8	36.5	40.4	28.8	32.7	17.3
50～59歳 (n=55)		67.3	76.4	45.5	38.2	23.6	21.8	27.3
60～64歳 (n=25)		100.0	88.0	44.0	48.0	28.0	48.0	28.0
65～69歳 (n=31)		77.4	64.5	41.9	35.5	29.0	19.4	32.3
70～74歳 (n=43)		86.0	62.8	39.5	41.9	27.9	16.3	18.6
75～79歳 (n=41)		85.4	41.5	36.6	26.8	24.4	12.2	7.3
80歳以上 (n=46)		69.6	39.1	30.4	39.1	17.4	10.9	10.9

■事業所及び団体調査結果より

事業所調査では、昨今の物価の上昇なども相まって経営環境も厳しく、人員の確保や育成等は更に難しい状況にあるため、レクリエーション活動などにおいてボランティアやNPO、地域住民からの支援を求めている事業所もあります。

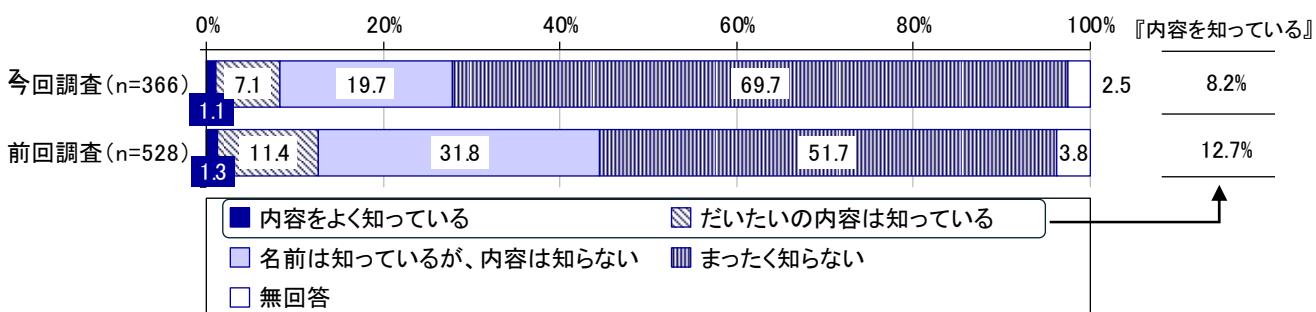
団体調査でも、スタッフの確保や高齢化など、人材に関する課題が多く、人材不足により活動の継続を危惧する意見なども聞かれました。

力) 日常生活自立支援事業（愛称「すまいる」）及び成年後見制度の認知度（権利擁護関連）について

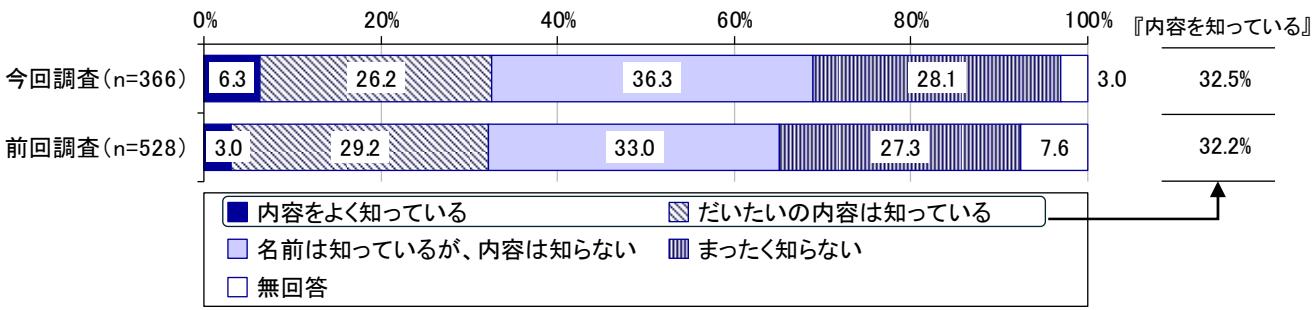
■住民意識調査結果より

権利擁護と関連する福祉サービス事業利用援助事業の認知度については、『内容を知っている（「内容をよく知っている」と「だいたいの内容は知っている」の合計）』は8.2%にとどまっています。成年後見制度の認知度は、『内容を知っている（「内容をよく知っている」と「だいたいの内容は知っている」の合計）』は32.5%となっていますが、前回調査と同程度で、認知度の向上につながっていない状況です。

【住民意識調査：日常生活自立支援事業（愛称「すまいる」）の認知度】



【住民意識調査：成年後見制度の認知度】



■事業所及び団体調査結果より

事業所調査では、事業運営において人手不足や業務多忙などの問題が多くあげられています。

また、権利擁護にあたって必要な対応を行うための地域連携ネットワークの中核を担う「中核機関」の認知度は、「知らない」が35.7%と3分の1強を占めているため、引き続き周知に取り組む必要があります。

地域福祉に関する課題については、後見人問題などの身寄りのない高齢者等に関する問題を危惧する意見も多く聞かれました。その他では、外出・交通の問題や、高齢化・人口減少が進む地域の将来を見据えた対策などに関する意見があげられています。

キ) 社会福祉協議会の主な事業・活動で知っているもの（主な回答）について

■住民意識調査結果より

社会福祉協議会が取り組んでいる主な事業・活動の認知度では、「① 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金などの募金運動」が70.2%と最も高く、次いで「② 広報紙『そでがうらし社協だより』・ホームページなどの地域福祉の啓発運動」が63.9%となっています。続いて「③ 地区社会福祉協議会活動（敬老会・一人暮らし高齢者への見守り訪問・サロン事業・ふれあいバスハイク・広報紙など）」が24.0%となっていますが、年齢層別にみると、50歳未満の認知度は1割以下となっています。

【住民意識調査：社会福祉協議会の主な事業・活動で知っているもの（主な回答）】

単位:%		①赤い羽根 共同募金・歳 末たすけあい 募金などの 募金運動	②広報紙「そ でがうらし社 協だより」・ ホームページ などの地域 福祉の啓発 運動	③地区社会 福祉協議会 活動	④車椅子や 福祉カー(ス ロープ付き車 両)の貸出	⑤福祉団体 の事務局	⑥地域福祉 フェスタの開 催・福祉標語 の募集・福祉 労働者の表 彰	⑦生活困窮 世帯等への 支援
全体(n=366)		70.2	63.9	24.0	19.9	19.9	17.5	16.9
年 齢 層 別	18～29歳(n=25)	60.0	28.0	4.0	16.0	8.0	0.0	8.0
	30～39歳(n=37)	45.9	37.8	0.0	13.5	5.4	10.8	13.5
	40～49歳(n=52)	57.7	50.0	9.6	13.5	17.3	9.6	17.3
	50～59歳(n=55)	70.9	70.9	20.0	16.4	14.5	18.2	14.5
	60～64歳(n=25)	92.0	80.0	32.0	40.0	28.0	24.0	28.0
	65～69歳(n=31)	80.6	74.2	32.3	22.6	25.8	29.0	16.1
	70～74歳(n=43)	83.7	76.7	44.2	18.6	37.2	30.2	27.9
	75～79歳(n=41)	85.4	82.9	36.6	31.7	24.4	22.0	14.6
	80歳以上(n=46)	63.0	69.6	37.0	19.6	17.4	10.9	15.2

ク) 保健福祉に関する情報発信や相談を行っている機関の認知について

■住民意識調査結果より

「①ガウランド（健康づくり支援センター）」が50.5%と最も高く、次いで「②地域包括支援センター」が38.8%、「⑥ いずれも知らない」が30.3%となっています。

年齢層別にみると、《65～69歳》では「① ガウランド（健康づくり支援センター）」「② 地域包括支援センター」が同率で高く、《70～79歳》では「② 地域包括支援センター」が最も高く、その他の区分では「① ガウランド（健康づくり支援センター）」が最も高くなっています。

【住民意識調査：保健福祉に関する情報発信や相談を行っている機関の認知（主な回答）】

単位:%	①ガウランド (健康づくり支 援センター)	②地域包括支 援センター	③こども家庭 センター	④障害者相談 支援事業所 「えがお袖ヶ 浦」	⑤生活困窮者 自立相談支援 室「そでさば」	⑥いざれも知 らない
全体(n=366)	50.5	38.8	5.5	4.6	3.0	30.3
年 齢 層 別	18～29歳(n=25)	52.0	28.0	12.0	0.0	0.0
	30～39歳(n=37)	51.4	13.5	13.5	0.0	0.0
	40～49歳(n=52)	55.8	32.7	11.5	7.7	3.8
	50～59歳(n=55)	50.9	30.9	5.5	7.3	5.5
	60～64歳(n=25)	72.0	48.0	0.0	8.0	4.0
	65～69歳(n=31)	48.4	48.4	0.0	9.7	0.0
	70～74歳(n=43)	55.8	60.5	4.7	4.7	7.0
	75～79歳(n=41)	43.9	58.5	0.0	0.0	0.0
	80歳以上(n=46)	43.5	39.1	2.2	4.3	4.3

■事業所及び団体調査結果より

団体調査では、相談件数は増えていて複雑な案件も多い一方で、地域で支援活動を行う担い手は減少し、地区社会福祉協議会の支援活動にも影響が生じており、困難を抱えている人や世帯の孤立を心配する意見などがあげられています。また、個人情報の取扱いに関する意見や、住民目線での情報発信に関する行政の支援を求める意見などもあげられています。

(2) 地区懇談会の結果

各地区における課題やニーズ、それらの対策に向けた意見などをうかがうため、市内6地区（昭和地区、根形地区、長浦地区、蔵波地区、平岡地区、中富地区）において、地区懇談会を開催しました。

【地区懇談会】

実施概要	市内6つの地区（昭和地区、根形地区、長浦地区、蔵波地区、平岡地区、中富地区）に基づき2地区合同開催とし、1地区2つのグループに分かれ、2回にわたって実施 <ul style="list-style-type: none"> ● 第1回：地区の課題の抽出・重要課題の検討 ● 第2回：重要課題に対するアイデア出し・発表 																																						
参加団体	地区社会福祉協議会、地区住民会議、総合型地域スポーツクラブ、社会教育推進員、保護司会、更生保護女性会、シニアクラブ、社会福祉法人等の団体区分に基づき、地区ごとに参加者を抽出																																						
実施日 ・参加人数	<table border="1"> <tr> <td>昭和地区・根形地区</td> <td>開催日</td> <td>会場</td> <td>参加人数</td> </tr> <tr> <td>第1回</td> <td>令和7年1月27日（月）</td> <td>市民会館中ホール</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>令和7年2月3日（月）</td> <td>市民会館中ホール</td> <td>25人</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>長浦地区・蔵波地区</td> <td>開催日</td> <td>会場</td> <td>参加人数</td> </tr> <tr> <td>第1回</td> <td>令和7年1月29日（水）</td> <td>長浦交流センター多目的室</td> <td>28人</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>令和7年2月5日（水）</td> <td>長浦交流センター多目的室</td> <td>25人</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>平岡地区・中富地区</td> <td>開催日</td> <td>会場</td> <td>参加人数</td> </tr> <tr> <td>第1回</td> <td>令和7年1月31日（金）</td> <td>平川交流センター視聴覚室</td> <td>28人</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>令和7年2月7日（金）</td> <td>平川交流センター視聴覚室</td> <td>29人</td> </tr> </table>			昭和地区・根形地区	開催日	会場	参加人数	第1回	令和7年1月27日（月）	市民会館中ホール	26人	第2回	令和7年2月3日（月）	市民会館中ホール	25人	長浦地区・蔵波地区	開催日	会場	参加人数	第1回	令和7年1月29日（水）	長浦交流センター多目的室	28人	第2回	令和7年2月5日（水）	長浦交流センター多目的室	25人	平岡地区・中富地区	開催日	会場	参加人数	第1回	令和7年1月31日（金）	平川交流センター視聴覚室	28人	第2回	令和7年2月7日（金）	平川交流センター視聴覚室	29人
昭和地区・根形地区	開催日	会場	参加人数																																				
第1回	令和7年1月27日（月）	市民会館中ホール	26人																																				
第2回	令和7年2月3日（月）	市民会館中ホール	25人																																				
長浦地区・蔵波地区	開催日	会場	参加人数																																				
第1回	令和7年1月29日（水）	長浦交流センター多目的室	28人																																				
第2回	令和7年2月5日（水）	長浦交流センター多目的室	25人																																				
平岡地区・中富地区	開催日	会場	参加人数																																				
第1回	令和7年1月31日（金）	平川交流センター視聴覚室	28人																																				
第2回	令和7年2月7日（金）	平川交流センター視聴覚室	29人																																				



地域懇談会での話し合いの様子



話し合いの結果発表の様子

第2章 本市を取り巻く地域福祉の現状

新型コロナウイルス感染症が拡大した影響もあり、いずれの地区においても、近所付き合いの低下や地域の交流の減少、自治会加入者の減少など、地域のつながりの希薄化が進んでいることが課題としてあげられています。

また、近隣にどういう人が住んでいるのか分からぬといった状況が、支え合いの機能の低下や、安全に対する不安感を増す要因の一つになっていることがうかがえます。

その他に、福祉の担い手の減少や福祉への関心が低いことなども課題としてあげられています。

さらに、移動手段については、満足している人としていない人とでは、地区によって違いがみられます。

ア) 昭和地区

主な課題	主な意見
近所付き合い	<ul style="list-style-type: none">周囲にアパートが多く誰が住んでいるのか分からぬ。(交流がない。)全体的に隣近所のつながりが希薄。
安全な暮らし	<ul style="list-style-type: none">子どもの安全。知らない人がうろついている。
情報の周知	<ul style="list-style-type: none">どんなグループがどんな活動を行っているかわからない。催物等に参加者がもっと増えるようにしたい。

イ) 根形地区

主な課題	主な意見
自治会について	<ul style="list-style-type: none">自治会の加入が減ってきてている。近所付き合いがほとんどない。
集まれる場所について	<ul style="list-style-type: none">高齢者が集って楽しめる場をつくりたい。歩いて行ける集会所があるとよい。
防犯活動について	<ul style="list-style-type: none">防犯対策・防災対策。どう共助できるか不安がある。日中は若い人が仕事に行っているので年寄りだけで不安。

ウ) 長浦地区

主な課題	主な意見
自治会について	<ul style="list-style-type: none">自治会への入会意義が感じられない。新規加入の方と旧住民のコミュニティが構築できない。
集い	<ul style="list-style-type: none">若い人の参加が少ない。軽スポーツ(ボッチャ、モルック)は若い人には満足感が少ない。働き方改革や生産年齢の上昇により、自治会役員も年齢が上がり行事にも支障がある。
福祉への関心を高める	<ul style="list-style-type: none">認知度が低い。福祉の意識づくりに市からの援助が少ない。

工) 蔵波地区

主な課題	主な意見
イベント・行事参加が少ない	<ul style="list-style-type: none"> ● みんな元気で畠仕事をしていてイベント等の人集めが大変。 ●若い方の地区行事への参加が少ない。
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ● 通学路上の交差点を歩車分離にした方が良いのでは? ● 交通ルール遵守が希薄の運転手が多い。
リーダー 担い手	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域でリーダーシップをとる人がいない。 ● リーダーの世代交代。

オ) 平岡地区

主な課題	主な意見
ご近所付き合い	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域と疎遠になり、情報が入ってこない。 ● 近隣住民の関係が希薄。上辺ではない声かけ必要。
居場所、集い	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区での集り事は殆んどない。(趣味等の集りは長続きしない。) ● 地区のお祭りの役員の高齢化。
地域の安全	<ul style="list-style-type: none"> ● 動物の出没が多い。 ● 空き家が多く防犯上良くない。

カ) 中富地区

主な課題	主な意見
住んでいる人を知る	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人暮らしや高齢夫婦世帯を地域で把握していないのでは。 ● 独居者への声かけ。
交流について	<ul style="list-style-type: none"> ● 世代が変わり自治会等の行事に参加しなくなった。 ● 隣近所の付き合いが希薄で助け合うにもできない
交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 通院が不便。 ● 公共交通機関が充実していない。(車がないと生活できない。)

第3章 これまでの取組と課題

1 第3期計画の総括

(1) 事業評価の概要

前計画で展開した事業について、令和6年度の事業評価を基に、右記の表を参考に計画の目標ごとの評価を行いました。

【参考】評価の内容

達成度	内 容
A	目標どおり実施できている（事業実施率 90～100%）
B	おおむね実施できている（事業実施率 70～89%）
C	取組が遅れている（事業実施率 69%以下）

* 事業実施率 … 事業評価A事業数 / 総取組事業数

(2) 事業評価の結果

前計画における令和6年度の事業実施率は80%、達成度はB「おおむね実施できている」となっています。

計画の目標ごとに事業実施率をみると、「目標1 福祉の情報提供と教育の充実」が92%と最も高く、達成度はA「目標どおり実施できている」となっています。次いで「目標5 地域福祉推進への支援」は82%となり、達成度はB「おおむね実施できている」となっています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により低迷していた対面・参加型事業についても、おおむねコロナ禍前の水準に回復し、利用者・参加者は増加傾向にある事業も多く、引き続き事業の周知や内容の充実等に取り組んでいく必要があります。

また、福祉関係団体では、担い手の高齢化や会員不足を指摘する意見や、参加者数などが目標値に達しない事業などもあり、事業の内容や実施体制等について検討していく必要があります。

【令和6年度事業評価の結果】

目標	令和6年度評価 (%)	
目標1 福祉の提供と教育の充実	A	92
目標2 地域のつながりの充実	B	78
目標3 地域の福祉に関わる人材づくり	B	74
目標4 地域福祉サービス・仕組みの充実	B	76
目標5 地域福祉推進への支援	B	82
全 体	B	80

2 第3期計画の目標ごとの振り返り

目標1 福祉の情報提供と教育の充実

目標1－1 情報の提供と共有のシステムづくり

■市の取り組んだ施策や事業とその課題

- チラシやホームページなどの情報発信は、市政（まちづくり）講座の事業について実施方法の見直しを図り、おおむね計画どおりに事業を展開することができました。今後も市民ニーズ等を踏まえ、逐次見直しながら取り組んでいく必要があります。

主な施策 ・事業	○福祉に関する総合的な情報提供の充実	
	・福祉に関する情報提供の充実	・子育て支援ポータルサイトによる情報提供
	・市民活動情報サイトによる情報提供	・市政（まちづくり）講座

■住民意識調査、事業所及び団体調査の結果

- 住民意識調査における地域福祉の主要施策の評価では、〔① 情報の提供と共有のシステムづくり〕は、前回調査よりも重要度が上昇しています。デジタル技術が進化する中で、効果的な情報の活用が図れるように取り組む必要があります（25頁参照）。
- 保健福祉サービスなどの情報入手手段は、年齢により利用する情報ツールの違いがみられるため、多用な情報ツールの利用を検討していく必要があります。特に若い世代では、福祉情報の入手先が分からずいる人も多いため、SNSの効果的な活用等を検討していく必要があります（26頁参照）。
- 事業所調査では、ICTの導入のメリットを認識する一方で、資金面などに問題を感じている事業所もあり、デジタル化への対応について検討していく必要があります。
- 団体調査では、活動に関する最新情報の発信や他の団体活動の情報共有などに問題を感じている様子がうかがえます。また、聴覚障がい者に対する情報支援に関する指摘などもあり、情報アクセシビリティの向上が求められています。

■地区懇談会からの意見

- 地区懇談会では、福祉に関する情報が市民に十分に行き届いていない様子や、自分たちの活動情報の発信に課題を感じている様子がうかがえるため、効果的な情報発信について、地域住民とともに検討していく必要があります。

今後に向けた課題

市民の地域福祉への関心を高め、活動への参加につなげられるように、ICT等のデジタル技術の活用も含めて、住民目線での情報基盤の整備を図る必要があります。
あわせて、情報アクセシビリティの向上や情報リテラシー教育の推進など、情報格差の解消への取り組みが大切です。

目標1－2 福祉教育の充実

■市の取り組んだ施策や事業とその課題

- コロナ禍に減少したイベントや講座などへの参加者は増加傾向にあり、目標値をおおむね達成したものがある一方で、ボランティア養成事業のように目標達成に至らなかった事業もあるため、引き続き福祉教育の充実に取り組んでいく必要があります。

主な施策 ・事業	○家庭における教育の推進		
	・子どもを育む、学校・家庭地域推進事業	・家庭教育総合推進事業	
	○学校における福祉教育の推進		
	・福祉教育推進事業	・福祉体験学習等による福祉教育の推進	
○生涯学習としての福祉教育の推進		・地域福祉フェスタ	
・ボランティア養成事業		・福祉教育推進事業	

■住民意識調査、事業所及び団体調査の結果

- 住民意識調査における地域福祉の主要施策では、[② 福祉教育の充実]は前回調査よりも重要度が上昇しています（25頁参照）。
- 事業所調査では、事業所が有する専門的な知識や技術の伝授、福祉体験など、福祉教育に前向きな事業所も多いため、事業所と連携した福祉教育の取組なども検討していく必要があります。

■地区懇談会からの意見

- 地区懇談会では、障がい者等への理解や福祉への認知度の向上のために、また、長期的な視野で福祉の担い手を確保・育成していくためにも福祉教育が重要であるという意見などがあげられています。

今後面向けた課題

福祉活動への参加拡大や、将来的に福祉の担い手の確保・育成のために、幼少期から身近に福祉について学べる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

目標2 地域のつながりの充実

目標2-1 地域での多様なつながりと支え合いの推進

■市の取り組んだ施策や事業とその課題

- サロン活動など地域の交流事業など、多くの事業が新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、事業の利用者・参加者は戻りつつあり、おむね計画どおり事業が展開できています。しかし、地域活動の要となる自治会の加入率の低下や子ども安全パトロールの登録者の高齢化、住民主体の生活支援活動等の担い手となる養成研修の参加者の低迷など、課題のある事業もみられます。

主な施策 ・事業	○身近な地域でのつながりを深める取組 ・自治会の加入促進への取組 ○要援護者への見守り・声かけ・支え合いの推進 ・高齢者見守りネットワーク事業 ○地域における支え合いの促進 ・生活支援体制整備事業 ○防犯パトロールなどの自主防犯活動の推進 ・地域防犯体制強化事業 ○日常における防災対策の普及 ○災害時要援護者の支援	・子どもを育む、学校・家庭地域推進事業 ・認知症サポーター等養成事業 等 ・子どもの安全確保事業 等 ・災害ボランティアセンター事業

■住民意識調査、事業所及び団体調査の結果

- 住民意識調査における地域福祉の主要施策では、[③ 市民同士のつながりづくり]は重要度が前回調査よりも上昇しています。一方、近所付き合いの程度は前回調査よりも低下しています（25頁参照）。
- [⑤ 防犯体制の充実]は不満度及び重要度が上位に位置し、[⑥ 防災体制の充実]も重要度が高くなっています。一方、安全な暮らしに向けた更なる取組が求められています（25頁参照）。
- 事業所調査では、地域との交流を求める事業所は多く、地域の事業所や人的ネットワークとも連携し、多様な主体の参加による地域のつながりづくりが重要となっています。
- 団体調査では、支援の必要な人や世帯に必要な支援が届いていない、継続的な見守りや支援が行われていないのではないかという意見などもあげられています。

■地区懇談会からの意見

- 地区懇談会では、近所づきあいの減少や自治会の加入者の減少などが進んでいる様子がうかがえます。地域のつながりの希薄化により、支援が必要な方の把握の遅れや、防犯・防災など地域の安全面での影響を心配する意見などもあり、顔の見える関係づくりが重要となっています。

今後面向けた課題

地域のつながりの希薄化により、支援が必要な人の社会的孤立など、地域の課題の増加、深刻化が心配されるため、地域の助け合いの仕組みや支援機関との連携を図る必要があります。また、災害時などに公助とあわせて自助、互助・共助の取組が機能するように、顔の見える関係を築いて、緊急時・非常時に備えた福祉のまちづくりに取り組むことも大切です。

目標2－2 地域交流の場づくり

■市の取り組んだ施策や事業とその課題

- 天候や感染症など外部要因の影響を受けやすい対面・参加型事業が多いため、目標に達しない事業も見受けられましたが、事業への参加は増加傾向にあり、引き続きニーズの分析や対応策を検討しながら事業を実施していく必要があります。
- 地域交流の場づくりにあたっては、人的な問題もあるため、関係部署、関係機関及び団体と連携して対応策を検討していく必要があります。

主な施策 ・事業	○身近な交流の場づくりの推進 <ul style="list-style-type: none">・地域ふれあいサロンの設置・地域子育て支援拠点事業
	○公共施設、地区集会施設等の有効活用の推進 <ul style="list-style-type: none">・公共施設等の有効利用の促進 等

■住民意識調査、事業所及び団体調査の結果

- 住民意識調査における地域福祉の主要施策の評価では、[④ 地域交流の場づくり] は重要度が前回調査よりも上昇しています（25 頁参照）。また、地域の行事や活動への参加状況では前回調査よりも参加率が低下しており、交流の場・機会の充実に取り組む必要があります（27 頁参照）。
- 団体調査では、興味のある活動に空き時間を利用して気軽に参加できるような情報システムの整備など、地域住民の参加拡大に向けた行政への支援を求める意見などがあげられています。

■地区懇談会からの意見

- 地区懇談会では、高齢者の居場所づくりやコミュニティカフェなど、居場所や集いの場を求める意見がある一方で、地区の行事や集いの場への参加者の減少や固定化などの課題もあげられています。また、運営側の担い手不足などの問題も指摘されています。
- 若い世代の参加が進むように、若い世代がアイデアを活かせるような機会づくりなどの意見もあげられています。

今後面向けた課題

地域交流や居場所づくりの活動への参加が拡大するように、関係団体や地域住民等と連携して情報基盤の改善や活動内容の充実を図るとともに、新たな活動の立ち上げ支援や若い世代のアイデアを取り入れた取組なども検討していく必要があります。

目標3 地域の福祉に関わる人材づくり

目標3－1 ボランティア活動の推進

■市の取り組んだ施策や事業とその課題

- ボランティアの登録者数及び参加延人数など、目標値に達していない取組もありますが、おおむね計画どおり事業が展開できています。広報紙やSNSを活用した周知など、引き続きボランティア活動の活性化に向けた取組を推進していく必要があります。

主な施策 ・事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンター等の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの運営支援 等 ○各種ボランティア養成の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成事業 等
-------------	--

■住民意識調査、事業所及び団体調査の結果

- 住民意識調査における地域福祉の主要施策の評価では、[⑦ ボランティア活動の推進]は前回調査よりも重要度が上昇しています(25頁参照)。一方、ボランティア活動等の参加条件については、高齢者は「自分が健康であること」、若い世代は「時間的なゆとりがあること」の回答が多く、ライフスタイルに応じた負担のない形で参加できるように検討していく必要があります(27頁参照)。
- 事業所調査では、ボランティアによる業務の支援を求める事業所もみられますが、団体調査では、ボランティアを含めた地域福祉活動の担い手不足を指摘する意見が多くあります。定年延長など高齢者雇用が進み、定年後の地域活動への参加が難しくなっているという意見もあるため、現役世代から地域の課題に関心を持ち、気軽に地域活動に参加できるような環境づくりを進めていく必要があります。

■地区懇談会からの意見

- 地区懇談会では、イベントやサロン、移送など、様々な分野でボランティアの活躍が求められている一方で、ボランティアの不足や高齢化が指摘されており、ボランティアの確保に向けて有償ボランティアの検討などが求められています。

今後面向けた課題

ボランティア活動へのニーズが増える一方、ボランティアの不足や高齢化が進んでおり、活動の継続が難くなっているものもあるため、教育機関や地元企業への働きかけ、有償ボランティア等の新たな仕組みの導入などについても検討していく必要があります。

目標3－2 地域福祉の担い手の育成

■市の取り組んだ施策や事業とその課題

- おおむね計画どおり事業が進んでいますが、民生委員・児童委員や相談支援専門員などは地域住民の身近な相談相手として重要な役割を担っているため、地域リーダーの養成など引き続き事業を推進していく必要があります。

主な施策 ・事業	○地域リーダーや福祉活動に携わる人の養成支援 ・民生委員・児童委員活動事業　　・民生委員・児童委員協議会活動事業 等
	○福祉活動の相談指導専門職員等の資質向上 ・福祉専門職員等の資質向上の取組

■住民意識調査、事業所及び団体調査の結果

- 住民意識調査における地域福祉の主要施策の評価では、[⑧ 地域福祉の担い手の育成]は不満度及び重要度が前回調査よりも上昇しているため、取組の充実を図る必要があります(25頁参照)。
- 事業所調査では、運営にあたって人材に関する課題が多くあげられています。また、昨今の物価の上昇なども相まって経営環境も厳しく、福祉人材の確保は重要な課題となっています。団体調査においても、活動を担う人材の不足が深刻な課題となっています。

■地区懇談会からの意見

- 地区懇談会では、福祉関係の職につく人が少ないとことや、地域でリーダーシップをとる人がいないなど、地域福祉を推進していく人材不足を心配する意見があげられています。幼少期からの福祉への関心を育んでいくような福祉教育の重要性なども指摘されています。

今後面向けた課題

少子高齢化が進む中で福祉のニーズの増加が予想されるため、地域福祉の担い手の確保・育成や、活動負担の軽減が図れるような支援などを検討していく必要があります。

また、長期的な視野に立った担い手の確保・育成を図るため、福祉意識の醸成や気軽に福祉活動に参加できる仕組みづくりなども検討していく必要があります。

目標4 地域福祉サービス・仕組みの充実

目標4－1 バリアフリー化の促進

■市の取り組んだ施策や事業とその課題

- おおむね計画どおりに事業が展開できていますが、道路・交通安全施設の整備についての市民の評価は目標に届いていないため、引き続き市民ニーズ、安全性や緊急性なども考慮して取り組んでいく必要があります。

主な施策 ・事業	○誰もが暮らしやすいまちづくりの推進 ・高齢者等住宅整備資金貸付事業	・道路・交通安全施設の整備
-------------	---------------------------------------	---------------

■住民意識調査、事業所及び団体調査の結果

- 住民意識調査における地域福祉の主要施策の評価では、[⑨ バリアフリー化の促進]は前回調査との差は横ばいであり、同程度の評価となっています（25頁参照）。
- 団体調査では、聴覚障がい者の情報面での孤立を心配する意見等があり、情報のバリアフリー化にも努めていく必要があります。

■地区懇談会からの意見

- 地区懇談会では、道路や公共施設のバリアフリー化の推進を求める意見などがあげられています。

今後に向けた課題

障がいの有無や年齢等に関わらず誰もが安全に快適に暮らし、活躍できるように、バリアフリーーやユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進に取り組む必要があります。

目標4－2 移動手段の確保

■市の取り組んだ施策や事業とその課題

- おおむね計画どおりに事業が展開できていますが、目標値と実績値に乖離がある事業が見受けられます。関係機関・団体と協力しながら、現状分析や課題の整理など、移動支援の充実に向けて検討していく必要があります。

主な施策 ・事業	○移送サービスの充実		
	・重度心身障がい者福祉タクシー事業	・福祉カー管理運営事業	・高齢者移動支援事業

■住民意識調査、事業所及び団体調査の結果

- 住民意識調査における地域福祉の主要施策の評価では、[⑩ 移動手段の確保] の満足度が最も高いものの不満度も最も高く、重要度も高くなっています。引き続き地域の状況に応じた移動手段の充実が求められています（25 頁参照）。
- 事業所及び団体調査では、いずれも買い物や通院時の移動の問題を指摘する意見があげられています。

■地区懇談会からの意見

- 地区懇談会では、交通の便がよくない、活動に参加したいが行く手段がない、免許返納で行動範囲が狭くなったなど、移動手段や交通環境に関する意見が多く、買い物や通院など日常生活への影響や、地域活動への参加を阻む要因となっている様子がうかがえます。

今後面向けた課題

移動手段や交通環境は地域により状況が異なるため、地域の現状を踏まえた上で、安全に快適に外出でき、社会参加につながるような移動手段の充実を図っていく必要があります。

目標4－3 交通安全意識の高揚

■市の取り組んだ施策や事業とその課題

- おおむね計画どおりに事業が展開できており、引き続き関係課と連携した取組なども推進し、交通安全意識の高揚を図る必要があります。

主な施策 ・事業	<input type="radio"/> 交通安全の推進 ・交通安全対策事業 ・児童・生徒指導センター運営事業
-------------	--

■住民意識調査、事業所及び団体調査の結果

- 住民意識調査における地域福祉の主要施策の評価では、[⑪ 交通安全意識の高揚]は前回調査よりも重要度が高くなっています（25頁参照）。
- 事業所調査及び団体調査でも、道路交通環境の安全性に不安を感じる意見などもあげられているため、交通安全意識の高揚を図っていく必要があります。

■地区懇談会からの意見

- 地区懇談会では、車の通りが多くて危ない、交通ルール遵守の意識が希薄な運転手がいるという意見や、子どもの通学時の安全が心配など、交通環境を懸念する意見などがあげられています。

今後に向けた課題

警察や関係課と連携し、幼児から高齢者までの交通安全教育を実施し、交通安全意識の向上を図っていく必要があります。

目標4－4 サービスの質の確保

■市の取り組んだ施策や事業とその課題

- おおむね計画どおり事業の展開ができていますが、人手不足の影響を受けた事業もあったため、質の高いサービスを継続的に提供していくように、人員の確保・育成も含めてサービスの提供体制の充実を図る必要があります。

主な施策 ・事業	○福祉に係る相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none">・生活困窮者自立支援事業・相談支援事業・子育て世代包括支援事業 等
	○福祉に関する相談員の派遣 <ul style="list-style-type: none">・介護相談員派遣等事業
	○福祉サービス情報の公表や第三者評価等の普及・啓発

■住民意識調査、事業所及び団体調査の結果

- 住民意識調査における地域福祉の主要施策の評価では、[② サービスの質の確保]は前回調査よりも重要度が高くなっています（25頁参照）。
- 事業所調査では、人手不足が深刻化しており、サービスの量・質の確保への影響が懸念されているものもあるようです。また、事業所及び団体調査では、相談件数は増えており、複雑な案件も多い様子がうかがえます。

■地区懇談会からの意見

- 地区懇談会では、一人暮らしなどの支援が必要な高齢者等の増加が指摘されており、サービスの量・質の確保を図っていく必要があります。

今後面向けた課題

利用者のニーズに応じた良質の福祉サービスを提供できるように、福祉人材の育成や事業所のサービスの質を高めるための取組の支援等を検討していく必要があります。

また、複雑化・複合化した困難事例が増えているため、庁内の分野横断的な支援体制を整備し、福祉事業者や団体等の関係機関とも連携しながら、包括的な支援体制を整えていくことが重要です。

目標4－5 生活困窮者の自立支援

■市の取り組んだ施策や事業とその課題

- 計画どおり事業が展開できており、引き続き社会福祉協議会と連携して、個々の状況に応じた適切な自立支援に取り組んでいく必要があります。

主な施策 ・事業	○生活困窮者の自立支援
	・生活困窮者自立支援事業 ・地域福祉活動団体支援事業
	・学習支援事業 ・生活福祉資金貸付

■住民意識調査、事業所及び団体調査の結果

- 事業所調査では、サービス利用者の中には経済的な問題を抱えている方も少なくないため、早期の支援に繋げていく必要があります。

■地区懇談会からの意見

- 特になし。

今後に向けた課題

生活困窮者の早期の把握や継続的な支援が行えるように、府内の各相談窓口や社会福祉協議会をはじめとする関係機関等と連携し、支援の充実を図っていくことが必要です。

目標4－6 権利擁護の推進

■市の取り組んだ施策や事業とその課題

- 権利擁護については、令和4年度に市と社会福祉協議会で設置した地域連携ネットワークの中核機関において成年後見制度利用支援事業の普及啓発及び相談窓口業務を行うなど、おおむね計画どおり事業が展開できています。しかし、相談件数は増加し、困難事例も増えているため、職員の資質向上や支援関係者との連携強化を図っていく必要があります。

主な施策 ・事業	○成年後見制度利用促進事業の普及啓発
	○日常生活自立支援事業の普及啓発
	○虐待防止対策の推進
	・障がい者虐待防止対策支援事業 ・高齢者虐待防止事業
	・児童虐待防止対策の推進
	○人権意識の啓発
	・人権擁護事業
	・男女共同参画推進事業

■住民意識調査、事業所及び団体調査の結果

- 住民意識調査における地域福祉の主要施策の評価では、[⑬ 権利擁護の推進]は前回調査よりも重要度が大きく上昇しています（25頁参照）。しかし、日常生活自立支援事業（成年後見制度）の認知度は低く、前回調査から認知度の向上につながっていないため、権利擁護に関する制度の周知や支援体制の充実を図る必要があります（28頁参照）。
- 事業所調査では、後見人問題などの身寄りのない高齢者等に関する問題を危惧する意見も多く聞かれました。また、市及び社会福祉協議会が運営する地域連携ネットワークの中核機関についての事業所の認知度は低く、引き続き周知に取り組む必要があります。

■地区懇談会からの意見

- 地区懇談会では、高齢化が進み、一人暮らし高齢者等が増加している意見が多くあげられています。今後、権利擁護のニーズが増加することが想定されるため、権利擁護の体制を整備する必要があります。

今後に向けた課題

後見人問題は今後ますます深刻化するおそれがあるため、権利擁護に関する制度の周知や関係機関との連携による推進体制の整備を図っていく必要があります。

目標5 地域福祉推進への支援

目標5－1 地区社会福祉協議会活動への協力、支援

■市の取り組んだ施策や事業とその課題

- 計画どおりに事業は進展しており、引き続きサロン活動など地域の特性を踏まえた活動への支援を行っていく必要があります。

主な施策 ・事業	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会活動への協力、支援 ・地区社会福祉協議会運営事業の支援 ・地区社会福祉協議会活動の充実
-------------	--

■住民意識調査、事業所及び団体調査の結果

- 住民意識調査における地域福祉の主要施策の評価では、[⑭ 支え合いの仕組みづくり]は前回調査よりも重要度が上昇しています（25頁参照）。また、社会福祉協議会が取り組んでいる主な事業・活動の認知度は、「① 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金などの募金運動」「② 広報紙『そでがうらし社協だより』・ホームページなどの地域福祉の啓発運動」以外は低く、特に若い年齢層の認知度が低いため、引き続き普及啓発に取り組む必要があります（29頁参照）。
- 団体調査では、地域福祉活動の担い手の減少は地区社会福祉協議会の支援活動にも影響がおよび、困難を抱えている人や世帯への支援の遅れなどを心配する意見などがあげられています。また、個人情報の取扱いの厳格化も支援を困難にしているという意見もあげられています。

■地区懇談会からの意見

- 地区懇談会では、高齢化が進む中で一人暮らし高齢者等の暮らしを心配する意見や、子どもの多い地区では子どもの安全を心配する意見などがあり、地区によって困りごとや心配事の違いがうかがえます。

今後面向けた課題

支援が必要な人や世帯を早期に把握し、支援していくためにも地域住民等の協力が必要なため、地域住民等の協力の下に地区社会福祉協議会を中心とした地域の支援体制の整備を図る必要があります。

目標5－2 地域活動団体等の協働の体制づくり

■市の取り組んだ施策や事業とその課題

- 子どもパトロール登録者の高齢化や、総合型地域スポーツクラブのように会員数が伸び悩んでいるものもあるため、担い手の確保や事業内容の充実など、事業の継続に向けた体制等について検討していく必要があります。

主な施策 ・事業	○地域活動団体等の協働に向けた支援 ・青少年育成地区住民会議への支援 ・総合型地域スポーツクラブ活性化事業
-------------	---

■住民意識調査、事業所及び団体調査の結果

- 事業所及び団体調査では、他の機関や団体との連携の必要性を感じているという意見が多くみられました。

■地区懇談会からの意見

- 地区懇談会では、リーダー交流会など地区を超えて集まる機会の必要性を指摘する意見などがあげられています。

今後に向けた課題

活動の担い手や参加者の減少が進んでいる活動もあり、効果的・効率的に活動が展開できるように、他の機関や団体との交流や連携を求める事業所や団体も多いため、関係機関や団体の連携強化を図っていく必要があります。

3 第3期計画の課題を踏まえた第4期計画の方向性について

目標1 福祉の情報提供と教育の充実

- 福祉の情報提供について、本市では広報紙やホームページ、公式SNSの活用など多様な方法により取り組んでいますが、地区懇談会の参加者の中には、情報入手に困難を感じている人や、団体の参加者からは広報活動が広報紙やチラシなどに限定されているため、市のラインなどを活用し情報発信を行いたいなどの意見があり、更なる情報提供の充実が求められています。そのため、市民誰もが情報から取り残されることがないように、また、情報を活用して社会参加につながるように、デジタル技術の更なる活用や情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。
- 福祉教育は、福祉活動の参加者の拡大や担い手の確保・育成に関係し、持続可能な地域福祉の推進のために不可欠であるため、事業所等の関係機関と連携し、幼少期から身近に学べる環境づくりが必要です。

→第4期計画では、「目標1 地域への親しみや地域の福祉に関わる人材づくり」において、「地域福祉活動に参加しやすい環境づくり」「地域福祉への意識の醸成」として施策の推進を図ります。

目標2 地域のつながりの充実

- 地域のつながりの希薄化が進む一方、地域のつながりの必要性を感じている市民も多くいます。そのため、幅広い世代が、それぞれの興味や関心、ライフスタイルに応じて気軽に参加できるように、地域交流や居場所づくりの活動を支援していく必要があります。また、支援が必要な人の早期把握や社会的孤立を防ぐため、地域の見守りや助け合いの活動が活発化するように、支援機関との連携強化を図っていく必要があります。
- 災害や犯罪など、地域の安全が懸念される中で、緊急時・非常時に自助や共助の取組が機能するように、地域の防災力・防犯力の向上が必要となっています。

→第4期計画では、「目標2 地域のつながりや支え合いの充実」において、「地域交流の場づくり」「地域における見守り、支え合いの充実」「防犯・防災体制の充実」として施策の推進を図ります。

目標3 地域の福祉に関わる人材づくり

- ボランティアニーズが拡大する一方、ボランティアの不足、高齢化が進んでいるため、ボランティア活動への理解と協力が得られるように、ボランティア情報の周知や活動への支援の充実、有償ボランティアなど新たな仕組みを検討していく必要があります。
- ボランティア以外でも地域福祉活動の担い手や事業所において人材の不足や高齢化が進んでいるため、地域福祉の担い手の確保・養成に向けた研修会等の開催や、福祉の仕事の魅力の発信などに取り組むとともに、地域福祉活動への理解と協力が得られるように、教育機関や地元企業等への働きかけにも取り組んでいく必要があります。
→人材づくりは福祉教育との関わりも深いため、第4期計画では「目標1 地域への親しみや地域の福祉に関わる人材づくり」において、「地域福祉に関わる人材づくり」として施策の推進を図ります。

目標4 地域福祉サービス・仕組みの充実

- 誰もが安全・安心に快適に暮らし、社会で活躍できるように、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進し、移動環境の充実にも努める必要があります。
- 福祉サービス等の専門機関による支援については、福祉人材の育成や事業所におけるサービスの質を高めるための取組に対する支援を引き続き行う必要があります。また、複雑化・複合化した困難事例に対応するため、これまで取り組んできた重層的支援体制整備事業を更に充実させ、包括的支援体制の構築を目指していく必要があります。あわせて、経済的な問題を抱えている生活困窮者の早期把握と継続的な支援の充実を図る必要があります。
- 高齢化が進行する中、認知症の高齢者等への後見人問題は、今後ますます深刻化することが予想されるため、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用促進事業の周知に引き続き取り組んでいくとともに、市と社会福祉協議会による地域連携ネットワークの中核機関との連携を深め、権利擁護に関する体制の充実を図っていくことが重要です。また、不当な差別の解消や虐待の防止等にも取り組む必要があります。

→第4期計画では、「目標3 みんなでつくる誰もが暮らしやすい地域づくりの推進」において、「人にやさしいまちづくりの推進」「分野横断的な支援体制の充実」「権利擁護の必要な方が安心して暮らせるための支援の充実」として施策の推進を図ります。

目標5 地域福祉推進への支援

- 地域の見守りや支え合い等の地区社会福祉協議会の活動の推進にあたっては、地域住民等の協力が必要なため、地区社会福祉協議会の周知を図り、地区社会福祉協議会を中心とした地域の支援体制の充実を図っていく必要があります。
 - 事業所や団体等の交流を深め、地域福祉活動が効果的・効率的に展開できるように、連携強化を図っていく必要があります。
- 地域福祉推進への支援は、地域の支え合いの仕組みづくりと関連性があるため、第4期計画では「目標2 地域のつながりや支え合いの充実」において、「地域の多様なつながりの醸成」として施策の展開を図ります。

第4章 計画の基本的な考え方と目標

1 基本理念

前計画においては、本市の最上位計画である総合計画との整合を図りながら、これまで築き上げてきた地域福祉の施策等を考慮し、「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり」を基本理念としました。

この基本理念は、市民が自ら福祉活動に取り組み、生きがいを持って地域福祉を推進していく上で、市民と市、社会福祉協議会など関係機関、地域団体が互いに協力していくという考え方を大切にして、市民誰もが個人として尊重され、その人らしく安心して暮らせるまちの実現を目指すものです。

地域福祉を取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、この基本理念が目指す互いに支え合いながら誰もが自分らしく活躍でき、安心して暮らせる地域づくりは、私たちみんなが共有すべき普遍的かつ基本的な考え方であり、地域への一層の浸透を図る必要があります。

そのため、第4期計画においても前計画で掲げた基本理念を踏襲し、市民と市、社会福祉協議会など関係機関、地域団体が協働して地域共生社会の実現に向けた一層の推進を図るものとします。

基本理念

市民誰もが活躍し、それぞれの地域で

その人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり

2 基本視点

基本理念を下に地域福祉を推進していくにあたり、各施策や事業を横断的に照らす基本視点についても、前計画を継承して以下のとおりとします。

基本視点 ① すべての個人の人間性を尊重します

障がいの有無や国籍・性別・年齢等の違いに関わらず、あらゆる市民の尊厳が尊重され、自分らしく生活できるように互いに尊重し合い、多様性を認め合い支え合う豊かな心を育むとともに、地域の中で自らの望む生活の実現を図れるような環境整備を進めます。

基本視点 ② 市民参加による協働と助け合いのまちをつくります

市民が主体的に地域福祉活動に参加し、行政とともに助け合いのまちづくりを持続的に推進していくように、市民の地域福祉への関心を高め、ボランティアや地域団体等の活動に楽しみや生きがいを感じながら参加できるような環境づくりを進めます。

基本視点 ③ 安心に暮らせるための包括的な支援体制づくりを推進します

多様化・複雑化する市民の悩みごとや困りごとを包括的に受け止め、適切な支援につなげられるように、市、社会福祉協議会、福祉関連事業所、地域団体、市民及び企業など、多用な主体との協働による包括的支援体制の整備に取り組みます。また、保健・医療・福祉の連携にとどまらず、雇用・住宅・交通・教育・防災などの様々な生活関連分野との連携を図り支援の充実につなげます。

3 計画の目標

基本理念及び基本視点に基づき、地域共生社会の実現に向けた更なる取組の充実に向けて、第4期計画では以下の3つの目標を設定します。

目標1 地域への親しみや地域の福祉に関わる人材づくり

次の世代へも受け継がれていく持続可能な地域福祉の仕組みづくりを目指して、ボランティアや地域活動など、地域福祉活動をけん引する人材の育成に取り組みます。

また、地域の中で「支え手」「受け手」の関係を超えて支え合い、主体的に地域福祉に参画する住民意識の醸成を図るため、地域共生社会や福祉への関心を育む福祉教育や福祉情報の発信を推進し、地域の課題や地域福祉への関心が高まるように取り組みます。

- 施策の方向1：地域福祉に関わる人材づくり
- 施策の方向2：地域福祉活動に参加しやすい環境づくり
- 施策の方向3：地域福祉への意識の醸成

目標2 地域のつながりや支え合いの充実

住民同士が日頃から気軽につながることができ、地域からの孤立を防げるよう、多様な居場所・交流の場づくりの支援を行うとともに、福祉関連事業所や福祉関係団体、地域住民、学校、企業等の多様な主体の協働による地域の支え合いの仕組みづくりを推進します。

また、地域の見守りや助け合いなど、住民同士のつながりを深めながら、非常時や緊急時にも備えられた防災力・防犯力の高い地域づくりを推進します。

- 施策の方向1：地域の多様なつながりの醸成
- 施策の方向2：地域交流の場づくり
- 施策の方向3：地域における見守り、支え合いの充実
- 施策の方向4：防犯・防災体制の充実 <再犯防止推進計画>

目標3 みんなでつくる誰もが暮らしやすい地域づくりの推進

高齢者や障がい者、子どもなどを含むあらゆる立場の人が、快適に安心して暮らしていくように、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づく整備や移動手段の充実などを推進します。

また、誰もが自分らしく自立し、安心した生活を送ることができるように、権利擁護の推進や、相談支援、公的サービスの質の向上等を図ります。

特に、困難な課題を抱える人（世帯）に必要な支援を結び付けられるように相談支援・サービスの充実を図る必要があるため、所管分野を超えたつながりによる包括的な支援体制の整備を推進します。

- 施策の方向1：人にやさしいまちづくりの推進
- 施策の方向2：分野横断的な支援体制の充実【重点取組】
＜重層的支援体制整備事業実施計画＞
- 施策の方向3：権利擁護の必要な方が安心して暮らせるための支援の充実
＜成年後見制度利用促進基本計画＞

4 包括的な支援による取組の推進

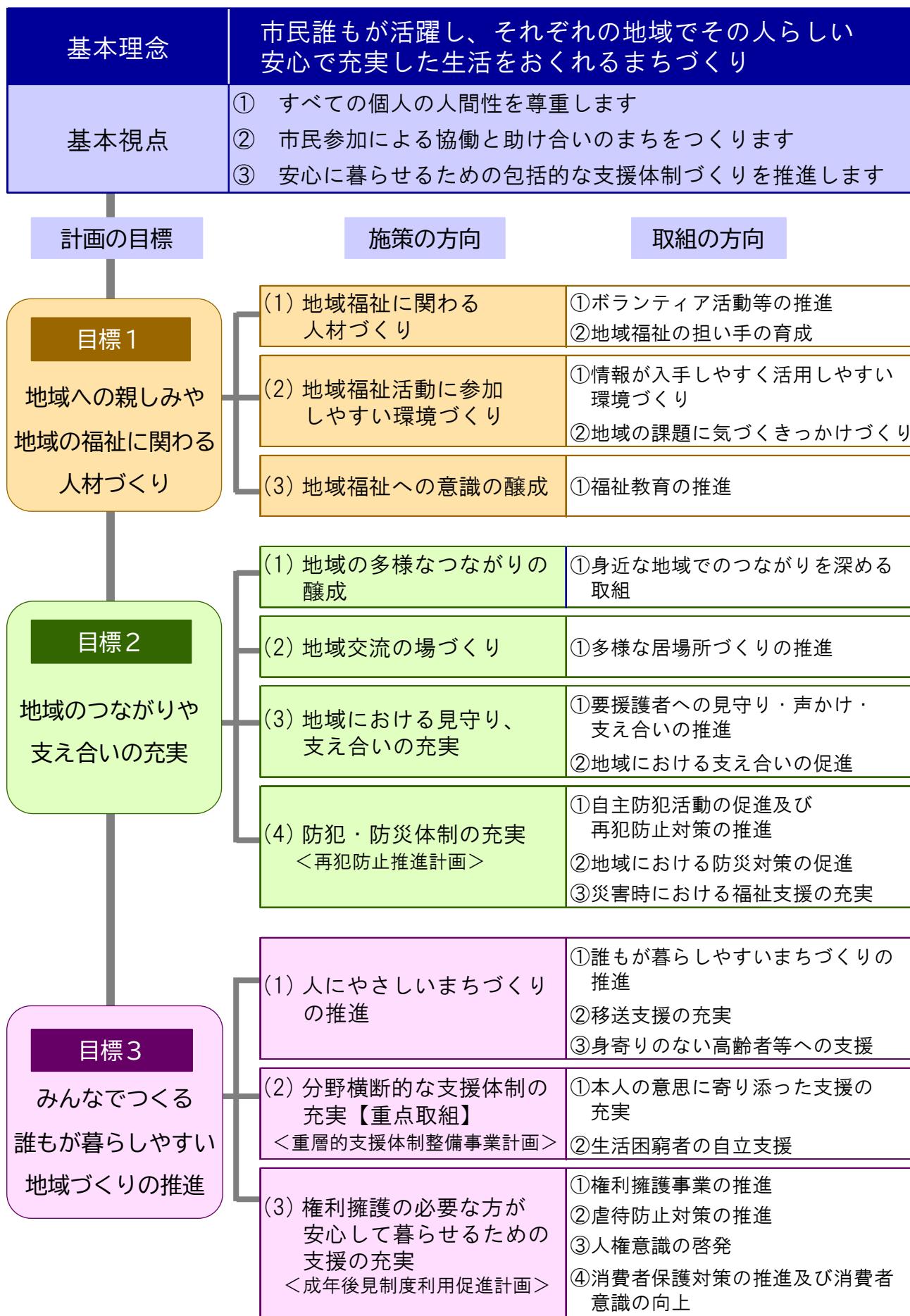
本市は、制度の狭間等にある課題や複雑化・複合化した課題を抱える人（世帯）に必要な支援を提供できるように包括的な支援体制の整備に努めています。そのため、第4期計画で包含する重層的支援体制整備事業計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の取組を通じて、分野や制度の枠組みを超えた連携と協働による包括的支援体制の充実を図り、地域共生社会の実現を目指します。

5 成果指標

第4期計画の推進状況を把握し、客観的なチェック機能とするため、総合計画の後期基本計画に掲げている以下の指標を第4期計画の成果指標として設定し、計画の進捗管理を行います。

成果目標		現状値（令和6年）	目標値（令和13年）
目標1	地域活動に参加したことがある高齢者の割合	63.3%	64.7%
目標2	地域で支え合って安心して暮らしている市民の割合	61.4%	65.0%
目標3	障がいのある人が安心して暮らしていると思う市民の割合	31.0%	33.1%
	安心して子育てができると思う人の割合	82.6%	84.0%

6 計画の体系



7 協働による計画の推進

第4期計画を円滑に推進していくためには、地域社会を構成する地域住民、福祉関連事業所・福祉関係団体等、社会福祉協議会、行政などが地域課題への共通認識を持つとともに、「自助」「互助・共助」「公助」というそれぞれの役割を担い、自発的・自主的な取組や協働での取組を行っていくことが重要です。

(1) 地域住民に期待する役割

地域共生社会の実現には、地域住民、福祉関連事業所・福祉関係団体、社会福祉協議会、そして行政が一体となって主体的に地域福祉計画を推進していくことが必要です。特に、地域に住み、地域を一番よく知っている地域住民の一人ひとりが地域福祉を推進する主役といえます。地域住民は福祉サービスの利用者であるだけでなく、その提供者・サポーターでもあります。

自らの住む地域に关心を持ち、ボランティアなどをはじめとした地域活動への参加を通じて、地域福祉への关心や理解を深め、地域への愛着を持って、地域の課題を解決する活動に取り組むことが期待されます。

(2) 福祉関連事業所・福祉関係団体等などに期待する役割

地域福祉の推進には関係機関や福祉関連事業所・福祉関係団体及び企業の果たす役割は大きいと考えられます。福祉関連事業所には、自主的なサービスの質の向上と多様なサービスの提供を図っていただくとともに、専門性を活かして、積極的に地域福祉の拠点としての役割を發揮してもらうことが期待されます。

福祉関係団体等には、地域の支え合いの活動主体（担い手）として、地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けて柔軟に対応していただくとともに、地域住民に向けて、活動参加の受け皿を提供することが期待されます。

(3) 社会福祉協議会の役割（地区社会福祉協議会を含む）

社会福祉協議会は、地域住民主体による多様な地域福祉活動を推進するとともに、市の様々な福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動してきた経緯を踏まえ、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

今後は、地域福祉を地域住民主体で推進するため、現在社会福祉協議会が実施している事業等の見直しや拡充、6つの地区社会福祉協議会（昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区）への地区担当者の配置、また、生活支援体制整備事業では第2層生活支援コーディネーターの配置により、地域住民を主体とした多様な地域資源の充実に向けた地域づくりが期待されます。

(4) 行政の役割

本市は、第4期計画の基本理念の実現を目指して施策を総合的に推進し、地域福祉の向上に努めます。地域福祉の活動は、地域住民や関係者等による支え合い、助け合いの活動を主体としていますが、その活動を支えていくためには、公的な福祉サービスの実施や地域における福祉活動の基盤整備などが重要です。支援の必要な人や世帯が必要なサービスを受けられる仕組みを構築し、地域住民、福祉関連事業所・福祉関係団体、社会福祉協議会との連携・交流の強化を図り、福祉活動の基盤整備に取り組んでいきます。

第5章 目標の達成に向けた施策と包括的な支援による取組の推進

1 目標の達成に向けた施策の推進

目標1 地域への親しみや地域の福祉に関わる人材づくり

地域福祉活動をけん引する人材の育成や福祉意識の醸成などを目指す上で、各主体に期待される役割や取組例は以下のとおりです。

<p>自助 市民ができること</p>	<ul style="list-style-type: none">● 日頃から福祉や地域への関心を持ち、情報を入手するように心がけます。● 入手した情報は、家族や周りの人と共有に努めます。● 興味や関心のあるボランティア活動や地域の活動に積極的に参加します。● 講座やイベントなどの学習の場へ積極的に参加し、地域の課題や地域共生社会について理解を深めます。● 高齢者や障がい者など、様々な立場や状況に置かれている人についての理解を深めます。
<p>互助・共助 地域で取り組めること</p>	<ul style="list-style-type: none">● ボランティア活動など地域に貢献する活動情報を積極的に周知します。● 福祉関連事業所・福祉関係団体等は、ボランティア活動への助言や育成に協力します。● 市や社会福祉協議会などからの情報について、集会の場でパンフレットを配るなど、地域で共有します。● 福祉関連事業所・福祉関係団体等も地域の集まりに積極的に参加し、自らの活動内容や関連機関の福祉情報などのPRをします。● 地域の課題などをみんなで話し合う機会を持つよう努めます。● 地域や職場等で、福祉講座やイベント等を開催するなど福祉体験の機会の充実に努めます。
<p>公助 行政で取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none">● ボランティアセンターの運営支援を通じて、ボランティア活動の周知やボランティアの養成、活動支援を行います。● 福祉関連事業所・福祉関係団体などとのつながりを活かし、ボランティアの活躍の場を広げます。● 福祉に携わる担い手を発掘するための取組を進めます。● 誰もが情報を入手し、活用しやすくなるように、情報アクセシビリティの向上に努めます。● 地域共生社会の考え方や必要性についての理解を深められるように、学校だけでなく、地域や企業等を含めた福祉教育を推進します。

■ 施策の方向1 地域福祉に関わる人材づくり

ボランティアの高齢化が進み、活動の継続が難しくなっているボランティア団体もあるため、社会福祉協議会と連携を図りながら、幅広い世代へボランティア活動への参加の周知活動を図るとともに、活動参加への負担が軽減され、楽しみながら参加し続けられるように、ボランティア活動の環境の向上に向けた支援を行います。

また、社会貢献活動に取り組むNPO法人についても必要に応じて支援を行います。さらに、地域の福祉を支える民生委員・児童委員や、専門的な知識や技術を有する福祉人材の不足も懸念されているため、人材の確保やスキルアップなどの支援に努めます。

取組の方向1 ボランティア活動等の推進

社会福祉協議会が設置・運営するボランティアセンターの機能充実に向けた支援を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。

地域福祉活動に参加している、又は活動に興味のある市民が安心して活動に取り組めるように、必要となる知識や情報の提供、相談支援などを行います。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
1. ボランティアセンターの運営支援 【地域福祉課】	ボランティアセンターは、地域福祉推進のため、ボランティアに参加したい人や団体、活動を依頼したい施設などをつなぐ「橋渡し」の役割を担い、ボランティアに関する情報提供、相談受付、登録や保険手続きの支援、講座などの開催を行っています。市では、地域におけるボランティア活動を支援・推進するための拠点となるボランティアセンターに対して、参加支援事業を通じて運営支援を行います。
2. ボランティアセンター運営 【社会福祉協議会】	ボランティア活動に興味のある方、ボランティアを求めている方などの相談に応じるとともに、ボランティア活動をしたい方とボランティアを求めている方のマッチング、コーディネートを行います。
3. ボランティア養成事業 【社会福祉協議会】	世代を問わずボランティア活動に興味を持ってもらえるように講座内容の充実を図り、ボランティアの養成を行います。
4. 生涯学習ボランティア促進事業 【生涯学習課】	地域の人材活用を図るため、社会教育推進員などの各種ボランティアの養成と資質向上を目的とする研修等を実施します。また、これらの各種ボランティアと連携・協働し、市民の学習活動の支援を行います。

取組の方向2 地域福祉の担い手の育成

地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、支援が必要な方を早期につなげられるよう市や関係機関との連携強化を図ります。

また、民生委員・児童委員の活動について、周知を図ります。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
5. 民生委員・児童委員活動支援事業 【地域福祉課】	民生委員・児童委員の活動に必要な環境づくりを推進するため、補助金を交付し、支援します。 また、民生委員・児童委員の活動しやすい環境の整備や、担い手の確保に向けた取組を検討します。
6. 介護人材確保育成支援事業 【介護保険課】	要介護高齢者数が増加し、介護サービス従事者がますます不足していくことが見込まれることから、必要な介護サービスを確保するため、市内介護サービス事業所に従事する介護人材の確保と育成を支援します。

■ 施策の方向2 地域福祉活動に参加しやすい環境づくり

市民が地域の課題に関心を持ち、地域福祉活動への参加につながるように、地域福祉に関する情報が入手しやすく活用しやすい環境づくりを進めます。

また、地域課題への気づきや解決に向けた取組を進めていく上で、様々な分野における人材の活躍が期待されるため、福祉以外の分野とも連携・協働して取り組みます。

取組の方向1 情報が入手しやすく活用しやすい環境づくり

福祉に関する情報があらゆる市民に届くように、市及び社会福祉協議会の広報紙やホームページ、公式SNSなど、多様な手法の活用を図ります。特に市の公式SNSを活用して、各種イベントや福祉講座、ボランティアの募集などの情報発信を行います。

また、市担当課窓口や地域包括支援センター、そでさぽ、えがお袖ヶ浦（※）などの各相談窓口において、パンフレットやチラシなどを配布します。

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが情報の入手や活用、意思疎通がしやすくなるように、ICT技術を活用した情報バリアフリーの推進を図ります。

※地域包括支援センター、そでさぽ、えがお袖ヶ浦については、82頁参照

取組の方向2 地域の課題に気づくきっかけづくり

地域の課題は福祉分野にとどまらず、社会・経済など様々な分野と密接に関連しており、市民においても、これまで培ってきた知識や経験を活かしたい、あるいはキャリアアップや新たな経験を積んでみたいと考えている市民もいるため、福祉以外の分野と連携・協働し、学びの場や活動の充実に取り組みます。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
7. まちづくり講座 【市民協働推進課】	地域コミュニティ活動の担い手不足を解消して地域の活性化を図るため、人材の発掘及び担い手確保の取組を推進します。また、市民や各団体の連携を深め、地域コミュニティの活性化と持続的な発展を促し、多くの市民がまちづくりに主体的に参加する機運を醸成します。
8. そでのわ（市民活動サポートセンター）の運営 （新規） 【市民協働推進課】	市民参加によるまちづくりの意識の醸成を図るとともに、多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、市民活動団体等と行政が協働して地域課題の解決に取り組み、地域コミュニティの活性化と協働によるまちづくりを推進します。
9. 子どもを育む、 学校・家庭地域推進事業 【学校教育課】	学校・家庭・地域が連携しながら子どもを育み、地域ぐるみで学校を支援する体制づくりを推進するため、学校支援ボランティアの周知や活用に係る運営面の研修の充実を図ります。また、「がうらっ子の心得」「袖ヶ浦市子育ての提言」を活用し、児童・生徒の規範意識の向上を図ります。
10. 家庭教育総合 推進事業 【生涯学習課】	発達段階に応じた子育てに関する学習機会を提供するため、家庭教育支援に関する総合的な取組を検討し、各公民館実施の家庭教育学級により、家庭教育力の向上を図ります。 また、家庭教育及び子育てに関する施策の充実と情報の共有を図るため、関係課が連携した家庭教育推進協議会を開催します。

■ 施策の方向3 地域福祉への意識の醸成

高齢者や障がい者、子育て世帯など、様々な立場や状況に置かれている方についての理解を深め、多様性を認め合いながら互いに支え合い、地域の課題解決に向けて自ら行動を起こしていくように、福祉講座やイベントの開催などを通じて福祉意識の醸成を図ります。

取組の方向1 福祉教育の推進

すべての世代において誰もが身近に福祉について学ぶことができるよう、社会福祉協議会、福祉関連事業者や福祉関係団体等と連携し、福祉体験機会の充実や啓発活動などを推進します。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
11. 福祉教育推進事業 【社会福祉協議会】	多様な生き方を受入れ、共に生きる力を育み、豊かな福祉観を形成することを目的に福祉教育を行います。また、広報紙や公式SNSなどを活用して福祉体験講座を広く周知します。
12. 社会教育を通じた地域福祉への理解促進事業 【各交流センター】	市民の地域共生社会や福祉に対する関心を育むことに寄与するため、公民館事業や講座において、福祉教育の視点を取り入れたテーマの講座等を開催します。

目標2 地域のつながりや支え合いの充実

地域住民同士のつながりを深め、共に支え合う地域づくりを進めていく上で、各主体に期待される役割や取組例は以下のとおりです。

自助

市民ができること

- 自治会をはじめ地域の様々な団体の活動に関心を持ち、興味のある活動や行事に参加するようにします。
- 日頃から隣近所とのあいさつを心がけ、交流を持ちます。
- 高齢者や障がい者など、身近に支援を必要とする人がいることに関心を持ち、見守りや手助けをします。
- 困ったときは、ひとりで悩まず地域の人や市の相談窓口などに相談をします。
- 日頃から防犯情報の入手や、地域の防犯活動へ積極的に参加します。
- 社会を明るくする運動など更生保護への理解を深めて協力します。
- 防災グッズや自宅の安全対策、避難所の確認、地域の防災訓練への参加など、日頃から災害時に備えます。

互助・共助

地域で取り組めること

- 自治会の活動情報の発信や、地域づくり活動、行事の開催など、住民同士が交流や地域の生活環境の向上などに取り組みます。
- 福祉関連事業所・福祉関係団体等は、地区での話し合いの場に参加し、専門的な助言や支援を行いながら、交流を深めます。
- 交流を通じて把握した支援を必要とする人の見守りや声かけなどを行います。
- 地域の行事や交流活動などに高齢者や障がい者が参加しやすいように配慮します。
- 防犯活動や防災活動を推進し、地域の安全づくりに努めます。

公助

行政で取り組むこと

- 福祉関連事業所・福祉関係団体、自治会、地域住民などとの連携強化を図ります。
- 住民同士のつながりを深めたり一人暮らし高齢者等の孤立を防ぐため、地域の交流の場づくりの活動を支援します。
- 高齢者や障がい者など支援を要する方の見守りや地域の支え合い・助け合い活動を支援します。
- 市の相談窓口や相談支援機関の周知を図り、支援を必要とする方を早急に支援につなげられるように取り組みます。
- 地域の防犯活動や防災活動の支援を行います。
- 防犯情報や防災情報の周知や啓発を行います。
- 高齢者や障がい者など、災害時に支援を要する方の支援体制の強化に努めます。

【施策の方向1 地域の多様なつながりの醸成】

地区の特性やこれまで積み上げてきた取組を活かし、地域福祉活動を展開していくように、自治会や地区社会福祉協議会をはじめ、地域福祉を支える様々な主体がそれぞれの役割に応じた活動を行いながら連携・協力し、支え合いの輪を広げていきます。

【取組の方向1 身近な地域でのつながりを深める取組】

地域のつながりの希薄化が進む中、地域コミュニティの要となる自治会への加入促進の啓発を行うとともに、地区社会福祉協議会や福祉関連事業所、福祉関係団体など、地域福祉を支える様々な主体との連携強化を図り、地域の多様なつながりが深まるように取り組みます。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
13. 自治会の加入促進事業への取組 【市民協働推進課】	自治連絡協議会や各地区自治連絡会等の自主活動を支援するとともに、自治会未結成地区に対し結成支援などを行い、地域のまちづくりを推進します。また、地域コミュニティの重要性についての意識啓発を行うとともに、市民が自主的かつ主体的に地域活動へ参加しやすくなる環境づくりを進めます。

■ 施策の方向2 地域交流の場づくり

身近な地域で気軽に自由に参加できる居場所は、様々な地域住民との出会いや住民同士の絆を深め、助け合いへ発展していくきっかけにもなり、孤独・孤立対策などにもつながるため、地域の居場所づくりの活動を支援していきます。

取組の方向1 多様な居場所づくりの推進

子どもから高齢者まで、地域の誰もが集まりやすく、気軽に交流できるよう地域の特性に合った活動の場づくりを引き続き支援します。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
14. 地区社会福祉協議会運営事業の支援 【社会福祉協議会】	身近な地域の特性に合わせた活動の実施や地域住民のつながりを促進する交流の場づくり事業などに取り組んでいる地区社会福祉協議会の運営を支援します。
15. シニアクラブ活動支援事業 【高齢者支援課】	単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会の「社会参加活動」、「文化活動」、「体力・健康づくり事業」などに対し補助金を交付し、活動を支援します。
16. 身近な交流の場づくり推進事業 【社会福祉協議会】	身近な地域において、高齢者、子育て中の親子等が孤立しないよう交流できる場（サロン）づくりや、地域の特性に合わせた活動などを支援し、地域福祉推進の基盤づくりを進めます。
17. 総合型地域スポーツクラブ活性化事業 【スポーツ振興課】	市民誰もが、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができる環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブの活動や市クラブ連絡協議会と連携したイベントを開催します。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
18. 國際交流推進 事業 【市民協働推進課】	国籍や民族に関係なく、誰もが安心して暮らせる多文化共生のまちづくりを推進するため、袖ヶ浦市国際交流協会の運営や国際交流活動の支援を行い、市民の国際交流に対する意識を醸成します。また、関係団体と連携し、外国人の地域交流の場への参加促進や市内の学校に通う外国人の児童・生徒等への日本語教育に取り組みます。
19. 地域子育て支援 拠点事業 【保育幼稚園課】	自宅で保育する子育て中の保護者と児童が気軽に利用できる場を設け、親子同士交流を図るとともに、子育てに関する悩みや不安の解消を図るため、専門職による相談業務や、子育てに関する情報提供、各種イベント・講座を実施し、児童の健全な育成を支援する地域の拠点として運営していきます。
20. 地域世代間交 流事業 【保育幼稚園課】	各保育施設から地域のシニアクラブや高齢者施設への声かけなどを推奨し、児童と地域の高齢者との世代間交流を促進します。
21. 放課後子供教 室推進事業 【生涯学習課】	放課後の学校施設を活用し、地域住民の協力を得て、子どもの安全・安心な活動場所を提供するとともに、異学年活動、地域住民との世代間交流などを行い、地域の教育力の向上や心豊かで健やかな児童の育成を図ります。地域との連携を強化し、保護者を含めた協力者の確保に努めます。

■ 施策の方向3 地域における見守り、支え合いの充実

少子高齢化や単身世帯が増える中で、ひきこもりや認知症、一人暮らし高齢者、ヤングケアラーなど、自ら支援を求める人や求めることができない人を早期に把握し、支援につなげられるよう、地域の見守り、支え合いの充実を図ります。

取組の方向1 要援護者への見守り・声かけ・支え合いの推進

民生委員・児童委員やボランティア、自治会などを中心とした地域住民による声かけや見守り活動の促進や、生活に密着した事業者などとも連携した見守りネットワークを推進します。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
22. 高齢者見守りネットワーク事業 【高齢者支援課】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。

取組の方向2 地域における支え合いの促進

地域住民同士のつながりを基本とした「お互いさま」の関係を築くため、地区社会福祉協議会など地域団体の活動の促進や、自治会やボランティアなどとの連携により、共に支え合い、助け合う仕組みづくりを推進します。

また、生活支援体制整備事業を通じて住民等の多様な主体の参画により介護予防や生活支援サービスの充実を図ります。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
23. こども食堂運営 支援事業 【地域福祉課】	食事や交流の場を地域住民等に提供する取組を行う市民活動団体等へ補助金を交付し運営を支援します。
24. 生活支援体制 整備事業 【高齢者支援課】	地域における多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進します。
25. 認知症サポーター 一等養成事業 【高齢者支援課】	認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、地域住民や企業などへ認知症に対する正しい理解の普及のため認知症サポーターの養成を行います。また、認知症サポーターが地域で自主的に活動できるよう、ステップアップ講座を開催します。
26. シルバー人材セ ンター支援事業 【高齢者支援課】	高齢者が健康でいきいきと暮らし、生活の充実が図れるよう、高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。

■ 施策の方向4 防犯・防災体制の充実

防犯や防災の対策については、自治会をはじめとした地域の日頃からの連携・協力による体制づくりが、いざという時に大きな力となるため、地域のつながりを深め、地域ぐるみで犯罪や災害の被害を防ぐ活動の促進を図ります。

また、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等は災害時には困難な状況に直面する可能性が高いため、災害時における福祉支援体制の充実を図ります。

取組の方向1 自主防犯活動の促進及び再犯防止対策の推進

子どもの安全を守るために、自治会、学校、警察などの関係機関が連携し、通学時や遊びの時間帯などの見守り活動の充実を図ります。

また、犯罪をした者が再び罪を犯すことが社会全体の課題となっているため、社会を明るくする運動など再犯防止対策を推進します。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
27. 地域防犯体制 強化事業 【防災安全課】	市内における犯罪の発生抑止のため、防犯灯や街頭防犯カメラの適切な維持管理を実施するとともに、警察や防犯協会などの関係団体と連携した啓発活動を実施し、市民の防犯意識の向上を図ります。
28. 社会を明るくする運動の推進 【地域福祉課】	犯罪や非行を犯した者が地域の一員として円滑に社会復帰ができるよう、社会を明るくする運動の取組を拡充します。
29. 子どもの安全確保事業 【学校教育課】	上下校時の子どもの安全確保のため、地域住民に協力を仰ぎ、「子ども110番連絡所」を設置します。また、全児童に持たせる防犯ブザーの購入費の一部を助成します。
30. 児童・生徒指導 センター運営事業 【総合教育センター】	市内小学校新1年生を対象に、「いかのおすし」を合言葉にした安全指導（不審者対応の合言葉）を実施します。また、児童・生徒の安全を確保するため、警察等の関係機関と連携してパトロール等の安全対策を実施します。 児童・生徒の問題行動に係わる諸課題に対しては、関係機関と連携し、専門的な見地から学校を支援します。
31. 子ども安全パトロールの実施 【生涯学習課・各交流センター】	身近な地域で青少年の健全育成に取り組むため、地域住民が「オレンジ帽子」を着用し、散歩や買い物時に使う「ながらパトロール」など、地域で子どもを見守る体制を支援していきます。また、協力者への研修や情報交換の機会を設け、引き続き協力者の拡充を推進します。

取組の方向2 地域における防災対策の促進

災害に備えて、自主的な防災組織の結成促進や防災訓練への参加促進などにより、地域の防災力の強化に努めます。また、社会福祉協議会による災害ボランティアセンター事業の支援を行います。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
32. 防災訓練事業 【防災安全課】	大規模災害に備え、市及び関係機関が連携し、地域住民と一体となった実践的な防災訓練を実施し、防災体制の連携強化及び防災意識の向上を図ります。
33. 自主防災組織整備事業 【防災安全課】	地域において「共助」の中核をなす自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織への資機材の貸与や防災訓練を実施し、地域防災力の向上を図ります。
34. 災害ボランティアセンター運営訓練事業 【社会福祉協議会】	本市で災害が発生した際に、災害ボランティアの受け入れや活動支援を行う災害ボランティアセンターが適切に運営できるよう、ＩＣＴの導入なども検討しながら運営訓練を行います。

取組の方向3 災害時における福祉支援の充実

災害発生時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者などを迅速に支援できるように、避難行動要支援者登録台帳を活用しながら自治会や民生委員・児童委員等と連携し、地域で見守る体制の充実を図ります。また、福祉避難所の整備や聴覚障がい者等への情報伝達手段の周知、災害時における福祉サービスの提供体制の整備に取り組みます。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
35. 避難行動要支援者対策事業 【防災安全課】	自力又は家族の支援だけでは避難が困難な高齢者や障がいのある方を地域が連携して日頃から見守り、災害時に迅速に手を差し伸べられるように、個人情報の保護に配慮した避難行動要支援者台帳を作成・活用し、避難行動要支援者の支援の充実を図ります。
36. 福祉避難所環境整備事業 【防災安全課】	福祉避難所の避難環境向上のため、避難行動要支援者等が避難生活をするために必要となる備蓄物資の適正な維持管理及び充実に努めます。 また、福祉避難所運営訓練を実施し、担当者の対応力の向上を図ります。

目標3 みんなでつくる誰もが暮らしやすい地域づくりの推進

誰もが自分らしく自立し、安心して快適に暮らせる地域づくりを進めていく上で、各主体に期待される役割や取組例は以下のとおりです。

自助

市民ができること

- 買い物や通院などで困っている高齢者や障がい者などの移動に協力します。
- 公園や道路などの公共施設の危険箇所に気づいた場合は、市に連絡します。
- 市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、相談窓口の把握に努め、困ったときには相談します。
- 周りで生活に困っている方がいたら、市や社会福祉協議会の相談窓口を紹介します。
- 高齢者や障がい者など支援や配慮を必要とする方について理解し、思いやりの心をもって行動します。
- 虐待の疑いに気づいた場合には、市に連絡します。
- 商品の契約などで疑問を感じたら、消費者問題の窓口に相談します。

互助・共助

地域で取り組めること

- 地域内のバリア（障壁）の解消に向けて、地域で何ができるか話し合い、地域で難しい場合は、行政に相談します。
- ボランティア活動により移動に困っている人を支えます。
- 地域の交通安全指導や通学路の交通安全の見守り、高齢者や障がい者などへの配慮の呼びかけなどを行います。
- 支援が必要な人を把握した場合は、市や社会福祉協議会への相談を勧めます。また、状況により市や社会福祉協議会に連絡します。
- 高齢者や障がい者、子どもなど権利侵害を受けやすい方たちを地域で見守っていく体制づくりに努めます。

公助

行政で取り組むこと

- 公共土木施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進めます。
- 高齢者や障がい者の移動支援など、交通の利便性向上に努めます。
- 警察や関係機関と連携して交通安全意識の普及啓発などを行います。
- 身寄りのない高齢者等への支援体制の充実に努めます。
- 各分野の相談窓口の向上とともに、制度・分野ごとの縦割りを超えた連携により、支援体制の強化を図ります。
- 福祉サービスの質の向上に努めます。
- 成年後見制度等の権利擁護に関する普及啓発に努めるとともに、関係機関や専門職団体と連携し、対応力の強化を図ります。
- 虐待防止に関する相談窓口を周知します。
- 消費者問題の情報提供体制を強化し、消費者保護施策を推進します。

【施策の方向1】人にやさしいまちづくりの推進

年齢や性別、障がいの有無、国籍等の違いにかかわらず、誰もが安心して地域で生活できるように、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「千葉県福祉のまちづくり条例」を踏まえ、バリアフリーやユニバーサルデザイン※の考え方に基づいた福祉のまちづくりを推進します。

また、移動に困難を抱える高齢者や障がい者等の外出時の負担の軽減が図れるように、日常生活における移動支援の充実に努めるとともに、誰もが安心して住み慣れた地域で生涯暮らし続けられるように、身寄りのない高齢者等への生活支援体制の充実を図ります。

※ユニバーサルデザイン：

年齢、障がいの有無に関わらず、また、外国人等を含め、誰もが使いやすいように、建築（設備）、製品、情報などを計画したり、設計したりすることです。

【取組の方向1】誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

公共施設や設備等のハード面の整備や交通安全対策など、誰もが安全・安心に暮らせるような環境づくりに取り組みます。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
37. 交通安全対策 事業 【防災安全課】	警察や交通安全協会等の関係機関と連携し、交通事故防止のため、幼児から高齢者までの幅広い層を対象とした交通安全教育や啓発活動を充実させることにより、交通ルールの順守と交通マナーの向上を図ります。

取組の方向2 移送支援の充実

各地区の状況を踏まえながら、交通の利便性の向上を図ります。

一般の交通手段では、医療機関への通院等が困難な身体介護を伴わない高齢者や障がいのある低所得の方を対象に、移送ボランティアなど市民の協力を得ながら移送支援の充実に努めます。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
38. 地域公共交通づくり事業 【企画政策課】	地域住民の交通利便性を確保するため、既存バス路線の運行を維持するとともに、利便性向上を図ります。また、既存の路線バスでは満たせないニーズに対応するため、事業者と協力し、デマンド交通（チョイソコがら）の本格運行を行います。
39. 通院送迎(移送) サービス事業 【社会福祉協議会】	一般の交通手段では、医療機関への通院等が困難な身体介護を伴わない高齢者や障がいのある低所得の方を対象に、ボランティアの協力により近隣医療機関などへの送迎サービスを行います。
40. 高齢者移動支援事業 【高齢者支援課】	居宅で生活するうえで移動手段の確保が困難な 65 歳以上の市の市町村民税非課税世帯に属する 75 歳以上の人にタクシー券を交付し、高齢者の移動を支援します。
41. 重度心身障がい者福祉タクシー事業 【障がい者支援課】	本市に在住する身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた一定程度以上の障害を有する人にタクシー券を交付し、障がい者（児）の社会参加を促進します。

取組の方向3 身寄りのない高齢者等への支援

高齢者を中心に一人暮らし世帯等の増加が今後も見込まれているため、日常生活支援や円滑な入院・入所の手続き支援、死後事務など、頼れる身寄りがないことにより抱える生活上の課題に対応できるように、分野横断的な取組による支援体制の強化を図ります。

【施策の方向2 分野横断的な支援体制の充実【重点取組】】

相談者の困りごとだけでなく、その背後にある世帯単位での困りごとに気づき、一人ひとりの意思に寄り添いながら支援が行えるように、制度・分野ごとの縦割りを超えて対応する包括的支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業を重点取組と位置づけ、事業の充実を図ります。あわせて、支援を必要とする人（世帯）が安心してサービスを利用できるように、サービスの質の向上に取り組みます。

また、「生活困窮者自立支援法」に基づき、様々な課題を抱える生活困窮者（世帯）のそれぞれの状況に寄り添いながら、包括的な支援を講じていきます。

【取組の方向1 本人の意思に寄り添った支援の充実】

複雑化・複合化した課題に対し、様々な支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備に関する取組をより具体化していくため、これまで分野ごとに取り組まれてきた施策を重層的支援と結び付けて、様々な課題や潜在的ニーズに寄り添い、支援につなげていきます。

また、利用者のニーズに応じた質の高いサービスを提供できるように、事業者へ福祉サービス情報の公表や第三者評価の受審勧奨を行うとともに、人材の確保やスキルアップなどの支援を行います。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
42. 重層的支援体制整備事業(新規) 【地域福祉課】	地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、潜在的な支援ニーズを抱える人に支援が行き届くよう、アウトリーチ（訪問支援）等により、信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を実施します。
43. 地域包括支援センターによる相談体制の充実 【高齢者支援課】	高齢者人口の増加に伴い複雑化・複合化する高齢者等の相談に対応するため、地域包括支援センターの相談体制の充実を図り、関係機関と連携をとりながら包括的な支援を行います。
44. 子育て世代包括支援事業 【子育て支援課】	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行い、すべての市民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
45. 障がい者相談支援事業 【障がい者支援課】	障がい全般及び障がいごとの相談支援事業を障害者相談支援事業所及び基幹相談支援センター等で実施し、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。
46. 福祉サービスにおける第三者評価等の普及啓発や、介護サービスの公表 【介護保険課】	事業者等がサービスの質を高め、市民に良質かつ適正なサービスを選択できるよう、千葉県が実施する第三者評価の受審を働きかけ、介護サービス情報の周知、普及啓発を行います。
47. 終活情報登録事業（新規） 【地域福祉課】	高齢者等が自らの意思を的確に伝達し、希望に沿った終末期の医療、円滑な死後事務等の実現につなげるため、緊急連絡先や終活に係る生前契約等の終活関連情報をあらかじめ登録し、病気、事故等により自力で意思表示ができなくなったとき、又は死亡したときに、警察、消防、医療機関やあらかじめ指定した親族、友人等に伝達できるようにします。

取組の方向2 生活困窮者の自立支援

専門性を有する支援員を配置した相談窓口「そでさぽ」において相談に応じ、生活困窮者（世帯）の自立と社会参加の促進に向けた包括的な支援を行います。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
48. 生活困窮者自立支援事業 【地域福祉課】	生活困窮者及び家族、その他の関係者からの多様で複合的な問題への相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整により相談支援及び就労支援等を包括的かつ計画的に行い、生活困窮者の自立の支援を図ります。
49. 学習・生活支援事業 【地域福祉課】	子どもが将来自立した生活ができるよう、学習の機会及び居場所を提供し、学習習慣や日常生活習慣の形成、社会性の育成を図ります。

【施策の方向3 権利擁護の必要な方が安心して暮らせるための支援の充実】

高齢化に伴い認知症高齢者の増加が見込まれ、知的障がい者や精神障がい者も増加傾向にあり、権利擁護支援の重要性が高まっているため、成年後見制度や日常生活自立支援事業を適切に利用できるように取り組みます。

また、高齢者や障がい者、子どもなどの権利擁護を図り、個人の権利や尊厳を守るため、虐待への対応強化や人権教育・啓発、消費者保護対策の強化に取り組みます。

【取組の方向1 権利擁護事業の推進】

判断能力が不十分な人だけでなく身寄りのない人も含めて、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援策の充実を図り、市民への周知や支援制度の円滑な利用促進に努めます。

また、本制度を支える後見人は不足しており、市民後見人の育成・活動支援に取り組みます。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
50. 成年後見制度 利用促進体制整備推進事業 【地域福祉課】	認知症、知的障がい、その他の精神上の理由により財産管理や日常生活等に支障がある方の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進のための体制整備を行います。 また、財産の管理等に支障がある方に代わって、家庭裁判所に後見人等選任のための申立て手続きや利用に係る援助を行います。
51. 日常生活自立 支援事業 【社会福祉協議会】	高齢者や障がいのある方が地域で安心して日常の生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービス等の利用援助を行います。

取組の方向2 虐待防止対策の推進

高齢者や障がい者、子どもなどへの虐待防止対策を強化していくため、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援の充実に取り組みます。また、虐待の背景には、複雑化・複合化した問題を抱えているケースもあるため、重層的支援体制整備事業として包括的な支援につなげていきます。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
52. 高齢者虐待防止事業 【高齢者支援課】	高齢者虐待の防止に向けて地域住民や関係機関への普及啓発を行うとともに、虐待に至る可能性のあるハイリスク家庭を早期に把握し、適切な対応を行います。また、虐待発生時には、対象者の保護や養護者の適切な支援を行います。
53. 障がい者虐待防止対策支援事業 【障がい者支援課】	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、24時間受付可能な虐待センターを設置し、虐待防止対策を実施します。
54. 児童虐待防止対策の推進 【子育て支援課】	虐待防止の啓発や相談先の周知活動を行います。また、袖ヶ浦市要保護児童対策地域協議会を定期的かつ必要に応じ開催し、関係機関と連携を図ることで、支援が必要な家庭の情報共有や支援を行い、虐待の早期発見や早期対応に努めます。

取組の方向3 人権意識の啓発

年齢や性別、障がいの有無、国籍等をはじめとした「違い」について理解し、誰もが差別されることなく多様性を認め合い、尊重し合いながら、それぞれが持つ個性と能力を発揮して自分らしい生き方ができる社会が実現するように、人権意識の啓発活動を推進します。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
55. 人権擁護事業 【市民協働推進課】	誰もが人権を尊重し合い、お互いの人権を尊重しながら共生できる社会の実現に向けて、人権擁護委員と連携して全世代を対象とした人権に関する意識啓発を行います。また、人権に関する諸問題の解決を図るために相談体制を整えます。
56. 障がいを理由とする差別の解消 (新規) 【障がい者支援課】	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における「不当な差別的取扱い」の禁止と、「合理的配慮の提供」(事業者へは令和6年4月から義務化)の2つの柱について、周知啓発や研修を開催し、障がいの有無に関わらず共生できる社会の実現を目指します。
57. 男女共同参画推進事業 【市民協働推進課】	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進員と連携して意識啓発を進めるとともに、男女が対等な立場で参画し、その個性や能力を発揮して活躍できるよう、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けて取り組みます。

取組の方向4 消費者保護対策の推進及び消費者意識の向上

悪質商法や架空請求等、消費者問題は複雑化・多様化していることから、消費者問題に関する注意喚起や相談体制の充実など、消費者保護施策を推進します。

【主な事業】

事業名等 【担当・関係機関】	事業内容
58. 消費生活相談・ 消費者意識啓発事業 【商工観光課】	複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談を実施し、消費者トラブルの早期解決を図ります。また、被害の未然防止のため、消費者問題に関する啓発活動を行います。

2 包括的な支援による取組の推進

包括的支援体制の整備の一環として、重層的支援体制整備事業、成年後見制度利用促進体制整備推進事業、再犯防止に向けた取組を推進します。

(1) 重層的支援体制整備事業の推進（重層的支援体制整備事業実施計画）

ア) 重層的支援体制整備事業について

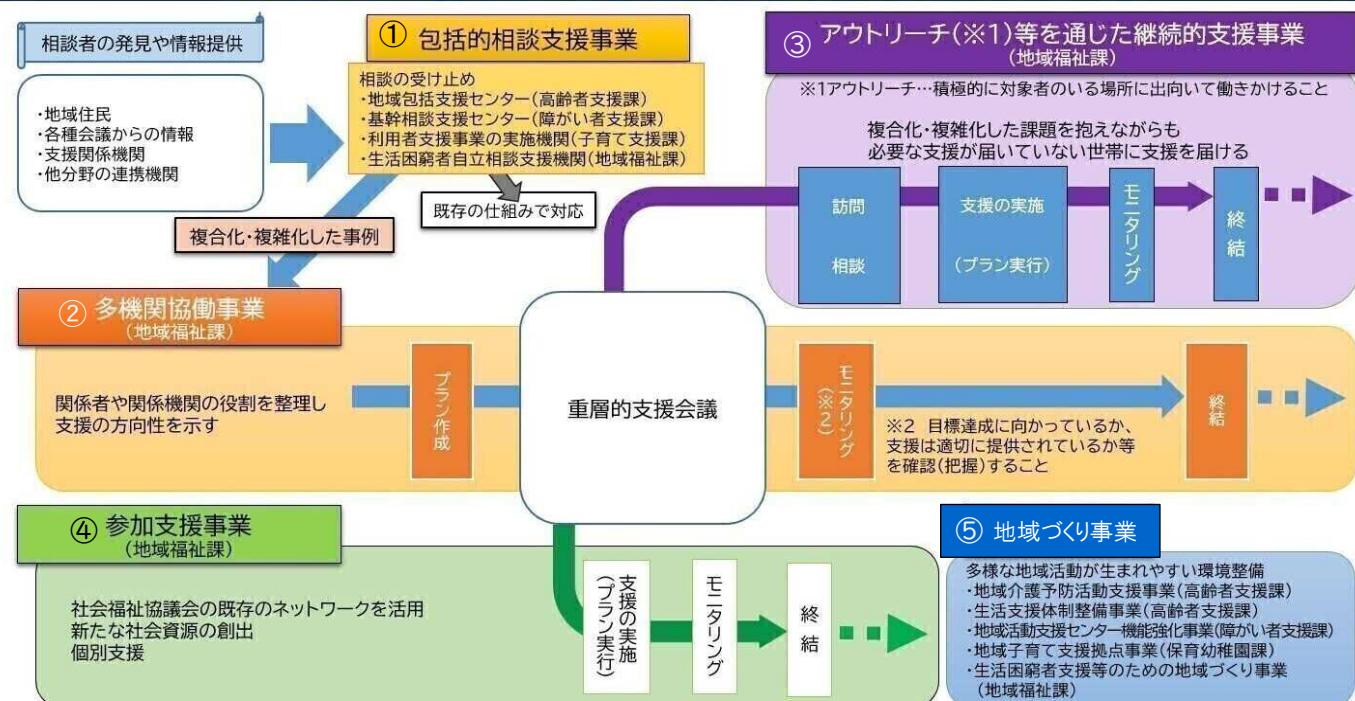
重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した様々な支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備に関する取組をより具体化していくための一つの手段として、「社会福祉法」（昭和 26 年法律第 45 号）（以下「法」という。）第 106 条の 4 に位置づけられており、法第 106 条の 5 第 1 項に同計画の策定が求められています（4 頁参照）。

高齢者福祉や障がい福祉、子育て支援など、これまで分野ごとに取り組まれてきた施策を重層的支援と結び付けて、様々な課題や潜在的ニーズに寄り添い、支援につなげていく体制を整備する事業です。

本市では、ひきこもりや 8050 問題等の複合的な課題を抱えながら支援が行き届いていない世帯への支援を強化するため、令和 5 年度に重層的支援体制整備事業移行準備事業を実施し、令和 6 年度から以下のように 5 つの事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。

複雑な課題や制度の狭間のニーズなどが増加する中で、重層的支援体制整備事業の重要性が高まっています。

重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）



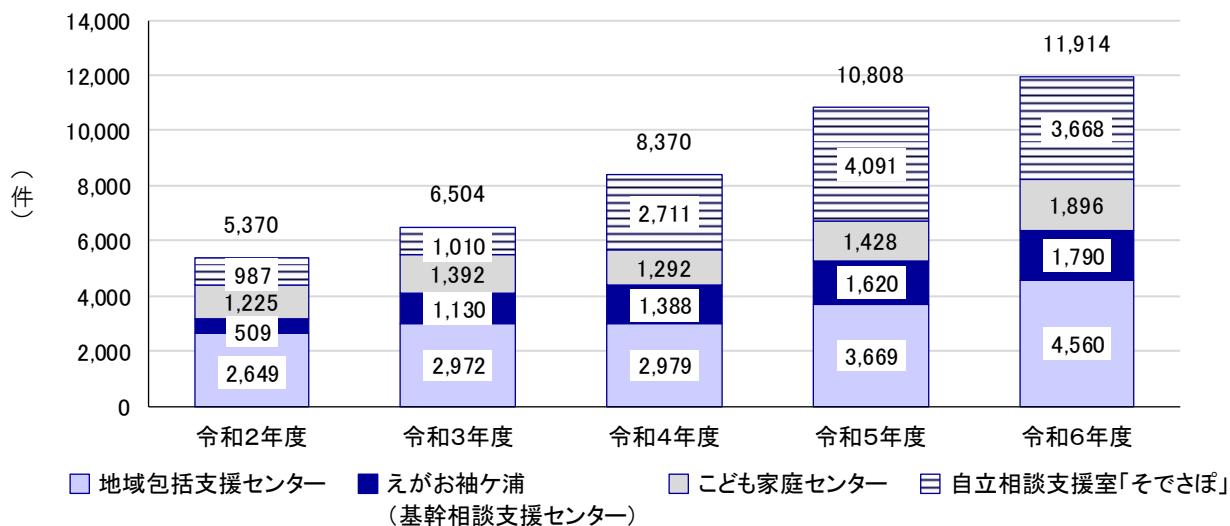
イ) 重層的支援体制整備事業に係る現状

a 増加する相談ニーズへの対応の必要性

各相談窓口における相談対応件数は年々増加傾向にあり、令和6年度は地域包括支援センターが最も多くなっています。次いで多い自立相談支援室「そでさぼ」は、令和2年度からの増加が最も大きくなっています。

相談件数が増えていく中、複雑化・複合化した課題を抱えている人（世帯）も増えているため、重層的支援体制整備事業の更なる推進により、包括的に支援の充実を図っていく必要があります。

【各相談窓口における相談対応件数】



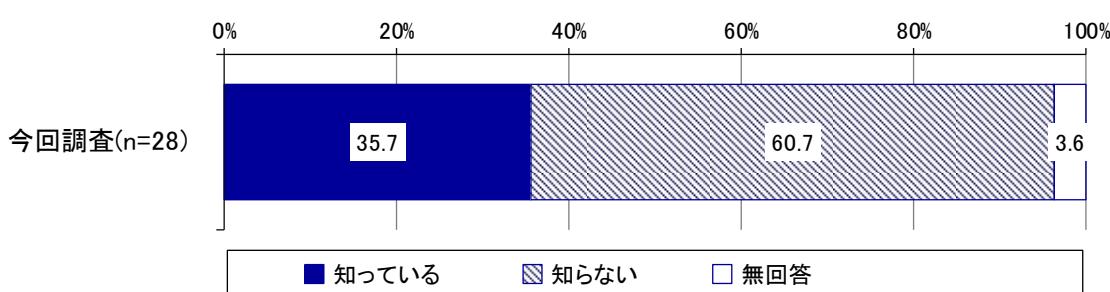
<資料：各課調べ 各年度末>

※「こども家庭センター」は、「子育て世代総合サポートセンター」から移行（令和6年度）

b 重層的支援体制整備事業の周知の必要性

アンケート調査では、重層的支援体制整備事業を認知している事業所は3分の1程度にとどまっています。困りごとを抱える市民を早期に把握し、支援につなげていくためには、事業所の協力が不可欠なため、重層的支援体制整備事業の周知を図っていく必要があります。

【事業所調査（令和6年10月実施）：重層的支援体制整備事業の認知度】



c 重層的支援体制整備事業の課題と今後の対応について

重層的支援体制整備事業を進める本市では、相談しやすい環境づくりや各相談窓口の連携強化などに取り組んでいますが、福祉関連事業所及び福祉関係団体のヒアリング調査では、支援が必要な人に支援が届いていないケースが見受けられるという意見があげられています。

支援が行きわたらない理由としては、長期にわたるひきこもりや認知症で自ら相談することが難しい人、相談先がわからない人、偏見や思い込みにより支援を受けることに抵抗感が強い人などは、相談窓口の利用につながらずに孤立し、問題が深刻化してしまうケースもあります。

そのため、アウトリーチ（訪問支援）による積極的な働きかけとともに、各種支援制度の目的や内容に関する正しい知識の普及を図ることで、当事者や地域社会が抱く支援制度への誤解や偏見を払拭し、地域住民の理解・協力を得ながら支援につなげやすい環境を形成していくことが大切です。

また、取組や活動ごとの結果を数値で示すだけでは事業全体の成果を評価するには不十分であり、国においても目標・評価設定等の在り方について検討しており、国の動向を踏まえつつ、事業の検証や見直しを行い、より効果的な事業展開を図っていく必要があります。

ウ) 取組内容

市民や地域で活動する団体、関係機関等や様々な分野と連携し、「相談」「社会参加」「地域づくり」の支援を一体的に実施することで、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指します。

a 属性を問わない相談支援

a-1 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業の取組は、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の既存事業を活かしつつも、相談者の属性や分野に関わらず、幅広く相談を受けとめるなど、各分野の相談窓口の垣根を低くして、スムーズに連携することで、複雑化・複合化した課題を有する人（世帯）に対し相談支援を行います。

いずれの窓口にもあたらないような相談は、「そでさぽ」において受けとめ、内容に応じて関係課や専門機関につなぐなど、寄り添いながらの支援に努めます。

事業名称	地域包括支援センターの運営
支援対象者	高齢者及びその家族等
相談場所	地域包括支援センター
箇所数	4か所(直営型1か所、委託型3か所)
事業内容	高齢者の介護予防・生活支援・権利擁護などを行う総合窓口
所管部署	高齢者支援課
事業名称	障害者相談支援事業
支援対象者	障がい者・障がい児及びその家族等
相談場所	えがお袖ヶ浦（障害者相談支援事業所・基幹相談支援センター）
箇所数	1か所
事業内容	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
所管部署	障がい者支援課
事業名称	利用者支援事業
支援対象者	子ども及びその保護者等
相談場所	こども家庭センター
箇所数	1か所
事業内容	子育て支援等に関する相談
所管部署	子育て支援課
事業名称	生活困窮者自立支援事業
支援対象者	生活困窮者（生活に困窮している、又は生活困窮に陥るおそれのある人）
相談場所	そでさぽ（自立相談支援室）
箇所数	1か所
事業内容	生活困窮者が抱える多様な問題への包括的かつ計画的な相談支援、自立の促進
所管部署	地域福祉課

a－2 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号）

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した困難事案等については、支援の方向性や支援機関の役割分担の整理など、事案全体の調整を行う必要があります。

多機関協働事業では、こうした困難事案について、対象者から個人情報を共有することに同意が得られた場合には、関係する支援機関を集めて重層的支援会議等を開催し、支援方針を検討し、多機関協働による支援を推進します。

事業名称	多機関協働事業
支援対象者	複雑化・複合化した課題や制度の狭間にいる人（世帯）
設置場所	そでさぽ（自立相談支援室）
箇所数	1か所
事業内容	各分野での対応が難しい相談については、「そでさぽ」が受けとめ、本人の同意が得られた場合は相談者の世帯員の状態を確認し、重層的支援会議（※1）の検討の下に支援に向けたプランを作成します。本人の同意が得られない場合は、支援会議（※2）において支援の方向性を検討していきます。
所管部署	地域福祉課

※1 重層的支援会議について

- 重層的支援会議は、相談者本人から個人情報を共有することに同意が得られた場合に「そでさぽ」が主催となり開催します。また、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるため、プランの適正性の協議、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討といった3つの役割を果たし、寄り添い型の支援にします。
- 同会議は、プラン策定時、再プラン策定時（本人や世帯員の状況が変化し再度プランを策定する必要があるとき）、支援終結の判断時、支援中断の決定時において開催します。
- 同会議の開催については、月1回開催している生活困窮分野における支援調整会議にあわせ開催しますが、必要に応じて隨時開催します。

※2 支援会議について

- 重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となるものの、事例によっては対象者同意が得られず、適切な情報共有が進まないことから役割分担も難しくなることがあります。
- 予防的・早期の支援体制の検討を進めることが求められるにも関わらず、本人同意が得られないことで支援の体制整備が進まない場合もあります。
- 法第106条の6の規定に基づき会議の構成員に対し守秘義務を課した支援会議を必要に応じて随时実施し、支援体制に関する検討を行います。

a－3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、支援の必要性が高いと思われるものの、自身が抱える課題に気づいていない、又は相談することをためらっている場合など、潜在的な支援ニーズを抱える人（世帯）に支援が行き届くよう、寄り添い伴走しながら、つながり続ける支援を行う必要があります。

アウトリーチ（訪問支援）等により積極的に働きかけて、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援に努めます。事業の推進にあたっては、包括的相談支援事業に係る相談窓口・機関が有するアウトリーチ機能の活用や、その他の各分野で取り組む相談支援とも連携し、情報共有や役割分担を図ります。

また、対象者の早期把握のため、地区社会福祉協議会や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携・協力のもと、積極的な情報収集に努めます。

事業名称	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
支援対象者	複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある人（世帯）
相談場所	そでさぽ（自立相談支援室）
箇所数	1か所
事業内容	本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を「そでさぽ」にて実施します。
所管部署	地域福祉課

b 参加支援事業

b－1 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

社会とのつながりが薄く、各分野で行われている既存の社会参加に向けた取組では対応できない制度の狭間のニーズを抱える人（世帯）のニーズや課題に対応するため、地域の社会資源などを活用して、社会とのつながりづくりを支援する必要があります。

参加支援事業では、必要な支援と地域の社会資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の促進に努めます。

事業名称	参加支援事業
支援対象者	ひきこもりなど、社会とのつながりが薄く制度の狭間のニーズを抱える人（世帯）
設置場所	社会福祉センター
箇所数	1か所
事業内容	相談受付、プラン作成、支援メニュー作成、社会資源とのマッチング、フォローアップ等を地域福祉課（社会福祉協議会へ委託）にて実施します。
所管部署	地域福祉課

c 地域づくり支援

c-1 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

高齢・障がい・子ども・生活困窮等の各分野の地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することにより、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場・居場所の充実や、様々な分野の関係者が集い関係性を深めることができます。地域活動の活性化や支え合い・見守り等の取組の促進、新たな社会参加の場の創出なども期待できます。

地域づくり事業は、地域資源を幅広く把握した上で各分野の既存の取組等を活かしながら、世代や属性を超えて交流できる多様な場や居場所を整備するとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネートなどに努めます。

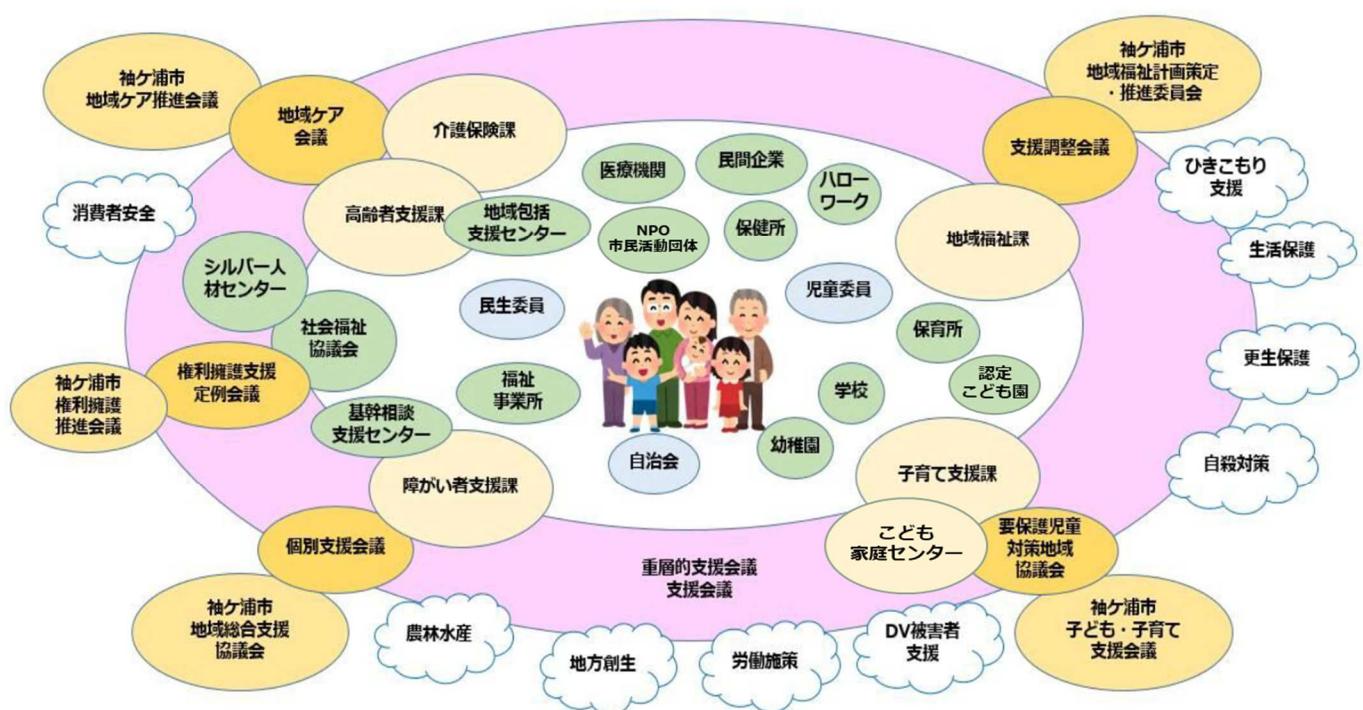
事業名称	地域介護予防活動支援事業
支援対象者	おおむね65歳以上の高齢者
設置場所	地域包括支援センター
箇所数	4か所（直営型1か所、委託型3か所）
事業内容	介護予防に関する自主グループの活動及び立ち上げ支援、介護予防活動を支援するサポーターの養成
所管部署	高齢者支援課
事業名称	生活支援体制整備事業
支援対象者	おおむね65歳以上の高齢者
設置場所	市役所、社会福祉センター
箇所数	2か所
事業内容	ボランティアや民間企業等、多様な主体による生活支援サービスや社会参加が提供される地域の体制づくりを実施
所管部署	高齢者支援課
事業名称	地域活動支援センター機能強化事業
支援対象者	障がい者等及びその家族等
設置場所	地域活動支援センター
箇所数	1か所
事業内容	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施
所管部署	障がい者支援課

事業名称	地域子育て支援拠点事業
支援対象者	乳幼児をもつ子育て中の保護者とその子ども
設置場所	市内保育施設
箇所数	8か所（公立1か所、私立7か所）
事業内容	子育て支援に関する相談等
所管部署	保育幼稚園課
事業名称	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
支援対象者	生活困窮者など地域において多様なニーズを抱える人（世帯）等
設置場所	社会福祉センター
箇所数	1か所
事業内容	多様なニーズに対応した地域づくりに向けた活動
所管部署	地域福祉課

d 重層的支援体制整備事業に関する普及・啓発

重層的支援体制整備事業は分野横断的な取組であるため、市職員や関係機関への重層的支援体制整備事業への意識啓発を行います。

また、事業の実施にあたっては、市民や地域で活動する団体、関係機関等との連携・協力が不可欠なため、重層的支援体制整備事業に関する周知に努めます。



(2) 成年後見制度利用支援に関する事業の推進(成年後見制度利用促進基本計画)

ア) 成年後見制度利用促進体制整備推進事業について

成年後見制度は、認知症、知的障がい、その他の精神上の理由により判断能力が不十分なため契約などの法律行為を行えない人を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援を行うために整備された制度です。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号)第14条第1項には、市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、同施策を総合的かつ計画的に推進するよう求められています(4頁参照)。

本市では、令和3年度に策定した「袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の利用を必要とする市民が、必要な支援を受けられるように、市と社会福祉協議会で設置した「地域連携ネットワークの中核機関」(以下「中核機関」という。)において、成年後見制度の普及啓発及び相談支援、市民後見人の養成、関係機関との連携によるチーム支援などに取り組んでいます。

高齢化など社会環境が変化する中で、成年後見制度を含む権利擁護支援のニーズが多様化及び増大することが予想されており、成年後見制度を含む権利擁護支援策の重要性が増しています。

参考 成年後見制度の種類について

成年後見制度は、大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

◆法定後見制度

本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型から家庭裁判所によって選ばれた後見人、保佐人、補助人など(以下「後見人等」という)が本人を支援するものです。

◆任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、判断能力が低下した場合に代わってしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で定めておく制度で、本人の判断能力が低下した際に親族や任意後見人等が申立を行い、家庭裁判所により任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。

イ) 成年後見制度利用促進に係る現状

a 本人らしい尊厳のある生活の継続や権利擁護等の一層の推進

成年後見制度のニーズは全国的に増加している一方で、意思決定支援や身上保護などが十分に配慮されていないなどの指摘もあり、身寄りのない人も含め、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度のみならず権利擁護支援策を総合的に充実させていくことが求められています。

国の法制審議会民法（成年後見等関係）部会においても、成年後見制度の見直しに向けた調査審議が進められており、令和7年6月に示された中間報告では、本人の意思がより尊重されるように、成年後見制度の運用改善等の方向性が示されています。

また、地域共生社会の在り方検討会議においても検討が進められており、身寄りのない人も含めた判断能力が不十分な人の地域生活を支える支援策として、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた新たな事業の検討や中核機関の法的位置づけなどについて意見があげられています。

b 成年後見制度の更なる普及啓発の必要性

b－1 住民意識調査の結果による成年後見制度の認知度

住民意識調査の結果では、成年後見制度の認知度は高齢者を中心に高まっている様子がうかがえますが、一方で若年層では認知度が2割に満たない世代もあり、全体としては3割程度と、成年後見制度の認知度の低さも見受けられます。（28頁参照）

b－2 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の相談件数の推移

中核機関を設置した令和4年度以降、成年後見制度に関する相談や日常生活自立支援事業に関する相談件数は毎年増加しています。

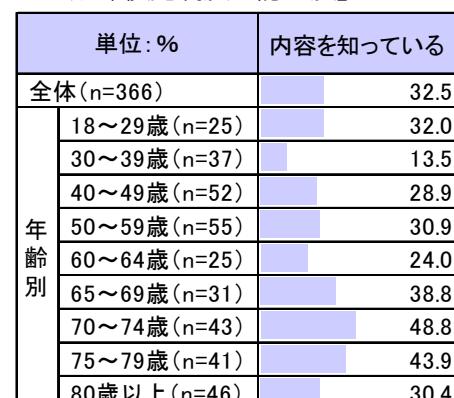
今後も高齢化に伴い、権利擁護の支援を必要とする人は増加していくと見込まれるため、権利擁護の支援を必要とする人を早期に把握し、適切に成年後見制度の利用につなげられるように、支援者・支援機関に成年後見制度について一層の普及啓発を図っていく必要があります。

【成年後見制度に関する相談件数の推移】 (件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成年後見制度	56	31	84	132	106
日常生活自立支援事業	7	7	29	44	63

<資料：中核機関（地域福祉課・障がい者支援課・高齢者支援課・社会福祉協議会>

【住民意識調査（令和6年10月実施
：成年後見制度の認知度】



「内容をよく知っている」「だいたいの内容
は知っている」の合計

c 成年後見制度のニーズの増加への対応の必要性

c - 1 成年後見制度の利用状況

本市における成年後見制度の利用者数には大きな変化は見られませんが、国のデータをみると、成年後見制度の利用者数は増加しています。潜在的なニーズは大きく、今後も認知症高齢者の増加などが見込まれるため、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援の体制の充実化を図る必要があります。

【成年後見制度の利用状況】

(人)

後見保佐補助類型		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法定後見	後見	267	259	254	251	251
	保佐	36	38	40	44	46
	補助	6	6	5	5	4
任意後見		2	3	3	2	0
合 計		311	306	302	302	301

※被後見人等の住所が市であるものに限る。

<資料：千葉家庭裁判所>

参考 全国：成年後見制度利用者数

(人)

後見保佐補助類型		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
法定後見	後見	174,680	177,244	178,316	178,759	179,373
	保佐	42,569	46,200	49,134	52,089	54,916
	補助	12,383	13,826	14,898	15,863	16,857
任意後見		2,655	2,663	2,739	2,773	2,795
合 計		232,287	239,933	245,087	249,484	253,941

<資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和5年1月～12月－」

及び「成年後見関係事件の概況－令和6年1月～12月－」より引用>

c - 2 市長による申立の状況

市は、判断能力が十分でなく、制度の利用が必要で申立を行う親族がいない場合などについては、市長による後見等開始審判請求の申立てを行っています。

本市における市長による申立件数は、過去5年間の推移では減少傾向ですが、国のデータでは、市区町村長の申立件数は増加しています。今後も、一人暮らし高齢者や身寄りのない高齢者等は増加傾向にあり、市区町村長の申立件数は増えていくことが見込まれています。

【市長申立件数の推移】

(件)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	障	高	障	高	障	高	障	高	障	高
後見	3	8	2	6	2	6	0	7	0	2
保佐	1	2	1	2	0	1	0	0	0	1
補助	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
障+高		14		11		10		7		4

※障：障がい者、高：高齢者

<資料：障がい者支援課、高齢者支援課>

参考 全国：市区町村長申立件数の推移

(件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	8,823	9,186	9,229	9,231	9,980

<資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（「令和2年1月～12月」から「令和6年1月～12月」分まで）」より引用>

c – 3 成年後見制度の利用費用助成

申立費用や後見人等に対する報酬費用については、袖ヶ浦市成年後見等開始審判請求実施要綱に基づき、必要に応じて費用助成を行っています。

費用助成件数については、14~24件程度で推移しています。

【費用助成件数の推移】

(件)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	障	高	障	高	障	高	障	高	障	高
申立費用	3	4	2	4	1	6	0	3	0	4
後見等報酬	5	2	5	7	10	7	10	5	11	6
障+高		14		18		24		18		21

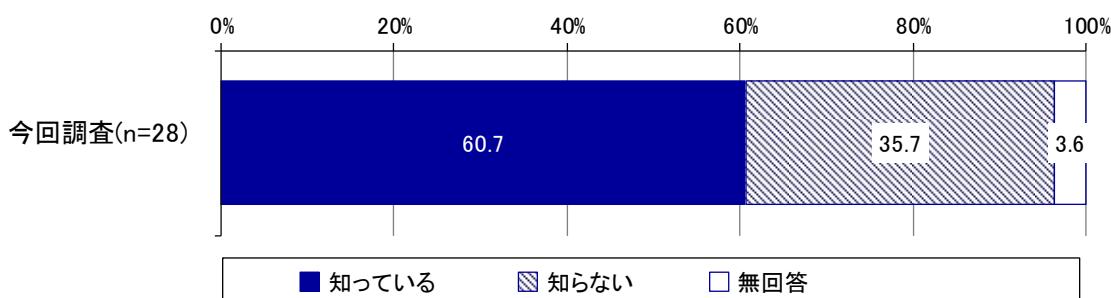
※障：障がい者、高：高齢者

<資料：障がい者支援課、高齢者支援課>

d 地域連携ネットワークの「中核機関」の認知度

事業所調査では、「中核機関」の認知度は、「知っている」が過半数を占めるものの、「知らない」が3分の1程度を占めています。権利擁護の支援を必要とする人の早期把握や成年後見制度の運用において事業所との連携協力が重要となるため、周知を図っていく必要があります。

【事業所調査（令和6年10月実施）：中核機関の認知度】



e 成年後見制度の課題と今後の対応について

住民意識調査では、成年後見制度の認知度は低く、必要な方に情報が十分に行き届いていない可能性があります。特に成年後見制度を必要とする状態となった方が、自ら積極的に情報を収集することや、相談すること自体が困難な状況も考えられます。また、制度の利用にあたっては、手続きが複雑であったり負担が大きいことで利用を躊躇してしまうケースがあるため、手続きの支援や費用負担に係る助成事業の周知など、不安要因の解消を図っていく必要があります。あわせて、今後、制度の利用者の増加を見据えて、成年後見制度の担い手となる専門職（弁護士、司法書士など）の確保や市民後見人の養成、法人後見業務を行う法人の支援などを、県や関係機関などと連携して取り組んでいく必要があります。

ウ) 取組内容

成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加を目指します。

a 成年後見制度等の権利擁護に関する普及啓発

成年後見制度等の権利擁護の必要な人を早期に把握し、支援につなげられるように、広報紙やホームページ、講演会等の多様な手段や機会を活用し、住民や医療・福祉等の関係機関に制度の普及啓発を図ります。特に医療・福祉等の関係機関は制度の普及を図る上で重要なため、講演会や研修会等を通じて、成年後見制度や中核機関の周知に努めます。

【主な事業】

事業名称	権利擁護の普及啓発事業		
設置場所	市役所・社会福祉センター		
取組内容	成年後見制度や日常生活自立支援事業に関するチラシ・パンフレットを作成し、住民や医療・福祉等の関係機関へ配布します。 また、広報紙や市ホームページに制度に関する情報を掲載します。 市民後見人養成講座をはじめ、住民や専門職向けに講演会や研修会を実施し、権利擁護に関する正しい理解の普及啓発を図ります。		
所管部署	地域福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課	関係機関	社会福祉協議会
事業名称	相談体制の充実		
設置場所	市役所・社会福祉センター・地域包括支援センター		
取組内容	権利擁護に関する相談窓口のみならず、庁内各課や事業所との連携を図り、成年後見制度等の権利擁護支援について、幅広く相談を受け付け、支援につながる体制を充実します。		
所管部署	地域福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課	関係機関	社会福祉協議会
事業名称	日常生活自立支援事業		
設置場所	社会福祉センター		
取組内容	障がいのある人や高齢者で、判断能力が比較的保たれている人に対し、福祉サービスの利用に関する援助、金融機関からの現金の引き出し等の財産管理サービス、重要な書類等を預かる等財産保全サービスを行います。 事業の利用を継続する中で判断能力の低下が見られた場合は、権利擁護支援ケース検討会議及び定例会議にて成年後見制度の利用の必要性を検討のうえ、法定後見制度の利用につなぎます。		
所管部署	地域福祉課	関係機関	社会福祉協議会

b 成年後見制度等の利用に関する支援

成年後見制度を必要としている人が、制度を利用するにあたって阻害となる要因を取り除き、速やかに利用できるように、申立費用や後見人等報酬費用（以下「諸費用」という。）の負担軽減や市長による申立ての適正な実施など、成年後見制度等の利用支援を引き続き行います。

成年後見制度の利用にあたっては、本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮していくことが必要です。特に、近年は身寄りのない高齢者等が全国的に増加しており、国の制度改正の検討にあたっても、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく方向性にあります。

本市においても、今後の制度改正などの状況変化を注視しつつ、他市町村の先進事例等を参考にしながら、権利擁護支援の充実に取り組みます。

また、本人の意思を反映・尊重できる任意後見制度や、本人の意思、判断能力・生活状況に応じたきめ細かな対応を可能とする法定後見制度の保佐補助類型の利用推進に向けて取り組みます。

事業名称	費用助成事業
設置場所	市役所・社会福祉センター
取組内容	成年後見制度を利用するにあたり、負担となる諸費用に係る費用の助成を行います。
所管部署	障がい者支援課、高齢者支援課
事業名称	市長申立の適正な実施
設置場所	市役所
取組内容	成年後見制度の利用が必要な方で、申立を行う親族がいない人や虐待事案等については、中核機関が開催する権利擁護支援定例会議において支援方針を検討し、必要に応じて市長による申立を行います。
所管部署	障がい者支援課、高齢者支援課

c 権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実

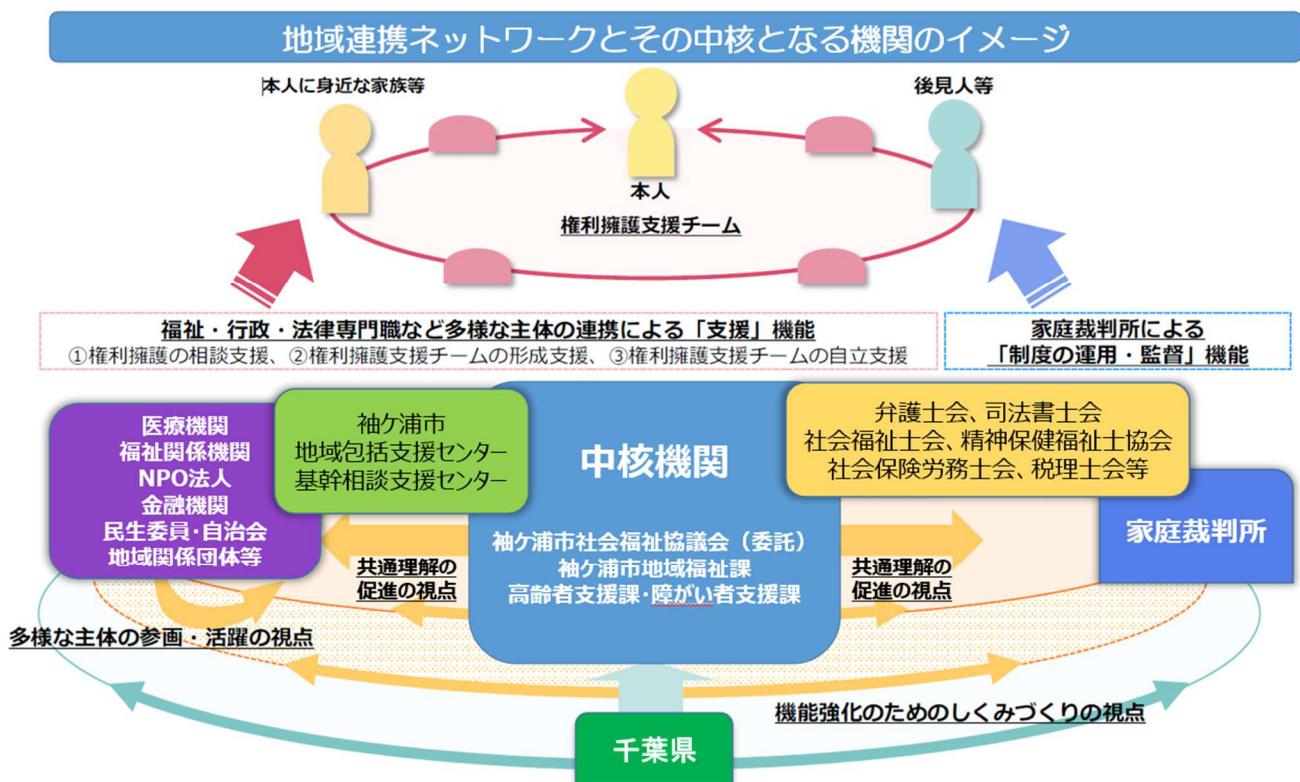
本市では、市及び社会福祉協議会により、権利擁護支援の地域連携ネットワークをコーディネートする中核機関の運営を行っています。成年後見制度の適切な利用を通じて、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加へつなげることが目的となります。

権利擁護支援が必要な方への支援を適切に行うことができるよう、権利擁護支援チームを形成する支援を行います。後見人等や権利擁護支援チームのみでは解決することができない地域に共通する課題については、地域連携ネットワークの関係者が連携・協力して支援策の構築が図れるように地域の体制づくりに取り組みます。

また、地域連携ネットワークを「包括的」なものにしていくため、介護支援や障がい支援、生活困窮支援、子育て支援など各分野のしくみと連携できるように取り組みます。

事業名称	中核機関の運営		
設置場所	市役所・社会福祉センター		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市と社会福祉協議会は連携・協力のもと、地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の運営を行います。 ● 中核機関においては、成年後見制度の利用を必要とする人がスムーズに制度を利用することができるよう、制度の普及啓発を図る広報活動や、権利擁護支援に関する相談窓口の周知を行います。本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談に対しては、必要に応じて専門職アドバイザーから専門的助言等を受けながら、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行います。また、権利擁護支援ニーズは、本人や親族、関係者等からの相談を受ける中で把握できるため、中核機関と各相談支援機関との連携を図ります。 ● 後見人等に関する支援への苦情等については、その解決に向けて関係者と連携した対応を行うとともに、必要に応じて、専門職団体と連携して対応するほか、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡します。 		
所管部署	地域福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課	関係機関	社会福祉協議会

事業名称	地域連携ネットワークの構築を推進する協議会の運営		
設置場所	市役所・社会福祉センター		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域連携ネットワークの構築を推進する協議会として、「権利擁護支援定例会議」及び「権利擁護推進会議」を実施します。 ● 「権利擁護支援定例会議」は、司法・医療・福祉の専門職アドバイザー及び中核機関職員により、権利擁護支援を必要とする対象者について支援方針と後見人候補者に関する事項等の検討・協議を行います。 ● 「権利擁護推進会議」では、これらの専門職及び金融機関等の関係機関の連携体制を構築し、権利擁護支援における市の課題等について、協議及び提言を行います。 ● 地域の多様な主体の連携・協力関係を進めるため、これらの協議会の活用を関係機関に周知するなど、運営機能の強化に努めます。 		
所管部署	地域福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課	関係機関	社会福祉協議会
事業名称	権利擁護支援チームの形成		
設置場所	市役所・社会福祉センター		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援や身上保護などを行うため、本人に身近な親族や関係機関、後見人が権利擁護支援チームとなって意思決定支援の考え方を理解し、協力して本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な権利擁護支援を行うことができるよう権利擁護支援チームを形成する支援を行います。 		
所管部署	地域福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課	関係機関	社会福祉協議会



※権利擁護支援の地域連携ネットワークは、支援が必要な人を地域や関係機関が支える「権利擁護支援チーム」、関係機関の連携・協力を進めるための「協議会」、個別支援や協議会が適切に実施されるようネットワークのコーディネートを担う中核的な機関となる「中核機関」からなる。

d 担い手の確保・育成と活躍支援の推進

本人にとって適切な後見人が選任され、安心して制度を利用できるよう、弁護士や司法書士などの専門職に加えて、後見人の担い手を増やす取組が必要です。

社会福祉協議会による法人後見事業により後見人等の受け皿を増やします。また、市民後見人養成研修を実施し、研修修了者には将来的に市民後見人として活躍していただくという観点だけでなく、権利擁護の必要な方を地域で支えていけるように、育成支援を行っていきます。

また、親族後見人や市民後見人に対し、中核機関は後見人業務のサポートを行います。

事業名称	法人後見事業活動の支援		
所管部署	社会福祉協議会		
設置場所	社会福祉センター		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会において、法人後見事業を実施していきます。 ● 市では、成年後見人等の受け皿が増えるように、法人後見事業の活動を支援し、担い手の確保に努めます。 		
所管部署	地域福祉課	関係機関	社会福祉協議会
事業名称	権利擁護人材の育成・支援事業		
設置場所	市役所・社会福祉センター		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民後見人養成講座を実施します。また、市民後見人養成講座の修了者に対するフォローアップ研修を実施します。 ● 養成講座修了者に対し、日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見支援員を依頼するなど、市民後見人となる上で活動の場を広げる取組を行います。 		
所管部署	地域福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課	関係機関	社会福祉協議会

(3) 再犯防止に向けた取組の推進（再犯防止推進計画）

ア) 再犯防止の推進について

犯罪をした者等が再び罪を犯すことが社会全体の課題となっています。再犯の背景には、安定した仕事や住まいがないこと、薬物やアルコールへの依存、高齢で身寄りがないなど、様々な課題を抱えている場合があり、社会復帰のためには継続的な支援が必要です。

「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項には、市町村は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう求められています（4頁参照）。

再犯防止の取組は市民が犯罪によって受ける被害を防ぎ、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものであるため、地域の理解と協力を得ながら、犯罪や非行をした者の孤立を防ぎ、地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう包括的に支援していくことが重要です。

なお、再犯防止施策の対象者は、「再犯防止推進法」第2条第1項の規定に基づき「犯罪をした者等（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいう。）」とし、市内に居住する者とします。

イ) 再犯防止推進に係る現状と課題

a 再犯者の減少に向けた取組

全国的に、刑法犯で検挙される件数は近年増加傾向にありますが、検挙される件数の約半数が再犯者という状況にあり、木更津警察署管内においても同様の傾向がみられます（14頁参照）。

b 一人ひとりの状況に応じた社会復帰を果たすための支援

犯罪をした者等の中には、「住むところがない」「仕事がない」「薬物依存がある」「孤独、相談相手がない」といった「生きづらさ」がハードルとなり、犯罪や非行を繰り返してしまう者も少なくありません。そのため、市、地域社会等や関係機関が連携し、就労や住居の確保、適切な保健医療・福祉サービスの提供などの支援を行うことが必要です。

住民意識調査でも、社会復帰を果たすために市が行うべき支援について、「①就労支援」「②住まいの確保支援」「③非行の防止・就学支援」などが上位を占めており、一人ひとりの状況に応じた支援が求められています。

【住民意識調査（令和6年10月実施）：再犯防止、社会復帰を果たすために市が行うべき重要な支援】

項目	単位：%
①就労支援	62.3
②住まいの確保支援	39.1
③非行の防止・就学支援	36.3
④経済的支援	28.7
⑤民間協力者の活動促進	19.9
⑥地域住民の声かけ・関わり	19.7
⑦どのような支援が必要かわからない	19.4
⑧特に必要な支援はない	4.1
⑨その他	3.0
無回答	3.0

c 保護司をはじめとする更生保護ボランティアとの連携

安全・安心なまちづくりや再犯防止推進のために、君津地区保護司会袖ヶ浦支部（以下「保護司会」という。）や袖ヶ浦地区更生保護女性会の両団体（以下「更生保護ボランティア」という。）が重要な役割を担っています。

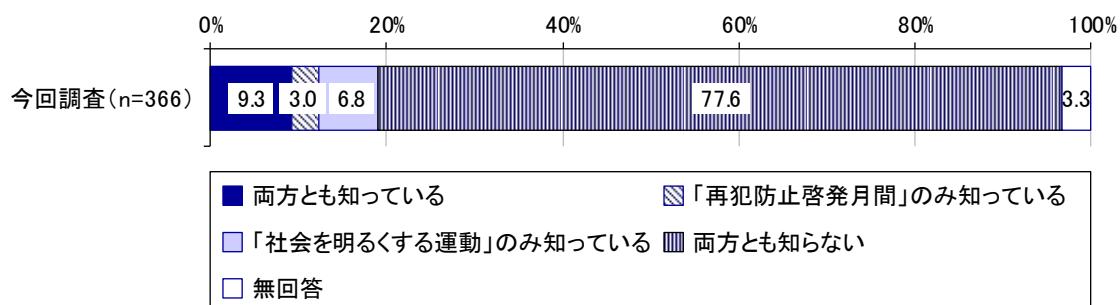
近年では、更生保護ボランティアの高齢化や担い手不足などによって、これまでの体制の確保や活動が難しい状況にあります。地域社会における支援を継続していくため、市は更生保護ボランティアとの一層の連携や支援を推進することが必要となっています。

d 再犯防止活動に関する啓発活動

犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させることなく、再び受け入れて、立ち直りを支えていくためには、地域の理解と協力が不可欠です。

しかし、住民意識調査では、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」についての認知度は低い状況にあります。そのため、住民や市内事業者に再犯防止に関する取組を周知し、地域の理解と協力が得られるように取り組んでいく必要があります。

【住民意識調査（令和6年10月実施）：「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」についての認知】



ウ) 取組内容

犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに困難を抱える者も多くいます。国や県、関係機関等と連携協力しながら、犯罪や非行をした者が社会で孤立することなく、地域とつながりを持ちながら社会の一員として生活を再建できるような社会の実現を目指します。

a 就労・住居の確保等

就労は、収入を得られることで生活基盤の安定化が図れるとともに、地域社会の一員であるという役割を持つことで、社会とのつながりや自己肯定感を育み、再犯リスクを下げるという側面もあります。

住居についても、地域社会において安定して健全な社会生活を送るためには不可欠であり、再犯防止において重要な要素となります。

しかし、犯罪をした者等の中には高齢者や障がい者など、自立した生活を営むための基盤である就労や住居の確保が難しく、社会復帰を果たす過程において支援を必要とする人たちがいます。

そのため、福祉的就労から一般就労に至るまで、個々の能力に応じて活躍できるような就労支援や居住場所の確保に向けて、相談窓口や関係機関、更生保護ボランティア等の団体と連携して支援を行います。

就労の支援
● 自立生活を目指して、一人ひとりの特性に応じた就労準備支援等を行います。
住居確保の支援
● 地域社会における定住先の確保に向けた住宅確保要配慮者居住支援法人（※）との連携強化を図ります。
● 帰住先がない者などについて、保護観察所や保護司会などの関係機関と連携することにより適切な住居の確保に向けた支援に取り組みます。

※住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障がい者等）が民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対して支援を実施する法人として都道府県が指定するものです。
(住宅セーフティネット法第40条)。

b 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

再犯者の中には、高齢者や障がい者も少なくありません。その背景には、必要とされる福祉的な支援が行き届いていないことなどがあり、心身の状況や生活環境等に係る必要な支援をコーディネートすることで自立に向け、安定した生活を実現できる可能性が高まります。

そのため、関係機関や更生保護ボランティアなどの団体と連携して、保健医療・福祉サービスなどの必要な支援につなげることが重要です。また、複雑化・複合化した問題を抱えていることが多いことから、必要に応じて包括的な支援を行います。

高齢者又は障がい者等への支援

- 福祉的支援を必要とする人に対して、必要な保健医療・福祉サービスが切れ目なく提供されるようニーズの適正な把握に努め、関係機関との連携強化に努めます。

c 学校等との連携した取組の推進

近年の未成年の非行の背景には、虐待や貧困等により家庭において問題を抱えているケースや、地域社会の大人と子どもの関わりの機会が減少していることなどにより、自身のコミュニケーション能力の不足、発達上の問題等が複雑に絡み合っているケースもあり、非行の未然防止や早期に立ち直りを図るまでの課題となっています。

そのため、教育機関をはじめとする関係機関と連携し、教育相談体制の充実や啓発活動・非行予防活動に取り組みます。

学校等と連携した取組の推進

- 社会を明るくする運動の取組の充実を図ります。
- 学校と更生保護ボランティアとの連携による相談支援、地域全体での児童や青少年の見守り、健やかな成長を支える取組の実施に努めます。

コラム 「社会を明るくする運動」について（通称：社明運動）

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動で、毎年7月は“社会を明るくする運動”的強調月間です。

また、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止推進法により、毎年7月を再犯防止啓発月間と定めています。

d 民間協力者の活動の促進等

再犯防止に向けた取組には、多くの民間団体の協力が必要不可欠です。しかし、近年では、地域の再犯防止及び犯罪をした者等の自立更生の促進に携わる更生保護ボランティアの高齢化や担い手不足により、今後の再犯防止に関する活動への影響が懸念されています。

そのため、更生保護ボランティアの活動が引き続き円滑に行われるよう、県と連携し、君津地区保護司会等を通じた保護司活動の支援に努めるほか、多くの民間団体へ協力を働きかける取組に努めます。

民間協力者の活動の促進等
● 更生保護ボランティア間の研修や取組事業の充実を図ります。
● 青少年相談員等と連携し、地域における非行の未然防止を図ります。

e 地域による包摂の推進

国、県、市町村、民間団体等において、犯罪をした者等の社会復帰のための支援が行われているものの、これらの関係機関においては、情報共有や指導・支援を実施するまでの連携が必ずしも十分ではないという指摘もあります。

そのため、国や県、専門知識や経験を有する更生保護ボランティアがそれぞれの適切な役割分担のもと、一人ひとりの必要性に応じて就労や住居、保健福祉、教育等の各種行政サービスや民間団体による支援につなげ、フォローアップを可能とする連携、協力の仕組みの構築等を図ります。

国及び県との連携強化
● 国（保護観察所・矯正施設など）、千葉県、千葉県地域生活定着支援センターとの連携強化を図ります。

コラム 君津地区保護司会袖ヶ浦支部

「保護司」とは、保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、民間ボランティアとして活動しています。専門の国家公務員である保護観察官と協働して、様々な更生保護に関する活動に従事しています。

主な活動内容

1. 保護観察

更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした者に対して、更生を図るための約束ごと（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労相談などの支援を行っています。

2. 生活環境調整

少年院や刑務所に収容されている者が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の確認や引受けとの話し合い等を行い、受入態勢を整えています。

3. 犯罪予防活動

犯罪や非行を未然に防ぐために、“社会を明るくする運動”強調月間などの機会を通じて、犯罪予防活動を促進し、犯罪や非行をした者の改善更生について地域社会の理解促進に努めています。

4. 研修や広報活動の実施

保護観察官による定期的な研修会を開催し、更生保護事業に係る広報・啓発活動などを実施しています。

コラム 袖ヶ浦地区更生保護女性会

「更生保護女性会」とは、女性としての立場から平和な生活を守るために地域における犯罪や非行を防止するとともに、犯罪や非行に陥った者たちが、二度と過ちを繰り返さないよう、その立ち直りを支え、犯罪や非行のない明るい社会を作ろうとするボランティア団体です。

主な活動内容

1. “社会を明るくする運動”への参加、協力

保護司会と連携し、市内各駅、市内施設等での啓発活動を実施します。手作りで雑巾縫いを行い、市内各小中学校等へ届けながら、啓発を行っています。

2. 研修や広報活動の実施

千葉県更生保護女性連盟主催の会員研修のほか、ブロック別研修、保護司会との合同研修等を行い、自己研鑽に励んでいます。また、広報活動として毎年「更女だより」を発行しています。

3. 地域との連携・協働活動の推進

児童養護施設等への訪問による日常生活支援等の実施、刑務所への慰問活動を実施しています。

4. 資金造成事業の実施

更生保護活動への理解を深め、地域活動を積極的に推進するために、活動資金の財源確保を目的として資金造成事業に取り組んでいます。

f 再犯防止に向けた基盤の整備等

犯罪をした者等の社会復帰のためには、本人自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として活躍できるよう、地域の理解と協力を得ながら社会全体で支援することが重要です。

そのため、更生保護や再犯防止に関して幅広く啓発活動を行い、より身近なものとして社会に浸透させていくとともに、更生保護ボランティアの活動の支援に努めます。

広報・啓発活動の推進
● 「社会を明るくする運動」の取組の拡充や「再犯防止啓発月間」など、多くの市民が更生保護事業に対し理解を深められるよう、ホームページや広報紙による周知・啓発活動等に取り組みます。
保護司会への支援・連携強化
● 持続可能な保護司活動の支援等に努めます。 ● 保護司会事務局の運営や保護観察対象者との面接場所の確保等の支援に努めます。 ● 保護司の担い手不足に対する支援に努めます。

第6章 計画の推進体制

第4期計画を着実に推進していくため、庁内関係部局に事業の進捗状況を毎年度照会し、実施上の問題点を的確に把握するなど、事業の進捗管理・評価を行います。

その進捗管理・評価を、第4期計画策定時に設置していた「袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会」で提示し、P D C Aサイクル※に基づいて第4期計画の進捗状況の評価及び改善点を明らかにし、今後の施策の充実に向けた提言をいただいた上で、その内容を公表します。

また、地域の特性や実情を把握する必要がある事業については、地域福祉推進地区懇談会により地区ごとの進捗状況の評価などを行います。

【P D C Aサイクル】



市民が住み慣れた地域でその人らしい安心で充実した生活を送るために、保健・医療・福祉とともにそれ以外の施策の取組も重要であることから、福祉部だけではなく幅広く庁内の関係部局との連携を図り、地域福祉の推進に関わる施策を効果的に推進します。

また、第4期計画と「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第5期）」の一体的な推進により、社会福祉協議会との連携を図ります。このほか自治会、民生委員・児童委員協議会、その他の市民団体との連携を促進し、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

※P D C Aサイクル

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つです。P D C Aは、サイクルを構成する頭文字をつなげたもので、Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Action（改善・見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという考え方です。